

令和4年第4回

石川県議会定例会議案

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第1号	令和4年度石川県一般会計補正予算（第3号）	1
議案第2号	令和4年度石川県港湾整備特別会計補正予算（第1号）	9
議案第3号	令和4年度石川県立中央病院事業会計補正予算（第1号）	11
議案第4号	石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について	13
議案第5号	石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	53
議案第6号	財産の取得について（消防防災ヘリコプター）	57
議案第7号	損害賠償額の決定について	59
議案第8号	ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例について	61
議案第9号	差押債権取立請求事件に係る訴えの提起について	63
議案第10号	保証債務履行請求事件に係る訴えの提起について	65
議案第11号	損害賠償額の決定について	67
議案第12号	石川県手数料条例の一部を改正する条例について	69
報告第1号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	71
報告第2号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	73
報告第3号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	75
報告第4号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	77
報告第5号	地方独立行政法人の業務実績に関する評価結果の報告について	79
報告第6号	法人の経営状況の報告について（石川県公立大学法人）	85
報告第7号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 能登原子力センター）	89
報告第8号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 北陸先端科学技術大学院大学支援財団）	95
報告第9号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 奥能登開発公社）	101
報告第10号	法人の経営状況の報告について（北陸エアターミナルビル株式会社）	107
報告第11号	法人の経営状況の報告について（能登空港ターミナルビル株式会社）	111
報告第12号	法人の経営状況の報告について（へぐら航路株式会社）	115
報告第13号	法人の経営状況の報告について（のと鉄道株式会社）	119
報告第14号	法人の経営状況の報告について（I Rいしかわ鉄道株式会社）	123
報告第15号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 石川県県民ボランティアセンター）	127
報告第16号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 いしかわ県民文化振興基金）	133
報告第17号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 石川県音楽文化振興事業団）	139
報告第18号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 大野からくり記念館）	151
報告第19号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 銭五顕彰会）	157

報告第20号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 石川県スポーツ協会）	163
報告第21号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 いしかわ女性基金）	169
報告第22号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 石川県臓器移植推進財団）	175
報告第23号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 石川県生活衛生営業指導センター）	181
報告第24号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 いしかわ結婚・子育て支援財団）	187
報告第25号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 石川県産業創出支援機構）	197
報告第26号	法人の経営状況の報告について（一般財団法人 石川県文化・産業振興基金）	215
報告第27号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 石川県デザインセンター）	219
報告第28号	法人の経営状況の報告について（七尾海陸運送株式会社）	225
報告第29号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 山中漆器産業技術センター）	229
報告第30号	法人の経営状況の報告について（一般財団法人 石川県金沢勤労者プラザ）	235
報告第31号	法人の経営状況の報告について（一般財団法人 石川県県民ふれあい公社）	241
報告第32号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 金沢コンベンションビューロー）	257
報告第33号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 石川県国際交流協会）	263
報告第34号	法人の経営状況の報告について（一般社団法人 石川県農業開発公社）	275
報告第35号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 いしかわ農業総合支援機構）	281
報告第36号	法人の経営状況の報告について（公益社団法人 石川県青果物価格安定資金協会）	287
報告第37号	法人の経営状況の報告について（一般社団法人 石川県金沢食肉公社）	293
報告第38号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 石川県林業公社）	299
報告第39号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 石川県林業労働対策基金）	311
報告第40号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 石川県緑化推進委員会）	317
報告第41号	法人の経営状況の報告について（株式会社マリパーク内灘）	323
報告第42号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 いしかわまちづくり技術センター）	327
報告第43号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 木場潟公園協会）	333
報告第44号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 いしかわ緑のまち基金）	339
報告第45号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 石川県暴力追放運動推進センター）	343
報告第46号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 石川県文教会館）	349
報告第47号	法人の経営状況の報告について（公益財団法人 石川県埋蔵文化財センター）	355

議案第 1 号

令和 4 年度石川県一般会計補正予算(第 3 号)

令和 4 年度の石川県一般会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,752,783千円を追加し、歳入歳出それぞれ632,465,166千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 令和 4 年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 9 月 7 日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和4年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		100,107,019	8,059,547	108,166,566
	1 国庫負担金	28,814,146	4,721,008	33,535,154
	2 国庫補助金	69,156,470	3,338,539	72,495,009
12 繰入金		13,215,919	101,500	13,317,419
	2 基金繰入金	13,113,423	101,500	13,214,923
13 繰越金		1	911,230	911,231
	1 繰越金	1	911,230	911,231
14 諸収入		70,387,584	7,188,506	77,576,090
	4 受託事業収入	5,712,025	884,000	6,596,025
	6 雑収入	11,345,772	6,304,506	17,650,278
15 県債		55,106,000	5,492,000	60,598,000
	1 県債	55,106,000	5,492,000	60,598,000
歳入合計		610,712,383	21,752,783	632,465,166

議案第一号 令和4年度石川県一般会計補正予算 歳入

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 88,425,504	千円 218,000	千円 88,643,504
	1 総務管理費	11,109,968	3,000	11,112,968
	5 防災救助費	1,838,729	215,000	2,053,729
3 企画振興費		10,289,759	13,334	10,303,093
	1 企画振興費	10,289,759	13,334	10,303,093
4 県民文化スポーツ費		6,579,768	1,100	6,580,868
	2 文化スポーツ費	5,275,855	1,100	5,276,955
5 健康福祉費		129,963,529	2,813,555	132,777,084
	1 高齢者福祉費	36,559,376	12,666	36,572,042
	2 子育て福祉費	16,815,198	123,220	16,938,418
	3 障害福祉費	12,400,061	64,669	12,464,730
	5 健康推進費	12,593,807	2,613,000	15,206,807
6 生活環境費		3,114,940	76,200	3,191,140
	1 生活環境費	3,114,940	76,200	3,191,140
7 商工労働費		47,973,449	5,280,000	53,253,449
	1 商工費	46,318,076	5,280,000	51,598,076
9 農林水産業費		37,286,107	2,153,000	39,439,107
	1 農業費	17,560,318	479,500	18,039,818
	2 畜産業費	887,066	611,800	1,498,866
	3 農地費	10,925,717	55,000	10,980,717
	4 林業費	5,736,446	952,000	6,688,446
	5 水産業費	2,176,560	54,700	2,231,260

款	項	補正前の額	補正額	計
10 土木費		千円 63,629,280	千円 3,008,290	千円 66,637,570
	2 道路橋りょう費	37,708,719	280,000	37,988,719
	3 河川海岸費	10,270,940	2,680,290	12,951,230
	5 都市計画費	9,248,946	48,000	9,296,946
12 教育費		97,723,860	9,200	97,733,060
	1 教育総務費	12,695,975	1,700	12,697,675
	4 特別支援学校費	8,275,594	7,500	8,283,094
13 災害復旧費		3,942,968	8,180,104	12,123,072
	1 農林水産業施設 災害復旧費	1,254,811	2,345,889	3,600,700
	2 土木施設災害復旧費	2,688,157	5,672,286	8,360,443
	3 県有施設災害復旧費	—	161,929	161,929
歳出合計		610,712,383	21,752,783	632,465,166

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
いしかわ特別支援学校高等部 新 校 舎 整 備 費		千円	令 和 5 年 度	千円 181,000

議案第一号 令和四年度石川県一般会計補正予算 債務負担行為

第3表 地方債補正

起債の目的	前			後		
	補 限度額 千円	起債の方法	償還の方法	補 限度額 千円	起債の方法	償還の方法
農地防災事業費	432,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しの式で求められるについて、利率の見直した後は、当該見直しの利率)	484,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しの式で求められるについて、利率の見直した後は、当該見直しの利率)
治山費	595,000					
漁港建設費	258,000					
道路整備費	4,809,000					
河川改良費	1,931,000					
河川整備費	219,000					
砂防地すべり対策費	1,173,000					
砂防施設整備費	131,000					
海岸保全費	269,000					
公園整備費	1,021,000					
特別支援学校整備費	193,000					
林地荒廃防止施設費	57,000					
林道災害復旧事業費	42,000					

漁港災害復旧事業費	26,000					27,000	
土木施設災害復旧費	789,000					2,636,000	
県単土木災害復旧費	40,000					667,000	
交通対策費	5,162,000					5,165,000	
諸施設災害復旧費						133,000	
救助費						10,000	
計	55,106,000					60,598,000	

議案第 2 号

令和 4 年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第 1 号)

令和 4 年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 9 月 7 日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
金 沢 港 引 船 管 理 費		千円	自 至 令 和 5 年 度 令 和 9 年 度	千円 120,000

議案第二号 令和四年度石川県港湾整備特別会計補正予算

議案第3号

令和4年度石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)

令和4年度の石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

令和4年度石川県立中央病院事業会計予算第5条に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
医療情報総合 システム更新費	令和5年度	2,000,000千円

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

議案第四号

石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和四年九月七日提出

石川県知事 馳 浩

石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(石川県職員の定年等に関する条例の一部改正)

第一条 石川県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年石川県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 定年制度(第二条―第五条)

第三章 管理監督職勤務上限年齢制(第六条―第十一条)

第四章 定年前再任用短時間勤務制(第十二条・第十三条)

第五章 雑則(第十四条)

附則

第一章 総則

第一条中「」第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「。以下「法」という。第二十二條の四第一項及び第二項、第二十二條の五第一項、第二十八条の二、第二十八条の五、第二十八条の六第一項から第三項まで、第二十八条の七並びに警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第二項」に改める。

第一条の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、医師及び歯科医師(石川県立中央病院及び石川県立こころの病院に勤務する医師及び歯科医師を除く。)の定年は、年齢七十年とする。

第四条第一項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の

部分に次のただし書を加える。

ただし、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下この条及び第三章において同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

第四条第一項第一号中「その」を「当該」に改め、「により」の下に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき。」を「こと。」に改め、同項第二号中「、その」を「、当該」に、「できないとき。」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること。」に改め、同項第三号中「その」を「当該」に、「とき。」を「こと。」に改め、同条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第三項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に「、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなった」を「第一項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の三章を加える。

第三章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- 一 一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十号）第八条又は石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年石川県条例第四号）第四条に規定する職
- 二 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の教頭（前号に掲げる職を除く。）、主幹教諭及び指導教諭
- 三 警視又は警部の階級にある警察官（第一号に掲げる職を除く。）

（管理監督職勤務上限年齢）

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。

（他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準）

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第十条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力（次条第三項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
 - 二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
 - 三 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従った上で状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- 2 前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）に対し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項第一号から第三号までの規定中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第一号中「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第十条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第二号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第三号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは、「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該

期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- 一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - 二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - 三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除

く)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第十条 任命権者は、前条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第十一条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢六十年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第十三条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が加入する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合の年齢六十年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第五章 雑則

(雑則)

第十四条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の五項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 5 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

- 6 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年石川県条例第 号。以下この項から第八項までにおいて「令和四年改正条例」という。）第一条の規定による改正前の第三条ただし書に規定する職員であつて、第三条第一項の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、同条第一項中「六十五年」とあるのは、「六十五年」とする。

- 7 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、令和四年改正条例第一条の規定による改正前の第三条ただし書に規定する職員に対する第三条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「七十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 8 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第三条第二項及び令和四年改正条例第一条の規定による改正前の第三条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容及その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認す

るよう努めるものとする。

- 9 警察本部長は、当分の間、警察法第五十六条の二第二項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第二条 石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十六年石川県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「号級に変更することをいう。」の下に「並びに法第二十八条の二第二項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）」を加える。

第六条中「職員が」の下に「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか、」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の二項を加える。

（経過措置）

- 2 第二条第二項の規定は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十号）附則第三十項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。
- 3 一般職の職員の給与に関する条例附則第三十項の規定の適用を受ける職員に対する第五条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに一般職の職員の給与に関する条例附則第三十項の規定による降給とする」とする。

（石川県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第三条 石川県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年石川県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「六月以下」の下に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の十分の一に相当する額を超えるとときは、当該額を減ずるものとする。

（石川県職員退職手当条例の一部改正）

第四条 石川県職員退職手当条例（昭和二十九年石川県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第

「一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。」を削る。

第二条の四中「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

第四条第一項中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

第五条第一項中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改め、同条第二項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第五条の二第一項中「退職した者」の下に「(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二及び附則第十三項において「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者を除く。)」を加える。

第五条の三中「十年」を「十五年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第五条の三の二 第五条の二(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二及び附則第十三項において「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。)により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第五条の二に規定されている俸給月額の減額改定をいう。)」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。)」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号ロの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第六条の二各号列記以外の部分中「第五条の二第一項」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を、「同項第二号ロ」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第一号中「特定減額前給料月額」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。)。次号において同じ。)」を加える。

第六条の三の表第六条の二の項中「第五条の二第一項の」を「第五条の二第一項(」に、「同条」を「第五条の三」に改め、同表第六条の二第一号の項読み替えられる字句の欄中「特定減額

前給料月額」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。次号において同じ。))」を加え、同項読み替える字句の欄中「特定減額前給料月額及び」を「特定減額前給料月額(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。以下この号及び次号において同じ。))及び」に改める。

第六条の四第一項中「除く。以下」を「除く。第七条第四項において」に改め、「定める額(以下」の下に「この項及び第五項において」を加える。

第六条の五第一項中「第五条の二」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。))」を加える。

第七条第五項第二号中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

第十条第二項中「十八日」の下に「(二月間の日数(石川県の休日^{を定める条例(平成元年石川県条例第十六号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。))が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加え、同条第四項中「」とする」を「とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が三十日未満のもの^{その他人事委員会規則で定めるものを除く。))を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。))は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第十一項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。}}

第十三条第一項第一号及び第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十五条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十七条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第二項から第二十四項までを削る。

附則第二十五項中「旧専売公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。))」に、「旧電信電話公社」を「日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)

附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）に改め、同項を附則第二項とする。

附則第二十六項中「国家公務員等退職手当法」の下に「(昭和二十八年法律第百八十二号)」を加え、同項を附則第三項とする。

附則第二十七項中「旧国有鉄道」を「日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第一条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧国有鉄道」という。)」に改め、同項を附則第四項とし、附則第二十八項を附則第五項とする。

附則第二十九項中「条例第四十号」を「石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例(昭和四十八年石川県条例第四十号。以下「条例第四十号」という。)」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改め、「まで」の下に「及び附則第十五項から第二十三項まで」を加え、「附則第二十九項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第三十項中「第五条の二」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)

及び附則第十八項」を加え、同項を附則第七項とする。

附則第三十一項中「第五条」の下に「又は附則第十六項」を加え、「附則第二十九項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第三十二項中「同法附則第十一条」を「同法附則第十三条」に改め、同項を附則第九項とし、附則第三十三項から第三十五項までを二十三項ずつ繰り上げ、附則第十二項の次に次の一項を加える。

- 13 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の変額改定(第五条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二に規定する俸給月額の変額改定をいう。)によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

附則第三十六項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を附則第十四項とし、附則に次の九項を加える。

- 15 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十五項」とする。

- 16 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同条

- 第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額について準用する。
 この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十六項」とする。
- 17 前三項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 一 石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年石川県条例第 号）第一条の規定による改正前の石川県職員の定年等に関する条例（昭和三十九年石川県条例第三十二号）（以下「令和四年旧職員定年条例」という。）第三条ただし書に規定する職員
 - 二 石川県職員の定年等に関する条例第三条第二項に規定する職員
 - 三 給与その他の処遇の状況が前二号に掲げる職員に類する職員として人事委員会規則で定める職員
- 18 一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十号）附則第三十項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 19 当分の間、第五条第一項に規定する者（二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの、地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者並びに公務上の傷病又は死亡により退職した者を除く。）に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第十七項各号に掲げる職員以外の者（石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年石川県条例第 号）第一条の規定による改正前の石川県職員の定年等に関する条例（昭和三十九年石川県条例第三十二号）（以下「令和四年旧職員定年条例」という。）第三条本文の規定の適用を受けていた者であつて附則第十七項第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあつては六十歳とし、附則第十七項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第五条の三の表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第十七項各号に掲げる職員以外の者（令和四年旧職員定年条例第三条本文の規定の適用を受けていた者であつて附則第十七項第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあつては六十歳とし、附則第十七項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。
- 20 当分の間、第五条第一項に規定する者（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日におい

て定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。)

(二十五年以上勤続し、法律の規定に基づき任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの、地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者、公務上の傷病又は死亡により退職した者並びに人事委員会規則で定める者を除く。) に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三中「の属する年度の前年度以前に」とあるのは、「から零月前までに」とする。

附則第十七項各号に掲げる職員以外の者(令和四年旧職員定年条例第三条本文の規定の適用を受けていた者であつて附則第十七項第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。)	六十歳
附則第十七項第一号に掲げる職員	六十五歳
附則第十七項第三号に掲げる職員	人事委員会規則で定める年齢

21 当分の間、第五条第一項に規定する者(二十五年以上勤続し、法律の規定に基づき任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。) に対する第五条の三及び第五条の三の二の規定の適用については、第五条の三中「十五年を」とあるのは「十年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第五条の三中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは同表の下欄に掲げる字句とする。

22 当分の間、第五条第一項に規定する者(地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。) であつて附則第二十項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日以前に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の二を超えない範囲内で任命権者が知事の承認を得て定める割合」とあるのは、「附則第二十項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の二を超えない範囲内で任命権者が知事の承認を得て定める割合を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

23 当分の間、第五条第一項に規定する者(地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。) であつて附則第二十項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三

の表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の二を超えない範囲内で任命権者が知事の承認を得て定める割合」とあるのは、「百分の二を超えない範囲内で任命権者が知事の承認を得て定める割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする別表を削る。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第五条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「支給を受ける者」の下に「(人事委員会規則で定める職員を除く。)」を加える。

第十五条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十六条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第六条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第六項及び第八項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

- 一 職員の勤務時間条例が適用される定年前再任用短時間勤務職員 職員の勤務時間条例第二條第二項第二号の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数
- 二 学校職員の勤務時間条例が適用される定年前再任用短時間勤務職員 学校職員の勤務時間条例第三條第二項第二号の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数

第四条の二を削る。

第十三条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項及び第五項中「場合は」を「場合には」に改める。

第十九条第二項中「第二十条第二項」を「第二十条第二項各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項第一号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号を次のように改める。

- 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五（特定幹部職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額

第二十一条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条の六第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）」の下に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の下に「この号及び第三号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第三号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（第一号及び次項において）」に、「。以下」を「。第一号及び次項において」に改め、同項第一号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の下に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第二十一条の七（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「第八条の二」を「第四条第三項から第十一項まで、第八条の二」に改める。

附則に次の十項を加える。

- 30 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第三十二項及び第三十四項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第四条第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第三項、第四項、第七項及び第八項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

- 31 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- 二 石川県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年石川県条例第 号）第一条の規定による改正前の石川県職員等の定年等に関する条例（昭和五十九年石川

県条例第三十二号) 第三条ただし書に規定する職員

三 石川県職員 の 定年等 に関する 条例 第九 条 第一 項 又は 第二 項 の 規定 により 地方 公務 員 法 第二 十八 条 の 二 第一 項 に 規定 する 異 動 期 間 (同 条例 第九 条 第一 項 又は 第二 項 の 規定 により 延長 された 期 間 を 含む) を 延長 された 同 条例 第六 条 に 規定 する 職 を 占 め る 職員

四 石川県職員 の 定年等 に関する 条例 第三 条 第二 項 に 規定 する 職員

五 石川県職員 の 定年等 に関する 条例 第四 条 第一 項 又は 第二 項 の 規定 により 勤 務 して いる 職員 (同 条例 第二 条 に 規定 する 定 年 退 職 日 にお いて 前 項 の 規定 が 適用 されて いた 職員 を 除 く)。

32 法 第二 十八 条 の 二 第四 項 に 規定 する 他 の 職 へ の 降 任 等 を された 職員 であ っ て、 当 該 他 の 職 へ の 降 任 等 を された 日 (以下 この 項 及び 附 則 第三 十六 項 にお いて 「異 動 日」 と いう) の 前 日 から 引 き 続 き 同 一 の 給 料 表 の 適用 を 受 ける 職員 の うち、 特 定 日 に 附 則 第三 十 項 の 規定 により 当 該 職員 の 受 ける 給 料 月 額 (以下 この 項 及び 附 則 第三 十四 項 にお いて 「特 定 日 給 料 月 額」 と いう) が 異 動 日 の 前 日 に 当 該 職員 が 受 けて いた 給 料 月 額 に 百分 の 七十 を 乗 じて 得 た 額 (当 該 額 に、 五十 円 未 満 の 端 数 を 生 じた ときは これ を 切り 捨て、 五十 円 以上 百 円 未 満 の 端 数 を 生 じた ときは これ を 百 円 に 切り 上 げる も の と する。 以下 この 項 にお いて 「基 礎 給 料 月 額」 と いう) に 達 し ない こと と なる 職員 (人事 委員 会 規 則 で 定め る 職員 を 除 く) には、 当 分 の 間、 特 定 日 以後、 附 則 第三 十 項 の 規定 により 当 該 職員 の 受 ける 給 料 月 額 の ほ か、 基 礎 給 料 月 額 と 特 定 日 給 料 月 額 と の 差 額 に 相当 する 額 を 給 料 と して 支給 する。

33 前 項 の 規定 による 給 料 の 額 と 当 該 給 料 を 支給 される 職員 の 受 ける 給 料 月 額 と の 合 計 額 が 第四 条 第二 項 の 規定 により 当 該 職員 の 属 する 職務 の 級 にお ける 最高 の 号 給 の 給 料 月 額 を 超 える 場合 にお ける 前 項 の 規定 の 適用 につ いて は、 同 項 中 「基 礎 給 料 月 額 と 特 定 日 給 料 月 額」 と ある の は、「 第四 条 第二 項 の 規定 により 当 該 職員 の 属 する 職務 の 級 にお ける 最高 の 号 給 の 給 料 月 額 と 当 該 職員 の 受 ける 給 料 月 額」 と する。

34 警 察 法 (昭 和 二十 九 年 法律 第 百 六 十二 号) 第五 十六 条 の 四 第一 項 の 規定 による 任命 により 職員 とな った 者 の うち、 特 定 日 給 料 月 額 が、 当 該 任命 を された 日 の 前 日 に 当 該 職員 が 適用 を 受 けて いた 一般 職 の 職員 の 給 与 に関する 法律 第六 条 第一 項 に 規定 する 公安 職 俸 給 表 に 定め ら れ る 俸 給 月 額 に 百分 の 七十 を 乗 じて 得 た 額 (当 該 額 に、 五十 円 未 満 の 端 数 を 生 じた ときは これ を 切り 捨て、 五十 円 以上 百 円 未 満 の 端 数 を 生 じた ときは これ を 百 円 に 切り 上 げる も の と する。 以下 この 項 にお いて 「基 礎 俸 給 月 額」 と いう) に 達 し ない こと と なる 職員 (人事 委員 会 規 則 で 定め る 職員 を 除 く) には、 当 分 の 間、 特 定 日 以後、 附 則 第三 十 項 の 規定 により 当 該 職員 の 受 ける 給 料 月 額 の ほ か、 基 礎 俸 給 月 額 と 特 定 日 給 料 月 額 と の 差 額 に 相当 する 額 を 給 料 と して 支給 する。

35 附 則 第三 十三 項 の 規定 は、 前 項 の 規定 の 適用 につ いて 準 用 する。 この 場合 にお いて、 附 則 第三 十三 項 中 「前 項」 と ある の は 「附 則 第三 十四 項」 と、「 基 礎 給 料 月 額」 と ある の は 「基 礎 俸 給 月 額」 と 読み 替 える も の と する。

36 異 動 日 の 前 日 から 引 き 続 き 給 料 表 の 適用 を 受 ける 職員 (附 則 第三 十 項 の 規定 の 適用 を 受 ける

職員に限り、附則第三十二項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第三十二項及び第三十三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

37 附則第三十二項、第三十四項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第三十項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第三十二項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

38 附則第三十二項、第三十四項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十九条第五項(第二十条第四項において準用する場合を含む。)、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第三十二項、第三十四項、第三十六項又は第三十七項の規定による給料の額との合計額」とする。

39 附則第三十項から前項までに定めるもののほか、附則第三十項の規定による給料月額、附則第三十二項の規定による給料その他附則第三十項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円
	188,200	215,700	255,800	275,300	290,400	315,900	357,700	390,800	442,100

別表第二「再任用職員以外の職員」の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

	基 給	準 料	月 額	基 給	準 料	月 額	基 給	準 料	月 額	基 給	準 料	月 額	基 給	準 料	月 額
定年前再任用短時間勤務職員			242,100			253,800			257,900			289,300			305,800
															320,000
															343,600
															378,800
															410,500

別表第三イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円
	234,600	275,000	303,700	331,900	416,200

別表第三ロ of 表再任用職員以外 of 職員 of 欄中「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員 of 欄を次 of ように改める。

定年前提任用短時間勤務職員		標準 給料月額 円	225,700	標準 給料月額 円	271,800	標準 給料月額 円	298,800	標準 給料月額 円	325,200	標準 給料月額 円	406,200
---------------	--	-----------------	---------	-----------------	---------	-----------------	---------	-----------------	---------	-----------------	---------

別表第四再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	標準給料月額 円	標準給料月額 円	標準給料月額 円	標準給料月額 円	標準給料月額 円
	218,000	259,300	284,200	326,700	385,300

別表第五イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	標準 基 給料 月額	円	296,900
	標準 基 給料 月額	円	339,400
	標準 基 給料 月額	円	393,900
	標準 基 給料 月額	円	467,100

別表第五口の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	189,200	215,800	244,100	257,500	282,800	323,600
						365,900

別表第五ハの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

	標準 給料月額 円	標準 給料月額 円	標準 給料月額 円	標準 給料月額 円	標準 給料月額 円	標準 給料月額 円	標準 給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員	235,700	256,000	263,200	273,500	289,800	327,000	371,500

(石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第七条 石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第七条第一項及び第十三条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に

改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第八条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年石川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「(地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第三号中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 石川県職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第九条 石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年石川県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 石川県職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により、異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第十条中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

一 石川県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員

三 石川県職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により、異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第十七条第一項の表第四条第十二項及び第二十二條の四第二項の項を削り、同表第十九条第六項の項の次に次のように加える。

第二十二條の四第二項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
------------	-----	-----------------

第十七条第一項の表第二十二條の六第二項第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項の表第十五條の二の見出し及び第十六條第四項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十五條の二の項中「第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改め、「で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一條第一項の表第二十二條の六第二項第二号及び第二十五條の項中「及び第二十五條」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第二十二條

の七（見出しを含む。）の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項の表第十五条の二の見出し及び第十六条第四項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十五条の二の項中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改め、「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項の表第二条第一項第一号の項中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改め、「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

第二十二條第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第二十三條第一項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の二項を加える。

（給与条例附則第三十項の規定が適用される育児短時間勤務職員に関する読替え）

4 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第三十項の規定の適用については、同項中「一」とする」とあるのは、「二」に、育児休業法第十条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間条例第二条第二項第一号に規定する勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で、学校職員の勤務時間条例第三条第二項第一号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 育児休業法第十七条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第三十項の規定の適用を受ける場合における第十九条の規定の適用については、同条中「前二条」とあるのは、「前二条及び附則第四項」とする。

（公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例の一部改正）

第十条 公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例（平成十四年石川県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第三号中「地方公務員法」の下に「（昭和三十五年法律第二百六十一号）」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 石川県職員等の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（石川県職員等の修学部分休業等に関する条例の一部改正）

第十一条 石川県職員等の修学部分休業等に関する条例（平成十七年石川県条例第七号）の一部を

次のように改正する。

第二条第五項中「五年」を「十年」に改める。

第十八条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十二条 石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年石川県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第十三条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第九条第一項中「第十条の六」を「第十条の五」に改め、同条第二項中「、第二十二條の六第二項第二号及び第二十五条」を「及び第二十二條の六第二項第二号」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十二條の六第二項第二号及び第二十五条中」を「第二十二條の六第二項第二号中」に改め、同条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十条第四項中「及び地方公務員法」を「に限る。及び」に、「並びに地方公務員法」を「に限る。」「に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「又は」とあるのは「若しくは」と、「を削る。

(石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十四条 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年石川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改める。

第十七条第一号中「道路(以下)」を「道路(第三号において)」に、「料金(以下)」を「料金(同号において)」に改め、同条第二号中「以下」を「次号において」に改める。

第十八条第五項から第七項までの規定中「その者」を「当該職員」に改める。

第二十三條の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改める。

(公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第十五条 公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年石川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項」に改める。

(石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第十六条 石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第二項第二号及び第三項、第八条第一項並びに第十四条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第十七条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和三十六年石川県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

(石川県職員等の再任用に関する条例の廃止)

第十八条 石川県職員等の再任用に関する条例（平成十三年石川県条例第五号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四条中石川県職員退職手当条例第七条第五項第二号、第十条第二項、第四項及び第十一項第五号の改正規定並びに附則第三十二項の改正規定（「同法附則第十一条」を「同法附則第十三条」に改める部分に限る。）及び附則第三十六項の改正規定（「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第十三条中一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例第八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする改正規定及び第九条第一項の改正規定並びに附則第十一条並びに第十二条第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

(石川県職員等の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第二条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第一条の規定による改正前の石川県職員等の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又は

この項の規定により延長された期限が到来する場合において、第一条の規定による改正後の石川県職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年（新条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

（石川県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条から附則第六条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第一項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 一 施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者
- 二 旧条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者
- 三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者
- 四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年

改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項第六号において同じ。）をされたことがある者

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 施行日以後に新条例第十三条第一項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

六 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第四条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、組合（県が加入する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及

び附則第六条において同じ。)における前条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

第五条 任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第三条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第十二條に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第一項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第三条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第二項及び附則第十条において同じ。）に達している者（新条例第十二條の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第三条第三項から第五項までの規定を準用する。

第六条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、組合における附則第三条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績そ

の他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、組合における附則第三條第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第十三條第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前二項の場合においては、附則第三條第三項から第五項までの規定を準用する。

（令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める職及び年齢）

第七條 令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された職
- 一 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第三條に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八條第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職及び年齢）

第八條 令和三年改正法附則第四條から第七條までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八條第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- 一 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和三年改正法附則第四條から第七條までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八條第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八條第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第九條 令和三年改正法附則第八條第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第三條から第六條までの規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- 一 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
 - 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）
- 2 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 3 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（石川県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第十条 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第十二条に規定する年齢六十年以上退職者（基準日前から新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢）

第十一条 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

（石川県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により

採用された職員をいう。)に対する第四条の規定による改正後の石川県職員退職手当条例(以下「新退職手当条例」という。)第二条第一項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。）」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十二号)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

- 2 新退職手当条例第十条第二項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 新退職手当条例第十条第四項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 暫定再任用職員のうち、新地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、第五条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下この条において「新特殊勤務手当条例」という。)第十五条の二第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新特殊勤務手当条例の規定を適用する。

- 2 第六条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第三十二項、第三十四項、第三十六項又は第三十七項の規定による給料を支給される職員に対する職員の特殊勤務手当に関する条例第五条第二項及び第六条の六第二項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第三十二項、第三十四項、第三十六項又は第三十七項の規定による給料の額との合計額」とする。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 新給与条例附則第三十項から第三十九項までの規定は、令和三年改正法附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員を除いた暫定再任用職員の給料月額は、当該職員が新給与条例第四条第十二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第三条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第四条第二項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する

- 前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十八号）が適用される者にあつては同条例第二条第二項第一号の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で、石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十九号）が適用される者にあつては同条例第三条第二項第一号の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第三条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第四条第二項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例が適用される者にあつては同条例第二条第二項第二号の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で、石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例が適用される者にあつては同条例第三条第二項第二号の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十三条第二項及び第二十二條の六第二項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十九条第三項及び第二十二條第二項の規定を適用する。
- 7 新給与条例第二十条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）（次号において同じ。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 8 一般職の職員の給与に関する条例第四条第三項、第五項、第七項、第九項から第十一項まで、第八条の二から第十条まで、第十条の二から第十条の五まで、第十一条の二から第十一条の五まで及び第二十一条並びに新給与条例第四条第四項、第六項及び第八項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 9 第二項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、人事委

員会規則で定める。

(石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）で新地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第七条の規定による改正後の石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第二条第二項第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）に対する外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは、「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員であつて、常時勤務を要する職を占める職員を除く。）」とする。

(石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）で新地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第九条の規定による改正後の石川県職員等の育児休業等に関する条例第二十二條第一項第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）に対する第十条の規定による改正後の公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは、「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員であつて、常時勤務を要する職を占める職員を除く。）」とする。

（石川県職員等の修学部分休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第十一条の規定による改正後の石川県職員等の修学部分休業等に関する条例第二条第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	九年

（石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 第十四条の規定による改正後の石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第五条、第六条、第六条の三、第八条、第八条の二、第十六条及び第十八条の規定は、暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）には適用しない。

（石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項

若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）で新地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第十六條の規定による改正後の石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第二条第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 新給与条例附則第三十二項、第三十六項又は第三十七項の規定による給料を支給される職員に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第三十二項、第三十六項又は第三十七項の規定による給料の額との合計額」とする。

（石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例等の一部改正）

第二十三條 石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（昭和四十八年石川県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「新条例第五号第三条から第五条まで」を「石川県職員退職手当条例第三条から第五条まで又は附則第十五項若しくは第十六項」に、「新条例第五号第三条から第五条の三まで」を「同条例第三条から第五条の二の二まで及び附則第十五項から第二十二項まで」に改める。

附則第四項中「新条例第五号第三条第一項」を「石川県職員退職手当条例第三条第一項」に、「新条例第五号第五条の二」を「同条例第五条の二（同条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第十八項」に改める。

附則第五項中「新条例第五号第五条」を「石川県職員退職手当条例第五条又は附則第十六項」に改める。

附則第六項中「新条例第五号」を「石川県職員退職手当条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

附則第十二項中「新条例第五号第二条の四及び」を「石川県職員退職手当条例第二条の四及び」に、「新条例第五号第二条の四から第五条の三まで」を「同条例第二条の四から第五条の三の二まで」に、同項第一号中「新条例第五号第二条の四から第五条の三まで」を「石川県職員退職手当条例第二条の四から第五条の三の二まで」に改める。

2 石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成十五年石川県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第二十九項」を「附則第六項」に改める。

3 石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成十八年石川県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第五条の三」を「第五条の三の二」に、「並びに附則第二十九項から第三十一項まで」を「並びに附則第六項から第八項まで」に改める。

提案理由

職員の定年年齢を国家公務員に準じて引き上げるとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第五号

石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年九月七日提出

石川県知事 馳 浩

石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年石川県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ(1)中「おいて子に含まれるものとされる者を含む」を「規定する子をいう」に、「第二条の四」を「当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四」に、「一歳」を「当該子が二歳」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (1) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。(1)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定の職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第四号ハを削る。

第二条の三第三号を次のように改める。

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合） 当該子の

一 歳六か月到達日

- イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
- ハ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合
- ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第二条の四中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の四に次の一号を加える。

- 四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規

定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定の職に引き続き」を「引き続いて特定の職に」に、「当該任期の」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第七号とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十八号。以下「職員の勤務時間条例」という。）第九条第三号及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十九号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。）第十条第三号に掲げる事由による特別休暇として認められる期間を考慮して人事委員会規則で定める期間とする。

第十一条第六号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の第三条（第五号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6号

財産の取得について

消防防災活動の用に供するため、次の財産を取得する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

- 1 財産の種類及び数量
消防防災ヘリコプター 一式
- 2 取得金額 2,326,500,000円
- 3 取得の相手方
東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
三井物産エアロスペース株式会社
代表取締役 大杉定之

議案第7号

損害賠償額の決定について

石川県立中央病院で発生した医療事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

- 1 相手方  
- 2 賠償額 32,000,000円 
- 3 賠償責任発生の事実等 

石川県立中央病院に入院していた患者が、令和2年12月7日の薬剤過剰投与により、後遺症が生じた医療事故について、治療・介護に要した費用を請求しないこととし、損害賠償金を支払うもの

議案第八号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例について

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年九月七日提出

石川県知事 馳 浩

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成十六年石川県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 里山里海の保全等の推進（第百三十二条―第百三十九条）」を

「第二款 里山里海の保全等の推進（第百三十二条―第百三十九条）」に、

第三款 自然環境の再生等の推進（第百三十九条の二）」

「第二百四十条」を「第二百三十九条の二」に改める。

第四条第四項及び第五条第二項中「温室効果ガス及び廃棄物の排出が抑制され」を「温室効果ガスの排出の量の削減並びに廃棄物の排出の抑制及び資源の循環的な利用が促進され」に改める。

第六条第三項中「温室効果ガス及び廃棄物の排出を抑制し」を「温室効果ガスの排出の量の削減並びに廃棄物の排出の抑制及び資源の循環的な利用が促進され」に改める。

第十一条第三号中「排出抑制」を「排出の量の削減」に改める。

第三十二条中「温室効果ガス及び」を「温室効果ガスの排出の量の削減、」に、「資源」を「及び資源」に改める。

第三編第二章第二節に次の一款を加える。

第三款 自然環境の再生等の推進

第百三十九条の二 県、市町、県民、事業者及び民間団体は、密接に連携しながら、トキ等の希少な野生動植物が生息し、又は生育していた自然環境を再生し、及び保全し、将来の県民にこれを継承するよう努めるものとする。

第四編第一章第二節中第二百四十条の前に次の一条を加える。

（地球温暖化対策の推進に係る基本理念）

第二百三十九の二 地球温暖化対策は、県民並びに県、国、市町、事業者及び民間団体等（以下この条において「県民等」という。）が密接に連携しながら、二千五十年までのカーボンニュートラル（県民等の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた状態をいう。）の実現を目指して行われ

なければならない。

第二百四十条の見出し中「排出抑制」を「排出の量の削減」に改め、同条中「の抑制」を「の量の削減」に改める。

第二百四十一条の二の見出し中「排出抑制等」を「排出の量の削減等」に改め、同条第一項中「の抑制」を「の量の削減」に、「排出抑制等」を「排出の量の削減等」に改め、同条第二項中「排出抑制等」を「排出の量の削減等」に改める。

第二百四十六条第一項中「抑制」を「量の削減」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

二千五十年までのカーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化対策の取組やトキが野生下で生息していた自然環境を取り戻す取組を、これまで以上に様々な機関と連携し、推進する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

差押債権取立請求事件に係る訴えの提起について

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第133条第1項の規定による訴えを次のとおり提起するものとする。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 事件の内容

訴えの相手方	訴えの内容	訴えを提起する裁判所
<p>■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■</p>	<p>県が■■■■■に貸し付けている石川県中小企業高度化資金に関し、■■■■■が■■■■■に支払っている賃料を差押えたところ、合理的な理由なく賃料が減額変更されたため、■■■■■に対し、未納となっている減額分の賃料の支払を請求するもの</p>	<p>金沢地方裁判所</p>

2 訴訟の方針

第一審判決の結果、必要があるときは上訴するものとする。

議案第10号

保証債務履行請求事件に係る訴えの提起について

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第133条第1項の規定による訴えを次のとおり提起するものとする。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 事件の内容

訴えの相手方	訴えの内容	訴えを提起する裁判所
■■■■	石川県農業改良資金貸付金の返還金を滞納している■■■■の連帯保証人である■■■■に対し、未納の元金及び違約金の支払を請求するもの	金沢地方裁判所

2 訴訟の方針

第一審判決の結果、必要があるときは上訴するものとする。

議案第11号

損害賠償額の決定について

令和4年2月25日発生の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

- 1 相手方 ■■■■■
- 2 賠償額 30,822円
- 3 賠償責任発生の事実

令和4年2月25日午後7時10分頃、主要地方道小松鳥越鶴来線中、白山市別宮町地内において、道路上の落石に■■■■■の運転する小型乗用自動車と衝突し、同車に損害を与えたもの

議案第十二号

石川県手数料条例の一部を改正する条例について

石川県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年九月七日提出

石川県知事 馳 浩

石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例（平成十二年石川県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表十六の項1中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項2中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同項3中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同項中7及び8を削り、9を7とし、10から13までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

教育職員免許法等の一部改正に伴い、教育職員免許状の更新等に係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

報告第1号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

専決第5号

損害賠償額の決定について

令和4年4月7日発生のある車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和4年9月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

- 1 相手方 [redacted]
- 2 賠償額 98,417円
- 3 賠償責任発生の事実

令和4年4月7日午後6時25分頃、金沢市広岡2丁目12番6号先交差点において、石川中央保健福祉センター主事伝保嘉人の運転する小型乗用自動車（[redacted]）の運転する[redacted]所有の小型乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えたもの

報告第 2 号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

石川県知事 馳 浩

専決第 6 号

損害賠償額の決定について

令和 4 年 6 月 14 日発生のある車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和 4 年 9 月 2 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

1	相手方	■■■■■
2	賠償額	108,531円
3	賠償責任発生の事実	

令和 4 年 6 月 14 日午後 2 時頃、河北郡内灘町字鶴ヶ丘 2 丁目 161 番地内灘町保健センター駐車場において、石川中央保健福祉センター主任主事北野圭介の運転する軽自動車が駐車中の■■■■■の普通乗用自動車に接触し、同車に損害を与えたもの

報告第 4 号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和 4 年 9 月 7 日 提出

石川県知事 馳 浩

専決第 4 号

損害賠償額の決定について

令和 4 年 1 月 18 日 発生 の 県 有 車 両 に よ る 交 通 事 故 に 係 る 損 害 賠 償 額 は、次 の と お り と す る。

令和 4 年 9 月 2 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

- 1 相 手 方 [REDACTED]
- 2 賠 償 額 123,837円
- 3 賠償責任発生 の 事 実

令和 4 年 1 月 18 日 午 後 5 時 頃、七 尾 市 国 分 町 イ 部 1 番 地 能 登 歴 史 公 園 セ ン タ ー 駐 車 場 に お い て、中 能 登 農 林 総 合 事 務 所 技 師 今 川 祥 樹 の 運 転 す る 普 通 乗 用 自 動 車 が 駐 車 中 の [REDACTED] 所 有 の 普 通 乗 用 自 動 車 に 接 触 し、同 車 に 損 害 を 与 え た も の

報告第5号

地方独立行政法人の業務実績に関する評価結果の報告について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定により、石川県公立大学法人の業務実績に関する評価結果を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

石川県公立大学法人令和3年度業務実績評価

I 全体評価

中期計画の達成に向け、おおむね順調に実施していると認められる。

グローバル化や情報化が進展する中で国家間の競争はいよいよ熾烈を極め、その一方で、人類の持続的な発展に向けて様々な協調が進められている。このような時期に少子高齢化と人口減少が進む我が国にあって、知識基盤の確立は必至であり、知の拠点としての大学の役割はいよいよ大きい。石川県立看護大学及び石川県立大学は、社会のための大学として、教育、研究及び地域貢献に係る使命を果たすべく、平成23年4月に1法人2大学からなる石川県公立大学法人に移行し、現在、第2期中期目標期間を迎えている。

第1期中期目標期間（平成23年度～平成28年度）において、「学生満足度の高い教育の提供」「地域貢献活動の推進」「広報活動の充実」「弾力的・機動的な運営」を柱に掲げ、石川県公立大学法人が、大学法人の基盤整備に向けて取り組んだ中期目標の達成状況は良好であった。

第2期中期目標期間（平成29年度～令和4年度）においては、「大学教育機能の強化」「地域連携・地域貢献機能の強化」「ガバナンス機能の強化」を新たな3つの柱に掲げ、教育研究等の機能の改善に向けて重点項目の見直しを行い、一層の改革を進めることとしている。

令和3年度は、第2期中期目標期間の第5事業年度であり、中期計画の達成に向けて年度計画を着実に実行するとともに、「地方創生」についても対策を講じていくこととしたが、これらのことについてはおおむね達成されたものと判断できる。

石川県立看護大学では、学士課程の教育の充実において、平成30年度に改訂されたカリキュラムに基づき、コロナ禍に対応しながら、円滑なカリキュラム運営を行ったことに加え、外部委員を迎えた「教育の質検証委員会」を開催し意見交換をしたほか、国の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴う令和4年度からの新しいカリキュラムの改訂について、文部科学省から承認を受けた。大学院課程の教育の充実については、助産学及び専門看護師（CNS）実習において、研修先の全学生に対するオンラインでの個別指導等により、教育研究の質の確保に努めた。地域貢献活動の推進については、認定看護管理者教育課程（サードレベル）及びコロナ禍において日本海側では唯一感染管理認定看護師教育課程を開講するとともに、県の委託・補助を受けて、感染管理看護実践力向上研修を始め4つの研修を開講し、看護の質の向上に努めた。

今後とも、社会ニーズと国や県の政策に照らした教育課程の充実に努め、県内の市町等との連携や国際交流に努めることで、有為な人材の育成と地域の健康・福祉の充実に取り組むことが期待される。

石川県立大学では、学士課程の教育の充実において、コース制の導入による専門科目の新設等について計画どおり行ったことに加え、ICTを活用した双方向型のオンライン授業の実施、成績優秀者へのCAP制の特例（制限単位を超えた履修を認める）の導入、低学年向けのキャリア形成支援講座の開講、令和4年度開設に向けた新たなキャリア教育科目の改編に取り組んだ。大学院課程の教育の充実については、リサーチアシスタント（RA）採用制度により、大学院生自身の研究のみならず指導教員の研究内容に対し補助を行うことで、さらなる研究遂行能力及び倫理観の育成を図った。地域産業の発展への貢献については、スマート農業技術の開発・実証プロジェクトや、幻の日本酒「狸々（しょうじょう）」の商品化、ブドウ果皮の着色障害に関する研究など、県内企業や行政等と連携した研究を推進した。

今後とも、社会ニーズに照らして、新たな農業環境や地域産業の変化に対応できる人材の育成を進めるとともに、地域が抱える課題解決と産学連携を通じた産業振興に取り組むことが期待される。

大学法人の年度計画全体としては、計画事業の103項目が順調に実施されており、評価委員会による項目別評価においても、全項目がA評価（計画どおり進んでいる）となっている。

以上のことから、令和3年度の業務実績の全体としては、中期計画の達成に向け、おおむね順調に実施していると認められる。

業務実績評価の全体評価は以上であるが、大学等の高等教育機関を取り巻く環境を踏まえ、評価委員会は、次のように参考意見を付す。

国際社会は、コロナ禍に加えて国家間の分断が懸念され、さらには人類の持続的な発展が問われている。このような時代において、人材の育成こそ最大の課題であり、高等教育への期待は大きい。両大学においては、学士課程と大学院課程での学生の安定的な確保とともに、両課程にわたる教育研

究の一層の質向上に努めていただきたい。

高等教育機関である大学は、社会のための知の拠点として、教育・研究・社会貢献を使命とする。それは、市民から高度専門職業人に至る多様な人材の育成であり、基礎から実践に関わる幅広い知の創成であり、社会の問題解決に向けた知的資源の還元である。学部と大学院とを接続する教育課程は、このような業務を果たすうえでの基幹の組織であり、そこに実業界や地域社会、さらには国際社会との連携が加わることで、特色のある教育が実施される。

石川県立看護大学の大学院課程は、専門分野を特化した教育を実施し、高度な看護実践能力を有する看護師の養成を目指す。全国的に教育課程の審査・認定・更新への対応や実務教育のために研究時間が不足がちであり、石川県立看護大学においても、全学的な解決が課題である。

石川県立大学は、生物資源環境学を新しい学問分野とし、サイエンスを基礎とした高度専門技術者の育成を目指す。ディシプリン（理論）と実践に係る研究成果を学問として体系化し、それを学部教育にフィードバックすることがこれからも課題である。

看護学と生物資源環境学を掲げる両大学においては、学士課程と大学院課程及びそれぞれを接続するうえでの課題を分析し、ミッション型（専門職業人育成の教育）とディシプリン型（学問中心の教育）の地方公立大学として、それぞれが個性を發揮し、その使命を果たすべく改革に取り組んでいただきたい。

II 項目別評価

1 石川県立看護大学の教育研究等の質の向上に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の34の小項目のうち、3項目が「IV（年度計画を上回って実施している）」、31項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がIV又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和3年度の実績のうち、次の事項が注目される。

自己点検評価の活動として、外部の評価委員を迎え「教育の質検証委員会」を開催し、学生の就職先の看護管理者等へのヒアリング結果や在校生及び卒業生への教育評価調査結果を踏まえ、教育の内容の更なる質向上のための意見交換を行った。

「認定看護管理者教育課程（サードレベル）」を開講し、履修者全員が課程を修了したほか、「感染管理認定看護師教育課程」を開講し、令和2年度の32名を超える44名全員が課程を修了した。また、県委託事業として、「看護教員現任研修」、「専門的看護実践力研修事業（皮膚・排泄ケア）」、

「感染管理看護実践力向上研修」、県補助事業として「専門的看護実践力研修事業（管理者経営研修）」を開講した。

コロナ禍における学生の確保に向けて、WEBオープンキャンパスにおいて、受験生のニーズに応えた新たな動画を作成し、オンデマンド配信したほか、ホームページ上にて「大学の強み・特色」に関する特設ページや、能登地区出身の卒業生・在校生のインタビュー動画を掲載した。また、高校の進学指導教員との意見交換会を開催した。

2 石川県立大学の教育研究等の質の向上に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の40の小項目のうち、4項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、36項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和3年度の実績のうち、次の事項が注目される。

「石川発地球規模食糧増産」、「石川発健康寿命延伸」、「石川の自然と生物」をテーマとし、学科横断型で新しい価値を生み出すためのプロジェクトであるブランディング研究を継続的に推進したことに加え、産学官連携学術交流センターの体制強化及び連携強化を進め、石川県産業創出支援機構（ISICO）及び金沢市への補助金申請数はこれまでで最多の10件にのぼり、そのうち6件が採択となった。

体育館・食堂・サークル室等、学内の共用スペースを中心としたWi-Fi環境の整備を行った。また、野々市市内運行バス及び新たな路線バスの学内への乗り入れのため、大学敷地内のバス走行ルートを整備すると同時に停留所を移設し、通学の利便性を高めた。

コロナ禍における学生の確保に向けて、令和2年度まで県内でのみ開催してきた学生募集説明会を、新たに富山県・長野県において開催したほか、県内外の高校への訪問、中高生の大学の見学受け入れや、学科の特徴を分かりやすくまとめた広報用ガイドブックを作成した。また、オープンキャンパスのオンライン開催、学園祭における対面型でのミニオープンキャンパスを開催した。

3 業務運営の改善・効率化に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の13の小項目の、全項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和3年度の実績のうち、次の事項が注目される。

大学のガバナンス体制の構築の観点において、両大学で、新型コロナウイルス感染症に関する対策会議を定期的に開催し、学生への注意喚起や授業のガイドライン作成等を行ったほか、第3期中期目標期間（令和5年度～令和10年度）に向けて、中期計画に関するワーキンググループを開催した。また、石川県立看護大学では、学長主導のもとで各々の事業に関するワーキンググループを立ち上げ事業達成に向け検討した。石川県立大学では、学長以下学長補佐等で構成する学長補佐会議を開催し、大学運営等におけるガバナンスの強化や現場の課題解決等を検討し、教職員のモチベーションの向上に努めた。

教員評価制度の観点において、石川県立看護大学では、令和2年度から試行中の複数年評価制度について、教員へ意見聴取を行い、また、研究費の配分増等のインセンティブ制度について引き続き検討した。石川県立大学では、コロナ禍で実施できなかつた海外研修について、教員の希望及び今後の支援体制の構築について情報収集を行ったことに加え、競争的資金等の獲得状況に応じた研究費の傾斜配分を継続して実施した。

4 財務内容の改善に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の6の小項目のうち、1項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、5項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和3年度の実績のうち、次の事項が注目される。

自己収入の確保に向けて、石川県立看護大学では、「感染管理看護実践力向上研修」等4つの研修を県の委託及び補助を受けて開講した。石川県立大学では、イノベーション・ジャパン2021、アグリビジネス創出フェア2021等への出席を通して、知的財産や研究シーズについて積極的に発信したほか、石川県立大学が保有する特許権の有効活用として、大学で保有する特許の実施許諾契約を企業と1件締結し、企業への特許出願前の有償譲渡を1件行った。

志願者の増加の観点から、石川県立看護大学では、アドミッションアドバイザーの高校訪問を富山県まで拡大したほか、能登地区における将来の受験生の掘り起こしとして中高生に対するナーシングカフェ「おかえり能登」をオンデマンドで開催した。石川県立大学では、北陸新幹線沿線にターゲットを絞り、学生募集説明会を新たに富山県・長野県において開催したほか、ホームページのリニューアル、学科の特徴が一目で分かるように工夫した広報用ガイドブックの作成、SNSへの定期的な投稿により、大学の魅力発信に努めた。

5 自己点検評価及び当該状況に係る情報提供に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の3の小項目のうち、1項目が「IV（年度計画を上回って実施している）」、2項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がIV又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和3年度の実績のうち、次の事項が注目される。

石川県立看護大学では、自己点検評価において、外部委員を迎えた「教育の質検証委員会」にて意見交換を行ったほか、SDGs（持続可能な開発目標）の取り組みについてホームページに特設ページを設けて積極的に発信した。石川県立大学では、認証評価機関による大学評価等を踏まえて、学内のW i - F i 環境の拡大整備や大学案内・広報誌等の大口の發送業務を外部委託したほか、石川県立大学における学術情報リポジトリ（学術論文等を収集しインターネットを介して学内外に提供するシステム）への登録促進を図った。

6 その他業務運営に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の7の小項目の、全項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和3年度の実績のうち、次の事項が注目される。

両大学のW i - F i 環境を整備するとともに、施設老朽化に対応するため、修繕計画に基づき、石川県立看護大学では、照明制御装置を更新した。石川県立大学では、環境棟空調設備を更新したほか、電話交換機の更新、生物資源工学研究所・農場の火災報知設備の更新に加え、学内の要望調査を踏まえて、温室屋根の張替や農場の運営に必要な備品を更新した。

報告第6号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、石川県公立大学法人の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度石川県公立大学法人決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事業内容	事業量	金額
教育研究事業	学生に対する教育、 教員による研究活動	石川県立看護大学 学生数 375人 石川県立大学 学生数 593人	406,939 <small>千円</small>
教育研究支援事業	石川県立看護大学附 属地域ケア総合セン ターの運営等	看護職員に対する研修会開催、 調査研究、指導助言	74,231
	石川県立大学附属生 物資源工学研究所の 運営等	植物・遺伝子・環境等の研究開 発の実施等	
受託研究事業等	民間団体からの受託 事業、国や民間企業 からの受託研究等	石川県立看護大学 看護教員現任研修の実施等 石川県立大学 食品・環境等に関する受託研 究等	105,671

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	826,667,199
(1) 現金預金	641,970,305
① 現金	334,286
② 預金	641,636,019
(2) 未収金	184,545,903
(3) その他	150,991
2 固定資産	8,582,294,920

(1) 有形固定資産	8,569,628,127
① 土地	2,938,144,458
② 建物	4,746,003,293
③ 構築物	115,700,011
④ 機械装置	6,042,779
⑤ 工具器具備品	222,639,701
⑥ 図書	526,945,469
⑦ 美術品・収蔵品	7,415,000
⑧ 車両運搬具	6,737,416
(2) 無形固定資産	12,666,793
① ソフトウェア	369,600
② 特許権	5,648,399
③ 特許権仮勘定	6,648,794
資 産 合 計	9,408,962,119
II 負債及び純資産の部	
1 流動負債	484,900,927
(1) 寄附金債務	69,780,404
(2) 前受受託研究費	5,298,709
(3) 前受共同研究費	15,525,823
(4) 前受受託事業費	20,000
(5) 未払金	319,661,580
(6) 未払費用	3,096,370
(7) 未払消費税等	2,282,700
(8) 預り金	46,011,851
(9) 前受金	3,000,000
(10) 賞与引当金	20,223,490
2 固定負債	798,619,368
(1) 資産見返負債	797,221,848
(2) 退職給付引当金	1,397,520
3 資本金	11,391,699,658
4 資本剰余金	△ 3,611,304,062
5 利益剰余金	345,046,228
(1) 前中期目標期間繰越積立金	205,241,233
(2) 教育研究等環境改善積立金	76,605,109
(3) 積立金	21,860,264
(4) 当期未処分利益	41,339,622
負債及び純資産合計	9,408,962,119

損 益 計 算 書

自 至 令和3年4月1日
令和4年3月31日

科 目	金 額
I 収益の部	
1 経常収益	2,707,243,482

(1) 運営費交付金収益	1,735,716,548
(2) 授業料収益	529,658,830
(3) 入学金収益	89,275,800
(4) 検定料収益	21,048,600
(5) 受託研究収益	36,848,412
(6) 共同研究収益	64,611,775
(7) 受託事業等収益	5,318,231
(8) 補助金等収益	44,256,067
(9) 施設費収益	36,753,567
(10) 寄附金収益	26,873,518
(11) 資産見返負債戻入	60,405,196
(12) 財務収益	15,831
(13) 雑益	56,461,107
2 臨時収益	13,769,715
(1) 受託研究等収益	2
(2) 施設費収益	9,886,067
(3) 資産見返負債戻入	3,883,646
収益合計	2,721,013,197
II 費用の部	
1 経常費用	2,665,903,859
(1) 業務費	2,214,481,148
① 教育経費	250,512,678
② 研究経費	156,426,703
③ 教育研究支援経費	74,230,752
④ 受託研究費	38,942,265
⑤ 共同研究費	62,676,333
⑥ 受託事業費	4,052,556
⑦ 人件費	1,627,639,861
(2) 一般管理費	451,422,711
2 臨時損失	13,769,716
(1) 固定資産除却損	13,769,716
費用合計	2,679,673,575
当期純利益	41,339,622

監 査 意 見

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第13条第4項の規定により、石川県公立大学法人の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年6月21日

石川県公立大学法人

監 事 中 島 史 雄
監 事 松 木 浩 一

2 令和4年度石川県公立大学法人事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	事業量	金額
教育研究事業	学生に対する教育、 教員による研究活動	石川県立看護大学 学生数 372人 石川県立大学 学生数 602人	397,303 ^{千円}
教育研究支援事業	石川県立看護大学附 属地域ケア総合セン ターの運営等	看護職員に対する研修会開催、 調査研究、指導助言	80,723
	石川県立大学附属生 物資源工学研究所の 運営等	植物・遺伝子・環境等の研究開 発の実施等	
受託研究事業等	民間団体からの受託 事業、国や民間企業 からの受託研究等	石川県立看護大学 看護教員現任研修の実施等 石川県立大学 食品・環境等に関する受託研 究等	221,183

収支計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	金額
I 収益の部	
1 経常収益	2,873,935 ^{千円}
(1) 運営費交付金収益	1,822,768
(2) 授業料等収益	644,445
(3) 受託研究等収益	221,183
(4) 補助金等収益	52,964
(5) 資産見返負債戻入	52,307
(6) 教育研究等環境改善積立金取崩収益	23,072
(7) 雑益	57,196
2 臨時収益	0
収益合計	2,873,935
II 費用の部	
1 経常費用	2,873,935
(1) 業務費	2,319,573
① 教育研究経費	397,303
② 教育研究支援経費	80,723
③ 受託研究費等	221,183
④ 人件費	1,620,364
(2) 一般管理費	502,055
(3) 減価償却費	52,307
2 臨時損失	0
費用合計	2,873,935
純利益	0

報告第7号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人能登原子力センターの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人能登原子力センター決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
普及啓発事業	原子力に関する知識の普及啓発事業の実施 広報誌「あともす」の発行 エネルギー教育フェアの開催等	25,759 <small>千円</small>
能登原子力センター管理 事業	能登原子力センターの管理運営 管理面積 6,778m ²	9,735

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	19,363,094
① 現金	9,687
② 預金	19,353,407
(2) 未収金	2,929,747
流動資産合計	22,292,841
2 固定資産	
(1) 基本財産	10,000,000
① 定期預金	10,000,000
(2) 特定資産	17,176,340
① 退職給付引当資産	17,176,340
定期預金	17,176,340

(3) その他固定資産		169,928
① 電話加入権		169,928
	固定資産合計	27,346,268
資 産 合 計		49,639,109
II 負債の部		
1 流動負債		
(1) 未払金		4,683,529
(2) 預り金		143,323
	流動負債合計	4,826,852
2 固定負債		
(1) 退職給付引当金		17,176,340
	固定負債合計	17,176,340
	負債合計	22,003,192
III 正味財産の部		
1 指定正味財産		
	(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)
		10,000,000
2 一般正味財産		
	正味財産合計	27,635,917
		17,635,917
負債及び正味財産合計		49,639,109

正 味 財 産 増 減 計 算 書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額	
円		
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
① 基本財産運用益	199	
受取利息	199	
② 特定資産運用益	325	
受取利息	325	
③ 事業収益	24,181,000	
受託事業収入	24,181,000	
県受託事業収入	14,762,000	
その他受託事業収入	9,419,000	
④ 受取補助金等	43,146,548	
県補助金	4,690,000	
その他補助金	38,456,548	
⑤ 雑収益	395,604	
雑収入	395,604	
	経常収益計	67,723,676
(2) 経常費用		
① 事業費	35,494,163	
普及啓発事業費	25,759,055	
能登原子力センター管理費	9,735,108	

② 管理費	27,950,339
一般管理費	27,950,339
経常費用計	63,444,502
当期経常増減額	4,279,174
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	4,279,174
一般正味財産期首残高	13,356,743
一般正味財産期末残高	17,635,917
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	10,000,000
指定正味財産期末残高	10,000,000
III 正味財産期末残高	27,635,917

監 査 意 見

公益財団法人能登原子力センター定款第29条の規定により、公益財団法人能登原子力センターの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月13日

公益財団法人 能登原子力センター

監 事 北 山 章
 監 事 平 井 清
 監 事 浜 松 慎 治

2 令和4年度公益財団法人能登原子力センター事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	金額
普及啓発事業	原子力に関する知識の普及啓発事業の実施 広報誌「あともす」の発行 志賀原子力発電所等の見学会 エネルギー教育フェアの開催等	50,859 ^{千円}
能登原子力センター管理事業	能登原子力センターの管理運営 管理面積 6,778m ²	12,015

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	1
受取利息	1
② 特定資産運用益	1
受取利息	1
③ 事業収益	26,715
受託事業収入	26,715
県受託事業収入	16,401
その他受託事業収入	10,314
④ 受取補助金等	4,690
県補助金	4,690
⑤ 受取負担金	38,459
その他負担金	38,459
⑥ 雑収益	395
雑収入	395
経常収益計	70,261
(2) 経常費用	
① 事業費	62,874
普及啓発事業費	50,859
能登原子力センター管理費	12,015
② 管理費	8,588
一般管理費	8,588
経常費用計	71,462
当期経常増減額	△ 1,201

2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	△	1,201
一般正味財産期首残高		17,207
一般正味財産期末残高		16,006
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		10,000
指定正味財産期末残高		10,000
Ⅲ 正味財産期末残高		26,006

報告第8号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人北陸先端科学技術大学院大学支援財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人北陸先端科学技術大学院大学支援財団決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
教育研究助成事業	教員及び学生が行う調査研究等に対する助成	18,373 ^{千円}
産学官連携事業	民間企業との共同研究等の実施に対する助成、 産学官交流の場の提供等	20,741
奨学資金助成事業	北陸三県に就職を希望する学生及び特に優秀な学生 に対する奨学資金の助成	3,918

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	44,767,639
① 現金	50,000
② 預金	44,717,639
(2) 有価証券	1,906,500
(3) 未収金	1,262,232
(4) 立替金	698
(5) 仮払金	4,737,600
流動資産合計	52,674,669
2 固定資産	
(1) 基本財産	3,298,693,500
① 県長期貸付金	950,000,000
② 投資有価証券	2,348,693,500
③ 基本財産積立普通預金	0

(2) 特定資産	144,400,000
① 大学振興基金積立金	144,400,000
投資有価証券	144,400,000
固定資産合計	3,443,093,500
資 産 合 計	3,495,768,169
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	394,572
(2) 預り金	74,150
流動負債合計	468,722
2 固定負債	0
負債合計	468,722
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	3,495,299,447
(うち基本財産への充当額)	(3,298,693,500)
(うち特定資産への充当額)	(144,400,000)
正味財産合計	3,495,299,447
負債及び正味財産合計	3,495,768,169

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	52,314,949
受取利息	52,314,949
② 特定資産運用益	3,702,204
受取利息	3,702,204
③ 受取返還金	552,500
④ 雑収益	26,492
受取利息	26,492
経常収益計	56,596,145
(2) 経常費用	
① 事業費	43,032,031
教育研究助成事業費	18,373,266
産学官連携事業費	20,741,253
奨学資金助成事業費	3,917,512
② 管理費	5,621,572
一般管理費	5,621,572
経常費用計	48,653,603
当期経常増減額	7,942,542

2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	7,942,542
一般正味財産期首残高	3,487,356,905
一般正味財産期末残高	3,495,299,447
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
Ⅲ 正味財産期末残高	3,495,299,447

監 査 意 見

公益財団法人北陸先端科学技術大学院大学支援財団定款第24条の規定により、公益財団法人北陸先端科学技術大学院大学支援財団の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月25日

公益財団法人 北陸先端科学技術大学院大学支援財団

監 事 西 田 章

監 事 北 山 章

2 令和4年度公益財団法人北陸先端科学技術大学院大学支援財団事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
教育研究助成事業	教員及び学生が行う調査研究等に対する助成	25,522 ^{千円}
産学官連携事業	民間企業との共同研究等の実施に対する助成、 産学官交流の場の提供等	31,749
奨学資金助成事業	北陸三県に就職を希望する学生及び特に優秀な学生 に対する奨学資金の助成	5,030

収 支 予 算 書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	54,885
受取利息	54,885
② 特定資産運用益	3,758
受取利息	3,758
③ 受取返還金	120
④ 雑収益	52
受取利息	52
経常収益計	58,815
(2) 経常費用	
① 事業費	62,301
教育研究助成事業費	25,522
産学官連携事業費	31,749
奨学資金助成事業費	5,030
② 管理費	5,809
一般管理費	5,809
経常費用計	68,110
当期経常増減額	△ 9,295
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 9,295
一般正味財産期首残高	3,494,196
一般正味財産期末残高	3,484,901

Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
Ⅲ 正味財産期末残高	3,484,901

報告第9号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奥能登開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人奥能登開発公社決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
観光施設等整備事業	奥能登地域の観光施設等整備	78,545 ^{千円}
教育施設等整備支援事業	奥能登地域の教育施設等整備支援	129,803
能登地域活性化支援事業	のと里山空港の利活用促進支援、能登地域の観光誘客・交流促進支援	23,241

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	円
1 流動資産	
(1) 現金預金	16,579,937
① 預金	16,579,937
流動資産合計	16,579,937
2 固定資産	
(1) 基本財産	105,000,000
① 定期預金	105,000,000
(2) 特定資産	471,787,960
① 能登地域活性化基金	272,049,550
② 能登空港運航安定化基金	199,738,410
(3) その他固定資産	717,013,854
① 建物	557,117,484
② 構築物	1
③ 什器備品	5,871,896
④ 長期未収金	32,662,000
⑤ 建物仮勘定	121,362,473

(4) 出資金		20,000
	固定資産合計	1,293,821,814
資 産 合 計		1,310,401,751
II 負債の部		
1 流動負債		
(1) 未払金		5,720,782
	流動負債合計	5,720,782
2 固定負債		
(1) 長期借入金		32,662,000
① 金融機関借入金		32,662,000
	固定負債合計	32,662,000
	負債合計	38,382,782
III 正味財産の部		
1 指定正味財産		
	(うち基本財産への充当額)	737,838,327 (105,000,000)
	(うち特定資産への充当額)	(471,787,960)
2 一般正味財産		
	正味財産合計	534,180,642 1,272,018,969
負債及び正味財産合計		1,310,401,751

正 味 財 産 増 減 計 算 書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	36,110
受取利息	36,110
② 受取補助金等	196,610,509
県補助金	99,265,131
輪島市補助金	41,378,616
珠洲市補助金	25,557,510
指定正味財産からの振替額	30,409,252
③ 雑収益	115,409
固定資産売却益	109,999
受取利息	5,010
受取配当金	400
	経常収益計
	196,762,028
(2) 経常費用	
① 事業費	231,589,285
観光施設等整備事業費	78,544,648
減価償却費	42,036,738
委託費	25,557,510
租税公課	10,950,400

教育施設等整備支援事業費		129,803,347
長期未収金回収額		129,460,000
支払利息		343,347
能登地域活性化支援事業費		23,241,290
② 管理費		227,448
一般管理費		227,448
経常費用計		231,816,733
当期経常増減額	△	35,054,705
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	△	35,054,705
一般正味財産期首残高		569,235,347
一般正味財産期末残高		534,180,642
II 指定正味財産増減の部		
特定資産運用益		127,368,964
一般正味財産への振替額	△	30,409,252
当期指定正味財産増減額		96,959,712
指定正味財産期首残高		640,878,615
指定正味財産期末残高		737,838,327
III 正味財産期末残高		1,272,018,969

監 査 意 見

公益財団法人奥能登開発公社定款第28条の規定により、公益財団法人奥能登開発公社の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月10日

公益財団法人 奥能登開発公社

監 事 田 代 克 弘
監 事 北 川 利 美

2 令和4年度公益財団法人奥能登開発公社事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
観光施設等整備事業	奥能登地域の観光施設等整備	395,063 ^{千円}
教育施設等整備支援事業	奥能登地域の教育施設等整備支援	32,753
能登地域活性化支援事業	のと里山空港の利活用促進支援、能登地域の観光誘客・交流促進支援	30,000

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	4
受取利息	4
② 受取補助金等	422,947
県補助金	30,124
輪島市補助金	13,580
指定正味財産からの振替額	379,243
③ 雑収益	3
受取利息	2
受取配当金	1
経常収益計	422,954
(2) 経常費用	
① 事業費	457,816
観光施設等整備事業費	395,063
減価償却費	47,110
委託費	337,002
租税公課	10,951
教育施設等整備支援事業費	32,753
長期未収金回収額	32,662
支払利息	91
能登地域活性化支援事業費	30,000
② 管理費	107
一般管理費	107
経常費用計	457,923
当期経常増減額	△ 34,969
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0

当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	△	34,969
一般正味財産期首残高		534,178
一般正味財産期末残高		499,209
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
特定資産運用益		245,151
一般正味財産への振替額	△	379,243
当期指定正味財産増減額	△	134,092
指定正味財産期首残高		739,622
指定正味財産期末残高		605,530
Ⅲ 正味財産期末残高		1,104,739

報告第10号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、北陸エアターミナルビル株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度北陸エアターミナルビル株式会社決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
ターミナルビル管理運営事業	貸室業及び物品販売業等	1,105,512 ^{千円}

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	3,465,390,417
(1) 現金預金	3,390,688,456
(2) 売掛金	29,630,561
(3) 商品	18,093,840
(4) 貯蔵品	2,325,075
(5) 前払費用	1,188,384
(6) 仮払金	38,976
(7) 未収入金	23,425,125
2 固定資産	1,622,425,675
(1) 有形固定資産	1,469,702,161
① 建物	1,322,822,603
② 構築物	61,463,484
③ 機械装置	15,301,368
④ 車両運搬具	4,983,937
⑤ 工具器具備品	62,341,664
⑥ リース資産	883,300
⑦ 建設仮勘定	1,905,805
(2) 無形固定資産	14,599,314
① ソフトウェア	13,395,612

② 電話加入権	1,203,702
(3) 投資その他の資産	138,124,200
① 投資有価証券	10,500,001
② 繰延税金資産	116,533,444
③ 長期前払費用	9,647,755
④ その他の投資	1,443,000
資 産 合 計	5,087,816,092
II 負債の部	
1 流動負債	197,108,905
(1) 買掛金	20,337,780
(2) リース債務	953,964
(3) 未払費用	73,088,741
(4) 未払法人税等	9,118,900
(5) 未払消費税等	8,087,600
(6) 前受収益	65,491,649
(7) 預り金	6,171,271
(8) 賞与引当金	13,859,000
2 固定負債	296,846,635
(1) 敷金	3,806,635
(2) 退職給付引当金	293,040,000
負 債 合 計	493,955,540
III 純資産の部	
1 株主資本	4,593,860,552
(1) 資本金	800,000,000
(2) 資本剰余金	438,952,761
(3) 利益剰余金	3,354,907,791
純 資 産 合 計	4,593,860,552
負債及び純資産合計	5,087,816,092

損 益 計 算 書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 売上総利益	
1 売上高	1,041,561,257
(1) 不動産管理事業収入	673,830,846
(2) 附帯事業収入	367,730,411
2 売上原価	573,845,558
(1) 不動産管理事業収入原価	305,808,023
(2) 附帯事業収入原価	268,037,535
売 上 総 利 益	467,715,699
II 販売費及び一般管理費	531,666,749
営 業 損 失	63,951,050

Ⅲ 営業外損益		
1 営業外収益		57,595,882
(1) 受取利息		7,238
(2) 受取配当金		250,300
(3) 雑収入		57,338,344
2 営業外費用		0
経常損失		6,355,168
Ⅳ 特別損益		
1 特別利益		0
2 特別損失		202,746
(1) 固定資産除却損		202,746
税引前当期純損失		6,557,914
法人税等	△	735,898
当期純損失		5,822,016

監 査 意 見

会社法（平成17年法律第86号）第436条第1項の規定により、北陸エアターミナルビル株式会社の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月25日

北陸エアターミナルビル株式会社

監査役 金 戸 清 外 志

監査役 梅 田 利 和

監査役 中 田 浩 一

2 令和4年度北陸エアターミナルビル株式会社事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
ターミナルビル管理運営 事業	貸室業及び物品販売業等	1,242,300 ^{千円}

収 支 予 算 書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
I 収益の部	
1 営業収益	1,221,300
2 営業外収益	39,900
収益合計	1,261,200
II 費用の部	
1 営業費用	1,242,300
2 営業外費用	0
費用合計	1,242,300

報告第11号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、能登空港ターミナルビル株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度能登空港ターミナルビル株式会社決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
ターミナルビル管理運営事業	貸室業及び空港関連業務の受託等	288,992 ^{千円}

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	1,064,509,458
(1) 現金預金	1,034,707,548
(2) 売掛金	26,069,728
(3) 商品	751,437
(4) 貯蔵品	713,165
(5) 立替金	2,267,580
2 固定資産	244,037,318
(1) 有形固定資産	239,235,933
① 建物	213,114,870
② 構築物	284,665
③ 機械装置	2,979,167
④ 車両運搬具	6,047,482
⑤ 工具器具備品	15,885,840
⑥ 建設仮勘定	923,909
(2) 無形固定資産	291,200
① 電話加入権	291,200
(3) 投資その他の資産	4,510,185
① 出資金	20,000

② 繰延税金資産	4,281,225
③ 長期前払費用	208,960
資 産 合 計	1,308,546,776
II 負債の部	
1 流動負債	36,632,142
(1) 未払費用	16,648,448
(2) 未払法人税等	7,132,700
(3) 未払消費税等	352,700
(4) 前受収益	10,573,575
(5) 預り金	482,617
(6) 賞与引当金	1,442,102
2 固定負債	9,645,252
(1) 退職給付引当金	9,645,252
負 債 合 計	46,277,394
III 純資産の部	
1 株主資本	1,262,269,382
(1) 資本金	1,000,000,000
(2) 利益剰余金	262,269,382
純 資 産 合 計	1,262,269,382
負債及び純資産合計	1,308,546,776

損 益 計 算 書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 売上総利益	
1 売上高	304,952,314
(1) 不動産管理事業収入	111,289,098
(2) 附帯事業収入	193,663,216
2 売上原価	253,030,191
(1) 不動産管理事業収入原価	84,661,334
(2) 附帯事業収入原価	168,368,857
売 上 総 利 益	51,922,123
II 販売費及び一般管理費	35,962,011
営 業 利 益	15,960,112
III 営業外損益	
1 営業外収益	1,677,582
(1) 受取利息	888
(2) 受取配当金	400
(3) 雑収入	1,676,294
2 営業外費用	0
経 常 利 益	17,637,694

IV 特別損益	
1 特別利益	1,488,841
(1) 補助金受入額	1,488,841
2 特別損失	1,488,841
(1) 固定資産圧縮損	1,488,841
税引前当期純利益	17,637,694
法人税等	5,710,829
当期純利益	11,926,865

監 査 意 見

会社法（平成17年法律第86号）第436条第1項の規定により、能登空港ターミナルビル株式会社の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月23日

能登空港ターミナルビル株式会社

監査役 北 山 章
 監査役 沢 田 隆
 監査役 山 下 孝 明

2 令和4年度能登空港ターミナルビル株式会社事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
ターミナルビル管理運営事業	貸室業及び空港関連業務の受託等	298,455 ^{千円}

収 支 予 算 書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
I 収益の部	
1 営業収益	314,726
2 営業外収益	9
収益合計	314,735
II 費用の部	
1 営業費用	298,455
2 営業外費用	0
費用合計	298,455

報告第12号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、へぐら航路株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度へぐら航路株式会社決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
定期航路事業	輪島、舳倉島間の定期航路に係る旅客及び貨物の運送事業	98,317 ^{千円}

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	61,129,832
(1) 現金預金	20,569,916
(2) 未収金	40,345,252
(3) その他流動資産	214,664
2 固定資産	231,076
(1) 有形固定資産	231,076
① 建物	1
② その他固定資産	231,075
資 産 合 計	61,360,908
II 負債の部	
1 流動負債	47,082,487
(1) 短期借入金	45,000,000
(2) 未払金	1,522,818
(3) 預り金	559,669
2 固定負債	4,200,000
(1) 退職給付引当金	4,200,000
負 債 合 計	51,282,487

報告第十二号 法人の経営状況の報告について（へぐら航路株式会社）

Ⅲ 純資産の部		
1 株主資本		10,078,421
(1) 資本金		50,000,000
(2) 利益剰余金	△	39,921,579
純 資 産 合 計		10,078,421
負 債 及 び 純 資 産 合 計		61,360,908

損 益 計 算 書

自 至 令和3年4月1日
令和4年3月31日

科 目	金 額
I 営業損益	円
1 営業収益	22,418,620
(1) 乗客収入	10,512,210
(2) 貨物収入	11,906,410
2 営業費用	98,317,016
(1) 運送費	38,449,073
(2) 一般管理費	57,988,889
(3) 保険料等	1,780,722
(4) 減価償却費	98,332
營 業 損 失	75,898,396
II 営業外損益	
1 営業外収益	75,967,779
(1) 受取利息	219
(2) 受取補助金等	75,472,428
① 国補助金	37,227,808
② 県補助金	30,619,602
③ 輪島市補助金	7,625,018
(3) 雑収入	495,132
2 営業外費用	69,383
(1) 支払利息	69,383
経 常 利 益	0
III 特別損益	
1 特別利益	0
2 特別損失	0
税引前当期純利益	0
法 人 税 等	0
当 期 純 利 益	0

監 査 意 見

会社法（平成17年法律第86号）第436条第1項の規定により、へぐら航路株式会社の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月18日

へぐら航路株式会社

監査役	端	根	豪	男
監査役	茶	花	隆	一
監査役	中	野		豊

2 令和4年度へぐら航路株式会社事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
定期航路事業	輪島、舳倉島間の定期航路に係る旅客及び貨物の運送事業	103,844 ^{千円}

収 支 予 算 書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
I 収益の部	^{千円}
1 営業収益	27,700
2 営業外収益	76,214
収益合計	103,914
II 費用の部	
1 営業費用	103,844
2 営業外費用	70
費用合計	103,914

報告第13号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、のと鉄道株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度のと鉄道株式会社決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区分	事業内容	金額
鉄道事業	鉄道旅客運送	449,941 ^{千円}
その他事業	国内旅行業、物品販売業等	32,602

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科目	金額
I 資産の部	
1 流動資産	184,455,038
(1) 現金預金	57,841,059
(2) 未収運賃	3,983,003
(3) 未収金	93,667,354
(4) 売掛金	550,727
(5) 商品	1,831,864
(6) 貯蔵品	25,644,501
(7) 前払費用	862,940
(8) その他流動資産	73,590
2 固定資産	47,231,594
(1) 鉄道事業固定資産	42,626,981
① 有形固定資産	42,318,975
② 無形固定資産	308,006
(2) その他事業固定資産	304,613
① 有形固定資産	231,813
② 無形固定資産	72,800
(3) 投資その他の資産	4,300,000
資産合計	231,686,632

II 負債の部		
1 流動負債		56,799,084
(1) 未払金		30,087,711
(2) 未払法人税等		2,702,200
(3) 未払費用		10,877,400
(4) 預り連絡運賃		684,160
(5) 預り金		1,950,986
(6) 預り旅行券代		1,369,980
(7) 前受運賃		5,034,587
(8) 前受金		2,168,539
(9) 買掛金		1,923,521
2 固定負債		9,560,329
(1) 退職給付引当金		5,999,979
(2) 資産除去債務		3,560,350
負債合計		66,359,413
III 純資産の部		
1 株主資本		165,327,219
(1) 資本金		450,000,000
(2) 利益剰余金	△	284,672,781
純資産合計		165,327,219
負債及び純資産合計		231,686,632

損 益 計 算 書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 営業損益	円
1 鉄道事業	
(1) 営業収益	114,696,433
① 旅客運輸収入	101,751,446
② 運輸雑収	12,944,987
(2) 営業費	449,941,484
① 運送費	347,918,522
② 一般管理費	80,443,384
③ 租税公課	11,655,690
④ 減価償却費	9,923,888
鉄道事業営業損失	335,245,051
2 その他事業	
(1) 営業収益	29,283,187
(2) 営業費	32,601,623
その他事業営業損失	3,318,436
全事業営業損失	338,563,487
II 営業外損益	
1 営業外収益	284,007,389

(1) 受取利息	1,512
(2) 受取補助金等	281,857,365
① 県補助金	77,376,190
② その他補助金	204,481,175
(3) 雑収入	2,148,512
2 営業外費用	0
経常損失	54,556,098
Ⅲ 特別損益	
1 特別利益	127,592,965
(1) 固定資産売却益	1,723,439
(2) 地方公共団体等補助金	125,869,526
2 特別損失	73,241,050
(1) 固定資産除却損	932,074
(2) 固定資産圧縮損	72,308,976
税引前当期純損失	204,183
法人税等	536,500
当期純損失	740,683

監 査 意 見

会社法（平成17年法律第86号）第436条第1項の規定により、のと鉄道株式会社の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月30日

のと鉄道株式会社

監査役 山 本 英 博
監査役 神 座 治 彦

2 令和4年度のと鉄道株式会社事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	金額
鉄道事業	鉄道旅客運送	391,600 ^{千円}
その他事業	国内旅行業、物品販売業等	37,900

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 収益の部	
1 鉄道事業	352,900
(1) 営業収益	134,600
(2) 営業外収益	218,300
2 その他事業	41,300
(1) 営業収益	41,300
(2) 営業外収益	0
3 特別利益	120,700
収益合計	514,900
II 費用の部	
1 鉄道事業	391,600
(1) 営業費用	391,600
(2) 営業外費用	0
2 その他事業	37,900
(1) 営業費用	37,900
(2) 営業外費用	0
3 特別損失	85,600
費用合計	515,100

報告第14号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、I Rいしかわ鉄道株式会社
の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度I Rいしかわ鉄道株式会社決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
鉄道事業	鉄道旅客運送	2,095,087 ^{千円}

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	3,192,656,646
(1) 現金預金	2,308,771,591
(2) 未収運賃	80,844,323
(3) 未収金	727,209,119
(4) 貯蔵品	62,806,128
(5) 前払費用	12,308,655
(6) その他流動資産	716,830
2 固定資産	625,272,049
(1) 鉄道事業固定資産	579,815,805
① 有形固定資産	547,584,879
② 無形固定資産	32,230,926
(2) 建設仮勘定	41,070,848
(3) 投資その他の資産	4,385,396
資 産 合 計	3,817,928,695
II 負債の部	
1 流動負債	913,596,654
(1) 未払金	680,424,060
(2) 未払費用	4,821,339
(3) 未払法人税等	27,139,600

報告第十四号 法人の経営状況の報告について（I Rいしかわ鉄道株式会社）

(4) 未払消費税等	44,322,000
(5) 預り連絡運賃	53,841,008
(6) 前受運賃	64,558,740
(7) 賞与引当金	33,415,527
(8) その他流動負債	5,074,380
2 固定負債	175,658,800
(1) 退職給付引当金	12,265,830
(2) 役員退職慰労引当金	2,088,000
(3) 圧縮未決算勘定	36,070,848
(4) 特別修繕引当金	125,234,122
負債合計	1,089,255,454
Ⅲ 純資産の部	
1 株主資本	2,728,673,241
(1) 資本金	2,006,000,000
(2) 利益剰余金	722,673,241
純資産合計	2,728,673,241
負債及び純資産合計	3,817,928,695

損 益 計 算 書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 営業損益	円
1 営業収益	2,057,579,938
(1) 旅客運輸収入	831,310,140
(2) 鉄道線路使用料収入	470,610,522
(3) 運輸雑収	755,659,276
2 営業費	2,095,087,336
(1) 運送費	1,718,206,993
(2) 一般管理費	261,649,020
(3) 租税公課	56,562,114
(4) 減価償却費	58,669,209
営業損失	37,507,398
Ⅱ 営業外損益	
1 営業外収益	318,714,215
(1) 受託工事収入	305,453,519
(2) 受取利息	51,175
(3) 有価証券利息	9,975
(4) 雑収入	13,199,546
2 営業外費用	283,463,047
(1) 受託工事支出	283,351,650
(2) 雑損失	111,397
経常損失	2,256,230

Ⅲ 特別損益	
1 特別利益	225,334,357
(1) 地方公共団体等補助金	225,334,357
2 特別損失	160,877,787
(1) 固定資産圧縮損	160,877,787
税引前当期純利益	62,200,340
法人税等	18,118,605
当期純利益	44,081,735

監 査 意 見

会社法（平成17年法律第86号）第436条第1項の規定により、IRいしかわ鉄道株式会社の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月31日

IRいしかわ鉄道株式会社

監査役 北 山 章

2 令和4年度 I R いしかわ鉄道株式会社事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
鉄道事業	鉄道旅客運送	2,199,185 ^{千円}

収 支 予 算 書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
I 収益の部	
1 営業収益	2,076,910
2 営業外収益	118,400
3 特別利益	187,430
収益合計	2,382,740
II 費用の部	
1 営業費用	2,199,185
2 営業外費用	108,000
3 特別損失	37,430
費用合計	2,344,615

報告第15号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県県民ボランティアセンターの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県県民ボランティアセンター決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
相談事業	ボランティア活動に関する相談	41 <small>千円</small>
財政的支援事業	ボランティア活動保険料の助成 災害ボランティア活動に係る必要物品の備蓄	6,903
情報収集・提供事業	交流名簿の作成 インターネットによるボランティア情報の発信	333
普及・啓発事業	災害ボランティアに関する研修会の開催等 ボランティアに関する講習会等への助成	735
県受託事業	石川県NPO活動支援センターの管理運営 災害ボランティアコーディネーター養成研修会の開催等	14,227

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	14,439,429
① 現金	86,530
② 預金	14,352,899
(2) 未収金	1,723,021
流動資産合計	16,162,450
2 固定資産	
(1) 基本財産	30,000,000
① 県長期貸付金	30,000,000

(2) 特定資産	1,102,000,000
① 県民ボランティア基金	1,102,000,000
県長期貸付金	1,080,000,000
定期預金	22,000,000
固定資産合計	1,132,000,000
資 産 合 計	1,148,162,450
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	995,312
(2) 預り金	90,217
流動負債合計	1,085,529
2 固定負債	0
負債合計	1,085,529
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	30,000,000
(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)
2 一般正味財産	1,117,076,921
(うち特定資産への充当額)	(1,102,000,000)
正味財産合計	1,147,076,921
負債及び正味財産合計	1,148,162,450

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	237,946
受取利息	237,946
② 特定資産運用益	8,353,504
受取利息	8,353,504
③ 事業収益	14,227,434
受託事業収入	14,227,434
県受託事業収入	14,227,434
④ 雑収益	317,160
雑収入	317,160
経常収益計	23,136,044
(2) 経常費用	
① 事業費	22,239,228
相談事業費	40,700
財政的支援事業費	6,903,438
情報収集・提供事業費	332,660
普及・啓発事業費	734,996
県受託事業費	14,227,434

② 管理費	525,401
一般管理費	525,401
経常費用計	22,764,629
当期経常増減額	371,415
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	371,415
一般正味財産期首残高	1,116,705,506
一般正味財産期末残高	1,117,076,921
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	30,000,000
指定正味財産期末残高	30,000,000
III 正味財産期末残高	1,147,076,921

監 査 意 見

公益財団法人石川県民ボランティアセンター定款第26条の規定により、公益財団法人石川県民ボランティアセンターの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月18日

公益財団法人 石川県民ボランティアセンター

監 事 吉 江 英 一

監 事 北 山 章

2 令和4年度公益財団法人石川県県民ボランティアセンター事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	金額
相談事業	ボランティア活動に関する相談	93 ^{千円}
財政的支援事業	ボランティア活動保険料の助成	6,800
情報収集・提供事業	交流名簿の作成 インターネットによるボランティア情報の発信	880
普及・啓発事業	災害ボランティアに関する研修会の開催等 ボランティアに関する講習会等への助成	1,826
県受託事業	石川県NPO活動支援センターの管理運営 災害ボランティアコーディネーター養成研修会の開催等	14,487
災害対策事業	災害ボランティア活動に対する支援	11,500

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	210
受取利息	210
② 特定資産運用益	7,479
受取利息	7,479
③ 事業収益	14,487
受託事業収入	14,487
県受託事業収入	14,487
④ 雑収益	320
雑収入	320
経常収益計	22,496
(2) 経常費用	
① 事業費	35,586
相談事業費	93
財政的支援事業費	6,800
情報収集・提供事業費	880
普及・啓発事業費	1,826
県受託事業費	14,487
災害対策事業費	11,500

② 管理費		570
一般管理費		570
	経常費用計	36,156
当期経常増減額	△	13,660
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	△	13,660
一般正味財産期首残高		1,115,820
一般正味財産期末残高		1,102,160
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		30,000
指定正味財産期末残高		30,000
III 正味財産期末残高		1,132,160

報告第16号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人いしかわ県民文化振興基金の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人いしかわ県民文化振興基金決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
文化振興事業	文化に関する鑑賞機会の提供及び文化活動の参加促進に対する支援	12,260 ^{千円}
人材育成事業	文化の振興を担う人材の育成に対する支援	22,911
文化情報発信事業	文化に関する情報の収集・発信	17,209
文化財保存修復促進事業	文化財保存修復工房を利用して行う文化財修復に対する助成	716
文化活動支援事業	県内文化団体等の自発的な文化活動に対する助成	63,224

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	153,396,186
① 預金	153,396,186
(2) 未収収益	3,470,700
流動資産合計	156,866,886
2 固定資産	
(1) 基本財産	12,000,000,000
① 県長期貸付金	12,000,000,000
(2) 特定資産	47,455,505
① 事業積立資産	47,455,505
定期預金	47,455,505

(3) その他固定資産		120,384
① 図書		120,384
	固定資産合計	12,047,575,889
資 産 合 計		12,204,442,775
II 負債の部		
1 流動負債		
(1) 未払金		93,004,423
	流動負債合計	93,004,423
2 固定負債		0
	負債合計	93,004,423
III 正味財産の部		
1 指定正味財産		12,000,000,000
	(うち基本財産への充当額)	(12,000,000,000)
2 一般正味財産		111,438,352
	(うち特定資産への充当額)	(47,455,505)
	正味財産合計	12,111,438,352
負債及び正味財産合計		12,204,442,775

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	118,647,575
受取利息	118,647,575
② 特定資産運用益	874
受取利息	874
③ 雑収益	5,612,802
雑収入	5,612,802
	経常収益計
	124,261,251
(2) 経常費用	
① 事業費	116,319,979
文化振興事業費	12,259,888
人材育成事業費	22,910,840
文化情報発信事業費	17,209,445
文化財保存修復促進事業費	716,000
文化活動支援事業費	63,223,806
② 管理費	1,158,922
一般管理費	1,158,922
	経常費用計
	117,478,901
当期経常増減額	6,782,350

2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	6,782,350
一般正味財産期首残高	104,656,002
一般正味財産期末残高	111,438,352
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	12,000,000,000
指定正味財産期末残高	12,000,000,000
III 正味財産期末残高	12,111,438,352

監 査 意 見

公益財団法人いしかわ県民文化振興基金定款第28条の規定により、公益財団法人いしかわ県民文化振興基金の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月10日

公益財団法人 いしかわ県民文化振興基金

監 事 北 山 章

監 事 西 田 哲 次

2 令和4年度公益財団法人いしかわ県民文化振興基金事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	金額
文化振興事業	文化に関する鑑賞機会の提供及び文化活動の参加促進に対する支援	20,682 ^{千円}
人材育成事業	文化の振興を担う人材の育成に対する支援	19,173
文化情報発信事業	文化に関する情報の収集・発信	866
文化財保存修復促進事業	文化財保存修復工房を利用して行う文化財修復に対する助成	1,000
文化活動支援事業	県内文化団体等の自発的な文化活動に対する助成	80,500

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	117,292
受取利息	117,292
② 特定資産運用益	5
受取利息	5
経常収益計	117,297
(2) 経常費用	
① 事業費	122,221
文化振興事業費	20,682
人材育成事業費	19,173
文化情報発信事業費	866
文化財保存修復促進事業費	1,000
文化活動支援事業費	80,500
② 管理費	1,179
一般管理費	1,179
経常費用計	123,400
当期経常増減額	△ 6,103
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 6,103
一般正味財産期首残高	99,924
一般正味財産期末残高	93,821

Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	12,000,000
指定正味財産期末残高	12,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	12,093,821

報告第17号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県音楽文化振興事業団の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県音楽文化振興事業団決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区分	事業内容	事業量	金額
オーケストラ運営事業 会計	運営事業 オーケストラ・アン サンブル金沢の公演 自主公演 50公演	定期公演 18公演 特別公演 28公演 ファミリー公演 2公演 入門コンサート 1公演 新人登竜門コンサート 1公演	701,948 ^{千円}
	依頼公演 32公演 普及事業 ジュニアオーケスト ラ、アンサンブル金 沢合唱団の育成	企業等公演 23公演 学校公演 6公演 CD録音等 3公演 ジュニアオーケストラ公演 2公演	
音楽管理 会 堂 計	管理運営事業 管理・貸館業務 (利用料金制)	管理面積 建物 29,416m ²	547,594
音楽事 業 堂 自 主 計	自主事業 コンサートホール 邦楽ホール 交流ホール	10事業 6事業 3事業	150,655

報告第十七号 法人の経営状況の報告について（公益財団法人 石川県音楽文化振興事業団）

貸借対照表

(オーケストラ運営事業会計)

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	131,253,152
① 現金	488,500
② 預金	130,764,652
(2) 未収金	70,134,362
(3) 前払金	2,037,540
(4) 貸付金	800,000
(5) 立替金	8,000
(6) 仮払金	34,776
(7) 他会計勘定	67,342,490
(8) 商品	5,334,601
(9) 貯蔵品	3,682,998
流動資産合計	280,627,919
2 固定資産	
(1) 基本財産	50,000,000
① 定期預金	50,000,000
(2) 特定資産	404,000,000
① 特別事業基金	379,000,000
定期預金	208,000,000
預金	171,000,000
② 岩城宏之音楽賞基金	3,000,000
預金	3,000,000
③ ヴィサージュOEK団員奨励基金	22,000,000
預金	22,000,000
(3) その他固定資産	9,920,704
① 車両運搬具	2,164,499
② 什器備品	7,423,205
③ 電話加入権	85,000
④ 敷金	248,000
固定資産合計	463,920,704
資 産 合 計	744,548,623
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	16,097,189
(2) 預り金	11,123,805
(3) 未払消費税等	3,925,600
(4) 前受金	11,901,430
(5) 仮受金	150,843
(6) 賞与引当金	11,126,081
流動負債合計	54,324,948

2 固定負債		0
	負債合計	54,324,948
Ⅲ 正味財産の部		
1 指定正味財産		72,000,000
	(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)
	(うち特定資産への充当額)	(22,000,000)
2 一般正味財産		618,223,675
	(うち特定資産への充当額)	(382,000,000)
	正味財産合計	690,223,675
負債及び正味財産合計		744,548,623

正味財産増減計算書
(オーケストラ運営事業会計)

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科	目	金 額
I 一般正味財産増減の部		円
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
① 基本財産運用益		1,601
受取利息		1,601
② 特定資産運用益		7,217
受取利息		7,217
③ 受取会費		47,311,970
定期会員収入		28,386,970
賛助会費収入		18,925,000
④ 事業収益		225,424,170
公演料収入		129,958,685
入場料収入		56,062,175
広告協賛収入		28,479,502
公演共催負担金		10,923,808
⑤ 受取補助金等		463,220,519
県補助金		240,693,000
金沢市補助金		140,834,519
その他補助金		81,693,000
⑥ 受取負担金		42,066,527
委託料		42,066,527
⑦ 受取寄附金		2,837,021
寄附金		87,021
指定正味財産からの振替額		2,750,000
⑧ 雑収益		9,158,158
受取利息		598
雑収入		9,157,560
	経常収益計	790,027,183
(2) 経常費用		
① 事業費		701,948,188
オーケストラ運営事業費		701,948,188

② 管理費		1,596,598
一般管理費		1,596,598
	経常費用計	703,544,786
当期経常増減額		86,482,397
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
① 固定資産売却益		1,979,999
	経常外収益計	1,979,999
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		1,979,999
当期一般正味財産増減額		88,462,396
一般正味財産期首残高		529,761,279
一般正味財産期末残高		618,223,675
II 指定正味財産増減の部		
一般正味財産への振替額	△	2,750,000
当期指定正味財産増減額	△	2,750,000
指定正味財産期首残高		74,750,000
指定正味財産期末残高		72,000,000
III 正味財産期末残高		690,223,675

貸 借 対 照 表

（音楽堂管理会計）

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	円
1 流動資産	
(1) 現金預金	58,681,721
① 預金	58,681,721
(2) 未収金	5,415,468
(3) 前払金	3,344
(4) 他会計勘定	△ 23,675,446
(5) 貯蔵品	12,036,706
流動資産合計	52,461,793
2 固定資産	
(1) その他固定資産	13,510,012
① 建物	285,143
② 建物附属設備	6,028,546
③ 車両運搬具	4
④ 什器備品	6,261,693
⑤ ソフトウェア	934,626
固定資産合計	13,510,012
資 産 合 計	65,971,805
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	65,916,132
(2) 預り金	515,554
(3) 未払法人税等	71,000

(4) 前受金		5,263,530
(5) 賞与引当金		4,107,138
	流動負債合計	75,873,354
2 固定負債		0
	負債合計	75,873,354
Ⅲ 正味財産の部		
1 指定正味財産		0
2 一般正味財産	△	9,901,549
	正味財産合計	△ 9,901,549
負債及び正味財産合計		65,971,805

正味財産増減計算書
(音楽堂管理会計)

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 受取補助金等	2,712,000
その他補助金	2,712,000
② 受託事業収入	418,373,000
県受託事業収入	418,373,000
③ 音楽堂使用料収入	96,136,216
ホール等使用料収入	87,418,216
駐車場使用料収入	8,718,000
④ 雑収益	10,881,804
雑収入	10,881,804
	経常収益計 528,103,020
(2) 経常費用	
① 事業費	547,594,487
音楽堂管理事業費	547,594,487
	経常費用計 547,594,487
当期経常増減額	△ 19,491,467
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 19,491,467
一般正味財産期首残高	9,589,918
一般正味財産期末残高	△ 9,901,549
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
Ⅲ 正味財産期末残高	△ 9,901,549

貸借対照表

(音楽堂自主事業会計)

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	円
1 流動資産	
(1) 現金預金	34,514,836
① 預金	34,514,836
(2) 未収金	35,216,316
(3) 他会計勘定	△ 43,667,044
(4) 貯蔵品	407,928
流動資産合計	26,472,036
2 固定資産	
(1) 特定資産	70,000,000
① 音楽堂自主事業基金	70,000,000
定期預金	70,000,000
(2) その他固定資産	444,802
① 什器備品	444,802
固定資産合計	70,444,802
資 産 合 計	96,916,838
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	8,792,314
(2) 預り金	564,644
(3) 前受金	455,000
(4) 賞与引当金	674,172
流動負債合計	10,486,130
2 固定負債	0
負債合計	10,486,130
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	70,000,000
(うち特定資産への充当額)	(70,000,000)
2 一般正味財産	16,430,708
正味財産合計	86,430,708
負債及び正味財産合計	96,916,838

正味財産増減計算書
(音楽堂自主事業会計)

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科	目	金	額
I	一般正味財産増減の部		円
1	経常増減の部		
	(1) 経常収益		
	① 特定資産運用益		29,321
	受取利息		29,321
	② 受取会費		6,325,000
	賛助会費収入		6,325,000
	③ 事業収益		35,699,654
	入場料収入		33,790,950
	広告協賛収入		1,908,704
	④ 受取補助金等		92,260,000
	国補助金		34,493,000
	県補助金		26,367,000
	その他補助金		1,400,000
	指定正味財産からの振替額		30,000,000
	⑤ 受取負担金		1,208,400
	委託料		1,208,400
	⑥ 雑収益		2,657,812
	受取利息		12
	雑収入		2,657,800
	経常収益計		138,180,187
	(2) 経常費用		
	① 事業費		150,654,944
	自主事業費		150,654,944
	経常費用計		150,654,944
	当期経常増減額	△	12,474,757
2	経常外増減の部		
	(1) 経常外収益		0
	(2) 経常外費用		0
	当期経常外増減額		0
	当期一般正味財産増減額	△	12,474,757
	一般正味財産期首残高		28,905,465
	一般正味財産期末残高		16,430,708
II	指定正味財産増減の部		
	一般正味財産への振替額	△	30,000,000
	当期指定正味財産増減額	△	30,000,000
	指定正味財産期首残高		100,000,000
	指定正味財産期末残高		70,000,000
III	正味財産期末残高		86,430,708

報告第十七号 法人の経営状況の報告について(公益財団法人 石川県音楽文化振興事業団)

監 査 意 見

公益財団法人石川県音楽文化振興事業団定款第33条の規定により、公益財団法人石川県音楽文化振興事業団の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月17日

公益財団法人 石川県音楽文化振興事業団

監 事 北 山 章

監 事 朝 倉 豊

監 事 中 野 一 輝

2 令和4年度公益財団法人石川県音楽文化振興事業団事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	事業量	金額	
オーケストラ運営事業 会計	運営事業 オーケストラ・アン サンブル金沢の公演 自主公演 46公演	定期公演 18公演 特別公演 25公演 ファミリー公演 1公演 入門コンサート 1公演 新人登竜門コンサート 1公演	765,639 ^{千円}	
	依頼公演 48公演	企業等公演 35公演 学校公演 13公演		
	普及事業 ジュニアオーケストラ、アンサンブル金 沢合唱団の育成 楽器講習会の開催	ジュニアオーケストラ公演 2公演 アンサンブル金沢合唱団公演 1公演 2回		
音楽堂 管理会計	管理運営事業	管理・貸館業務 (利用料金制)	管理面積 建物 29,416m ²	548,914
音楽堂 事業会計	自主事業	コンサートホール 邦楽ホール 交流ホール	8事業 7事業 3事業	149,225

収支予算書

(オーケストラ運営事業会計)

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	5
受取利息	5
② 特定資産運用益	10
受取利息	10
③ 受取会費	48,303
定期会員収入	29,553
賛助会費収入	18,750
④ 事業収益	235,442
公演料収入	152,528

報告第十七号 法人の経営状況の報告について(公益財団法人 石川県音楽文化振興事業団)

入場料収入		50,156
広告協賛収入		26,610
公演共催負担金		6,148
⑤ 受取補助金等		429,203
県補助金		250,537
金沢市補助金		146,846
文化振興基金補助金		1,300
その他補助金		30,520
⑥ 受取負担金		42,000
委託料		42,000
⑦ 受取寄附金		2,750
指定正味財産からの振替額		2,750
⑧ 雑収益		5,437
受取利息		5
雑収入		5,432
	経常収益計	763,150
(2) 経常費用		
① 事業費		765,639
オーケストラ運営事業費		765,639
② 管理費		1,505
一般管理費		1,505
	経常費用計	767,144
当期経常増減額	△	3,994
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	△	3,994
一般正味財産期首残高		590,423
一般正味財産期末残高		586,429
II 指定正味財産増減の部		
一般正味財産への振替額	△	2,750
当期指定正味財産増減額	△	2,750
指定正味財産期首残高		72,000
指定正味財産期末残高		69,250
III 正味財産期末残高		655,679

収 支 予 算 書

(音楽堂管理会計)

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 受託事業収入	408,559
県受託事業収入	408,559
② 音楽堂使用料収入	101,150

千円

ホール等使用料収入		92,400
駐車場使用料収入		8,750
③ 雑収益		8,000
雑収入		8,000
	経常収益計	517,709
(2) 経常費用		
① 事業費		548,914
音楽堂管理事業費		548,914
	経常費用計	548,914
当期経常増減額	△	31,205
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	△	31,205
一般正味財産期首残高	△	18,652
一般正味財産期末残高	△	49,857
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		0
指定正味財産期末残高		0
III 正味財産期末残高	△	49,857

収 支 予 算 書

(音楽堂自主事業会計)

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
	千円
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 受取会費	6,250
賛助会費収入	6,250
② 事業収益	43,312
入場料収入	41,257
広告協賛収入	2,055
③ 受取補助金等	96,593
国補助金	24,000
県補助金	21,393
その他補助金	1,200
指定正味財産からの振替額	50,000
④ 雑収益	2,885
雑収入	2,885
	経常収益計
	149,040
(2) 経常費用	
① 事業費	149,225
自主事業費	149,225
	経常費用計
	149,225

当期経常増減額	△	185
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	△	185
一般正味財産期首残高		9,268
一般正味財産期末残高		9,083
II 指定正味財産増減の部		
一般正味財産への振替額	△	50,000
当期指定正味財産増減額	△	50,000
指定正味財産期首残高		70,000
指定正味財産期末残高		20,000
III 正味財産期末残高		29,083

報告第18号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人大野からくり記念館の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人大野からくり記念館決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
大野からくり記念館管理運営事業	石川県金沢港大野からくり記念館の管理運営 管理面積 4,073m ² 展示会の企画及び実施 展示品等を活用した実演会・体験教室の実施 広報・宣伝活動	19,816 ^{千円}
大野お台場公園管理事業	大野お台場公園の管理	2,284

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	1,783,496
① 現金	249,390
② 預金	1,534,106
(2) 未収金	385,707
(3) 前払金	28,160
流動資産合計	2,197,363
2 固定資産	
(1) 基本財産	12,240,000
① 定期預金	12,240,000
(2) その他固定資産	1,075,017
① 什器備品	1,000,033
② 電話加入権	74,984

	固定資産合計	13,315,017
	資 産 合 計	15,512,380
II	負債の部	
1	流動負債	
	(1) 預り金	2,800
	(2) 未払金	845,374
	流動負債合計	848,174
2	固定負債	0
	負債合計	848,174
III	正味財産の部	
1	指定正味財産	12,240,000
	(うち基本財産への充当額)	(12,240,000)
2	一般正味財産	2,424,206
	正味財産合計	14,664,206
	負債及び正味財産合計	15,512,380

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額	
I 一般正味財産増減の部	円	
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
① 基本財産運用益	244	
受取利息	244	
② 事業収益	5,511,750	
入館料収入	3,690,150	
受託事業収入	1,821,600	
県受託事業収入	1,821,600	
③ 受取補助金等	15,200,000	
県補助金	15,200,000	
④ 雑収益	2,765,553	
自動販売機収入	23,413	
受取利息	40	
雑収入	2,742,100	
	経常収益計	23,477,547
(2) 経常費用		
① 事業費	23,275,062	
大野からくり記念館管理運営事業費	19,816,175	
大野お台場公園管理事業費	2,283,600	
減価償却費	1,175,287	
② 管理費	616,441	
一般管理費	616,441	
	経常費用計	23,891,503
当期経常増減額	△ 413,956	

2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	△	413,956
一般正味財産期首残高		2,838,162
一般正味財産期末残高		2,424,206
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		12,240,000
指定正味財産期末残高		12,240,000
III 正味財産期末残高		14,664,206

監 査 意 見

公益財団法人大野からくり記念館定款第25条の規定により、公益財団法人大野からくり記念館の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月14日

公益財団法人 大野からくり記念館

監 事 紺 田 健 司

監 事 辻 卓

2 令和4年度公益財団法人大野からくり記念館事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	金額
大野からくり記念館管理運営事業	石川県金沢港大野からくり記念館の管理運営 管理面積 4,073m ² 展示会の企画及び実施 展示品等を活用した実演会・体験教室の実施 広報・宣伝活動	21,757 ^{千円}
大野お台場公園管理事業	大野お台場公園の管理	1,821

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	2
受取利息	2
② 事業収益	9,161
入館料収入	7,340
受託事業収入	1,821
県受託事業収入	1,821
③ 受取補助金等	15,200
県補助金	15,200
④ 雑収益	200
自動販売機収入	25
受取利息	1
雑収入	174
経常収益計	24,563
(2) 経常費用	
① 事業費	23,578
大野からくり記念館管理運営事業費	21,757
大野お台場公園管理事業費	1,821
② 管理費	985
一般管理費	985
経常費用計	24,563
当期経常増減額	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0

(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	2,424
一般正味財産期末残高	2,424
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	12,240
指定正味財産期末残高	12,240
Ⅲ 正味財産期末残高	14,664

報告第19号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人銭五顕彰会の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人銭五顕彰会決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
銭屋五兵衛記念館管理運営事業	石川県銭屋五兵衛記念館の管理運営 管理面積 2,355㎡ 展示会の企画及び実施 体験・学習事業の開催 広報・宣伝活動	21,732 ^{千円}
大野湊緑地公園管理事業	大野湊緑地公園の管理	6,685

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	88,432
① 現金	35,000
② 預金	53,432
(2) 未収金	225,000
流動資産合計	313,432
2 固定資産	
(1) 基本財産	16,300,000
① 定期預金	12,250,000
② 敷金	4,050,000
(2) 特定資産	1,212,800
① 退職給付引当資産	1,212,800
預金	1,212,800
(3) その他固定資産	1,000,014

① 建物	1
② 構築物	4
③ 什器備品	1,000,009
固定資産合計	18,512,814
資 産 合 計	18,826,246
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 預り金	72,005
(2) 未払金	683,830
(3) 賞与引当金	233,404
流動負債合計	989,239
2 固定負債	
(1) 退職給付引当金	1,212,800
固定負債合計	1,212,800
負債合計	2,202,039
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	16,300,000
(うち基本財産への充当額)	(16,300,000)
2 一般正味財産	324,207
正味財産合計	16,624,207
負債及び正味財産合計	18,826,246

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	245
受取利息	245
② 事業収益	7,533,310
入館料収入	848,310
受託事業収入	6,685,000
県受託事業収入	6,685,000
③ 受取補助金等	18,500,000
県補助金	18,500,000
④ 雑収益	2,395,206
受取利息	48
駐車場収入	1,800,000
雑収入	595,158
経常収益計	28,428,761
(2) 経常費用	
① 事業費	28,417,365
銭屋五兵衛記念館管理運営事業費	21,732,365

大野湊緑地公園管理事業費		6,685,000
② 管理費		431,433
一般管理費		431,433
経常費用計		28,848,798
当期経常増減額	△	420,037
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		
① 固定資産除却損		2
経常外費用計		2
当期経常外増減額	△	420,039
当期一般正味財産増減額	△	420,039
一般正味財産期首残高		744,246
一般正味財産期末残高		324,207
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		16,300,000
指定正味財産期末残高		16,300,000
III 正味財産期末残高		16,624,207

監 査 意 見

公益財団法人錢五顕彰会定款第25条の規定により、公益財団法人錢五顕彰会の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月20日

公益財団法人 錢五顕彰会

監 事 七 高 一 男
監 事 尾 山 榮 一

2 令和4年度公益財団法人銭五顕彰会事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	金額
銭屋五兵衛記念館管理運営事業	石川県銭屋五兵衛記念館の管理運営 管理面積 2,355㎡ 展示会の企画及び実施 体験・学習事業の開催 広報・宣伝活動	20,822 ^{千円}
大野湊緑地公園管理事業	大野湊緑地公園の管理	6,685

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 事業収益	7,685
入館料収入	1,000
受託事業収入	6,685
県受託事業収入	6,685
② 受取補助金等	18,500
県補助金	18,500
③ 雑収益	1,830
駐車場収入	1,800
雑収入	30
経常収益計	28,015
(2) 経常費用	
① 事業費	27,507
銭屋五兵衛記念館管理運営事業費	20,822
大野湊緑地公園管理事業費	6,685
② 管理費	508
一般管理費	508
経常費用計	28,015
当期経常増減額	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	266
一般正味財産期末残高	266

Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	16,300
指定正味財産期末残高	16,300
Ⅲ 正味財産期末残高	16,566

報告第20号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県スポーツ協会の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県体育協会決算状況

(注) 公益財団法人石川県体育協会は、令和4年4月1日をもって公益財団法人石川県スポーツ協会に改組した。

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区分	事業内容	事業量	金額
スポーツ振興事業	国体開催競技団体の選手強化支援、国民体育大会への選手派遣等	競技団体 41団体 国民体育大会等選手派遣 (一部のみ開催) 74名	218,632 ^{千円}
医王山スポーツセンター管理事業	医王山スポーツセンターの管理運営	管理面積 203,789m ² 利用者数 20,112人	72,760
施設管理受託事業	いしかわ総合スポーツセンターの管理運営	管理面積 52,450m ² 利用者数 265,867人	272,502
	県立武道館の管理運営	管理面積 18,458m ² 利用者数 50,298人	59,197
	兼六園弓道場の管理運営	管理面積 909m ² 利用者数 6,182人	
	卯辰山相撲場の管理運営	管理面積 11,838m ² 利用者数 471人	

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科目	金額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	68,853,289
① 現金	1,924,682
② 預金	66,928,607
(2) 売掛金	1,870,620
(3) 未収金	35,287,903

(4) 商品	393,933
(5) 貯蔵品	266,770
(6) 前払金	28,600
(7) 仮払金	25,000
流動資産合計	106,726,115
2 固定資産	
(1) 基本財産	470,100,000
① 投資有価証券	470,100,000
(2) 特定資産	32,520,236
① 退職給付引当金資産	10,964,100
預金	10,964,100
② 西川・米沢スポーツ賞積立金	21,556,136
預金	18,552,269
投資有価証券	3,003,867
(3) その他固定資産	255,890,194
① 建物	194,701,458
② 構築物	6,292,241
③ 車両運搬具	1
④ 什器備品	18,332,264
⑤ リース資産	1,409,744
⑥ 出資金	5,000
⑦ 長期前払費用	1,392,243
⑧ 大会開催費等積立金	33,757,243
固定資産合計	758,510,430
資 産 合 計	865,236,545
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 買掛金	19,871
(2) 未払金	78,101,032
(3) 未払消費税等	1,749,700
(4) 前受金	3,230,900
(5) 預り金	176,021
(6) 未払法人税等	71,000
(7) リース債務	859,548
(8) 賞与引当金	5,119,184
流動負債合計	89,327,256
2 固定負債	
(1) 長期リース債務	663,520
(2) 退職給付引当金	10,964,100
固定負債合計	11,627,620
負債合計	100,954,876
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	483,103,867
(うち基本財産への充当額)	(470,100,000)
(うち特定資産への充当額)	(13,003,867)
2 一般正味財産	281,177,802
(うち特定資産への充当額)	(8,552,269)
正味財産合計	764,281,669

負債及び正味財産合計

865,236,545

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	4,214,202
受取利息	4,214,202
② 特定資産運用益	99,208
受取利息	99,208
③ 受取会費	16,498,000
④ 事業収益	340,190,475
使用料収入	94,246,225
商品売上等収入	1,764,459
参加料等収入	4,659,090
受託事業収入	239,520,701
県受託事業収入	238,768,000
その他受託事業収入	752,701
⑤ 受取補助金等	305,401,503
県補助金	251,811,003
金沢市補助金	51,598,500
その他補助金	1,992,000
⑥ 受取負担金	6,208,200
⑦ 受取寄附金	2,200,000
寄附金	2,200,000
⑧ 雑収益	2,408,136
受取利息	1,811
受取配当金	50
雑収入	2,406,275
経常収益計	677,219,724
(2) 経常費用	
① 事業費	623,091,353
スポーツ振興事業費	218,632,195
医王山スポーツセンター管理事業費	72,759,893
施設管理受託事業費	331,699,265
② 管理費	36,066,648
一般管理費	6,913,362
減価償却費	29,153,286
経常費用計	659,158,001
当期経常増減額	18,061,723
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0

当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額		18,061,723
一般正味財産期首残高		263,116,079
一般正味財産期末残高		281,177,802
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額	△	1,278,482
指定正味財産期首残高		484,382,349
指定正味財産期末残高		483,103,867
Ⅲ 正味財産期末残高		764,281,669

監 査 意 見

公益財団法人石川県スポーツ協会定款第27条の規定により、公益財団法人石川県体育協会の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月10日

公益財団法人 石川県スポーツ協会

監 事 名 井 伸 明

監 事 木 下 し げ み

2 令和4年度公益財団法人石川県スポーツ協会事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	事業量	金額
スポーツ振興事業	競技団体の選手強化支援、国民体育大会への選手派遣等	競技団体 41団体	339,550 ^{千円}
医王山スポーツセンター管理事業	医王山スポーツセンターの管理運営	管理面積 203,789m ²	92,908
施設管理受託事業	いしかわ総合スポーツセンターの管理運営	管理面積 52,450m ²	269,717
	県立武道館の管理運営	管理面積 18,458m ²	61,873
	兼六園弓道場の管理運営	管理面積 909m ²	
	卯辰山相撲場の管理運営	管理面積 11,838m ²	

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	4,198
受取利息	4,198
② 特定資産運用益	58
受取利息	58
③ 受取会費	17,250
④ 事業収益	354,007
使用料収入	141,081
商品売上等収入	2,370
参加料等収入	11,403
受託事業収入	199,153
県受託事業収入	199,153
⑤ 受取補助金等	364,983
県補助金	323,830
金沢市補助金	37,329
その他補助金	3,824
⑥ 受取負担金	18,370
⑦ 受取寄附金	1,200
寄附金	1,200

⑧ 雑収益		3,868
受取利息		4
雑収入		3,864
	経常収益計	763,934
(2) 経常費用		
① 事業費		764,048
スポーツ振興事業費		339,550
医王山スポーツセンター管理事業費		92,908
施設管理受託事業費		331,590
② 管理費		30,112
一般管理費		8,988
減価償却費		21,124
	経常費用計	794,160
当期経常増減額	△	30,226
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	△	30,226
一般正味財産期首残高		112,452
一般正味財産期末残高		82,226
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		487,400
指定正味財産期末残高		487,400
III 正味財産期末残高		569,626

報告第21号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人いしかわ女性基金の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人いしかわ女性基金決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
情報収集・提供事業	女性に関する各種情報（人材、団体・グループの活動状況、施設等）の収集・提供	992 <small>千円</small>
研修・講座事業	女性のエンパワーメントの促進とチャレンジを支援するための研修・講座等の開催	4,222
交流促進事業	女性相互の交流及び各種女性団体等のネットワーク化の推進	1,189
活動支援事業	女性の社会参画を推進する団体等の活動支援	452
広報・啓発事業	広報・啓発資料の作成	107

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	9,106,083
① 預金	9,106,083
(2) 未収金	132,886
(3) 立替金	982
流動資産合計	9,239,951
2 固定資産	
(1) 基本財産	244,000,000
① 県長期貸付金	244,000,000
(2) 特定資産	5,300,000
① 特定事業積立金	5,000,000
預金	5,000,000

② 調査研究事業準備積立金	300,000
定期預金	300,000
(3) その他固定資産	4
① 什器備品	4
固定資産合計	249,300,004
資 産 合 計	258,539,955
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	941,015
(2) 預り金	787
流動負債合計	941,802
2 固定負債	0
負債合計	941,802
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	244,000,000
(うち基本財産への充当額)	(244,000,000)
2 一般正味財産	13,598,153
(うち特定資産への充当額)	(5,300,000)
正味財産合計	257,598,153
負債及び正味財産合計	258,539,955

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	1,220,000
受取利息	1,220,000
② 特定資産運用益	260
受取利息	260
③ 事業収益	574,000
受講料収入	574,000
④ 受取補助金等	6,132,000
県補助金	6,132,000
⑤ 雑収益	15
受取利息	15
経常収益計	7,926,275
(2) 経常費用	
① 事業費	6,961,804
情報収集・提供事業費	992,375
研修・講座事業費	4,221,462
交流促進事業費	1,189,275

活動支援事業費		451,804
広報・啓発事業費		106,888
② 管理費		4,966,747
一般管理費		4,966,747
経常費用計		11,928,551
当期経常増減額	△	4,002,276
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	△	4,002,276
一般正味財産期首残高		17,600,429
一般正味財産期末残高		13,598,153
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		244,000,000
指定正味財産期末残高		244,000,000
III 正味財産期末残高		257,598,153

監 査 意 見

公益財団法人いしかわ女性基金定款第28条の規定により、公益財団法人いしかわ女性基金の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月11日

公益財団法人 いしかわ女性基金

監 事 谷 野 あ づ さ

監 事 南 口 政 人

2 令和4年度公益財団法人いしかわ女性基金事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
調査研究事業	女性に関する調査研究の委託	450 ^{千円}
情報収集・提供事業	女性に関する各種情報（人材、団体・グループの活動状況、施設等）の収集・提供	1,366
研修・講座事業	女性のエンパワーメントの促進とチャレンジを支援するための研修・講座等の開催	5,234
交流促進事業	女性相互の交流及び各種女性団体等のネットワーク化の推進	2,029
活動支援事業	女性の社会参画を推進する団体等の活動支援	856
広報・啓発事業	広報・啓発資料の作成	120

収 支 予 算 書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	1,220
受取利息	1,220
② 事業収益	700
受講料収入	700
③ 受取補助金等	6,582
県補助金	6,582
経常収益計	8,502
(2) 経常費用	
① 事業費	10,055
調査研究事業	450
情報収集・提供事業費	1,366
研修・講座事業費	5,234
交流促進事業費	2,029
活動支援事業費	856
広報・啓発事業費	120
② 管理費	4,747
一般管理費	4,747
経常費用計	14,802
当期経常増減額	△ 6,300

2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	△	6,300
一般正味財産期首残高		13,579
一般正味財産期末残高		7,279
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		244,000
指定正味財産期末残高		244,000
Ⅲ 正味財産期末残高		251,279

報告第22号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県臓器移植推進財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県臓器移植推進財団決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区分	事業内容	金額
臓器移植推進事業	普及啓発及び臓器提供者確保の推進 業務に従事する者の育成及び支援 医療機関等の相互協力体制整備の協力及び移植に関する調査研究 移植希望者に対する支援	7,529 ^{千円}

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科目	金額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	3,314,075
① 預金	3,314,075
(2) 未収金	362,413
流動資産合計	3,676,488
2 固定資産	
(1) 基本財産	100,338,543
① 定期預金	21,402,543
② 投資有価証券	78,936,000
(2) 特定資産	2,600,695
① 退職給付引当資産	2,600,695
(3) その他固定資産	3,817,107
① 車両運搬具	1
② 財務調整基金	3,817,106
固定資産合計	106,756,345
資産合計	110,432,833

II 負債の部		
1 流動負債		
(1) 未払金		4,384
(2) 預り金		89,708
	流動負債合計	94,092
2 固定負債		
(1) 退職給付引当金		2,600,695
	固定負債合計	2,600,695
	負債合計	2,694,787
III 正味財産の部		
1 指定正味財産		100,338,544
	(うち基本財産への充当額)	(100,338,543)
2 一般正味財産		7,399,502
	正味財産合計	107,738,046
	負債及び正味財産合計	110,432,833

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科	目	金額
I 一般正味財産増減の部		円
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
① 基本財産運用益		1,107,146
受取利息		1,107,146
② 受取補助金		5,790,951
県補助金		5,054,000
その他補助金		736,951
③ 受取賛助金・寄附金		1,684,670
賛助金		1,099,670
寄附金		585,000
④ 雑収益		164
受取利息		164
	経常収益計	8,582,931
(2) 経常費用		
① 事業費		7,529,036
臓器移植推進事業費		7,529,036
② 管理費		1,348,706
一般管理費		1,348,706
	経常費用計	8,877,742
	当期経常増減額	△ 294,811
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
	当期経常外増減額	0

当期一般正味財産増減額	△	294,811
一般正味財産期首残高		7,694,313
一般正味財産期末残高		7,399,502
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
基本財産評価損益等	△	776,000
当期指定正味財産増減額	△	776,000
指定正味財産期首残高		101,114,544
指定正味財産期末残高		100,338,544
Ⅲ 正味財産期末残高		107,738,046

監 査 意 見

公益財団法人石川県臓器移植推進財団定款第25条の規定により、公益財団法人石川県臓器移植推進財団の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月10日

公益財団法人 石川県臓器移植推進財団
 監 事 吉 道 義 明
 監 事 坂 井 健 一

2 令和4年度公益財団法人石川県臓器移植推進財団事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	金額
臓器移植推進事業	普及啓発及び臓器提供者確保の推進 業務に従事する者の育成及び支援 医療機関等の相互協力体制整備の協力及び移植に関する調査研究 移植希望者に対する支援	7,940 ^{千円}

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	1,107
受取利息	1,107
② 受取補助金	6,190
県補助金	5,190
その他補助金	1,000
③ 受取賛助金・寄附金	2,080
賛助金	1,200
寄附金	880
④ 雑収益	1
受取利息	1
経常収益計	9,378
(2) 経常費用	
① 事業費	7,940
臓器移植推進事業費	7,940
② 管理費	1,438
一般管理費	1,438
経常費用計	9,378
当期経常増減額	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	7,399
一般正味財産期末残高	7,399

Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	100,339
指定正味財産期末残高	100,339
Ⅲ 正味財産期末残高	107,738

報告第23号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県生活衛生営業指導センターの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県生活衛生営業指導センター決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区分	事業内容	金額
生活衛生営業経営指導員等配置事業	組合等に対して苦情相談、経営相談、指導等を行うための経営指導員等の配置	19,151 <small>千円</small>
相談指導事業	組合員等からの融資、経理、衛生水準の維持向上に関する相談や巡回相談指導、各種セミナー、研修会の開催等	2,271
生活衛生営業情報化整備事業	経営情報の収集やホームページによる情報提供	400
健康・福祉対策推進事業	新型コロナウイルス感染防止対策の普及啓発及び高齢者等の健康づくり講習会の開催	200
後継者育成支援事業	中高生及び大学生を対象にした、生活衛生関係営業施設への就職促進のためのインターンシップ事業の周知啓発	400
調査・研修等事業	生活衛生関係営業景況調査、クリーニング師研修会・業務従事者講習会及びSマーク（安全安心なお店）登録事業の実施	1,615
生活衛生営業振興補助事業	各生活衛生同業組合が行う振興事業に対する助成	1,400

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	3,295,749
① 預金	3,295,749
(2) 未収金	2,314,000

(3) 仮払金		148,248
	流動資産合計	5,757,997
2 固定資産		
(1) 基本財産		5,560,000
① 定期預金		5,560,000
(2) 特定資産		3,252,587
① 退職給付引当資産		3,252,587
預金		3,252,587
(3) その他固定資産		178,190
① 電話加入権		178,190
	固定資産合計	8,990,777
資 産 合 計		14,748,774
II 負債の部		
1 流動負債		
(1) 未払金		4,643,994
(2) 預り金		224,458
(3) 仮受金		35,311
	流動負債合計	4,903,763
2 固定負債		
(1) 退職給付引当金		41,477
	固定負債合計	41,477
	負債合計	4,945,240
III 正味財産の部		
1 指定正味財産		5,560,000
	(うち基本財産への充当額)	(5,560,000)
2 一般正味財産		4,243,534
	正味財産合計	9,803,534
負債及び正味財産合計		14,748,774

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科	目	金 額
I 一般正味財産増減の部		円
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
① 基本財産運用益		287
受取利息		287
② 事業収益		2,221,920
受託事業収入		2,221,920
その他受託事業収入		2,221,920
③ 受取補助金等		23,564,000
県補助金		23,564,000
④ 受取賛助金		100,000
賛助金		100,000

⑤ 雑収益	159,010
受取利息	60
雑収入	158,950
經常収益計	26,045,217
(2) 經常費用	
① 事業費	25,436,919
生活衛生営業経営指導員等配置事業費	19,151,360
相談指導事業費	2,270,559
生活衛生営業情報化整備事業費	400,000
健康・福祉対策推進事業費	200,000
後継者育成支援事業費	400,000
調査・研修等事業費	1,615,000
生活衛生営業振興補助事業費	1,400,000
② 管理費	296,531
一般管理費	296,531
經常費用計	25,733,450
当期經常増減額	311,767
2 經常外増減の部	
(1) 經常外収益	0
(2) 經常外費用	0
当期經常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	311,767
一般正味財産期首残高	3,931,767
一般正味財産期末残高	4,243,534
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	5,560,000
指定正味財産期末残高	5,560,000
III 正味財産期末残高	9,803,534

監 査 意 見

公益財団法人石川県生活衛生営業指導センター定款第28条の規定により、公益財団法人石川県生活衛生営業指導センターの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年4月26日

公益財団法人 石川県生活衛生営業指導センター

監 事 西 川 正 次

監 事 北 口 博 一

2 令和4年度公益財団法人石川県生活衛生営業指導センター事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	金額
生活衛生営業経営指導員等配置事業	組合等に対して苦情相談、経営相談、指導等を行うための経営指導員等の配置	19,470 ^{千円}
相談指導事業	組合員等からの融資、経理、衛生水準の維持向上に関する相談や巡回相談指導、各種セミナー、研修会の開催等	2,450
生活衛生営業情報化整備事業	経営情報の収集やホームページによる情報提供	430
健康・福祉対策推進事業	新型コロナウイルス感染防止対策の普及啓発及び高齢者等の健康づくり講習会の開催	230
後継者育成支援事業	中高生及び大学生を対象にした、生活衛生関係営業施設への就職促進のためのインターンシップ等の実施	490
調査・研修等事業	生活衛生関係営業景況調査、クリーニング師研修会・業務従事者講習会及びSマーク（安全安心なお店）登録事業の実施	1,513
生活衛生営業振興補助事業	各生活衛生同業組合が行う振興事業に対する助成	1,400

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	1
受取利息	1
② 事業収益	2,011
受託事業収入	2,011
その他受託事業収入	2,011
③ 受取補助金等	24,470
県補助金	24,470
④ 受取賛助金	100
賛助金	100
⑤ 雑収益	131
受取利息	1
雑収入	130
経常収益計	26,713
(2) 経常費用	

① 事業費	25,983
生活衛生営業経営指導員等配置事業費	19,470
相談指導事業費	2,450
生活衛生営業情報化整備事業費	430
健康・福祉対策推進事業費	230
後継者育成支援事業費	490
調査・研修等事業費	1,513
生活衛生営業振興補助事業費	1,400
② 管理費	530
一般管理費	530
経常費用計	26,513
当期経常増減額	200
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	200
一般正味財産期首残高	3,722
一般正味財産期末残高	3,922
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	5,560
指定正味財産期末残高	5,560
III 正味財産期末残高	9,482

報告第24号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区分	事業内容	金額
一般会計	情報提供・普及啓発事業	子育て支援に関する各種情報の収集、提供及び調査研究 4,000 <small>千円</small>
	子育て支援人材養成事業	子育て支援人材の確保、養成及び活用 900
	子育て支援人材活用事業	育児サポーターの派遣等 2,800
	多世代交流拠点運営事業	多世代交流拠点しあわせのいえの運営 12,553
いしかわ子ども交流センター会計	受託事業	いしかわ子ども交流センターの管理運営 管理面積 本館 3,739㎡、小松館 2,157㎡、七尾館 1,593㎡ 105,311
		プラネタリウム活用推進事業の実施 11,720
いしかわ子ども子育て支援資金会計	いしかわ結婚支援推進事業	市町や結婚支援に取り組む企業への支援、独身男女を対象とした出会いの機会の提供、結婚に関する相談体制の整備、新婚夫婦等の経済的負担を軽減するパスポートの発行等 38,114
	若い世代の子育て不安解消事業	育児体験等を通じた子育て不安解消事業の実施、子育て支援に係る取組を学習する機会の提供等 4,617
	地域の多様な子育て支援団体の活動支援事業	地域の多様な子育て支援団体の活動支援、企業等による子育てを応援するイベントの開催等 4,081

貸 借 対 照 表
(一 般 会 計)

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	円
1 流動資産	
(1) 現金預金	5,845,401
① 現金	600,729
② 預金	5,244,672
(2) 未収金	1,434,000
(3) 立替金	287,424
流動資産合計	7,566,825
2 固定資産	
(1) 基本財産	32,000,000
① 定期預金	32,000,000
(2) 特定資産	65,781,000
① 土地	25,100,000
② 建物	34,680,000
③ 特定資産定期預金	6,001,000
(3) その他固定資産	12
① 車両運搬具	1
② 什器備品	11
固定資産合計	97,781,012
資 産 合 計	105,347,837
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	3,682,196
(2) 預り金	264,620
流動負債合計	3,946,816
2 固定負債	0
負債合計	3,946,816
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	38,000,000
(うち基本財産への充当額)	(32,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(6,000,000)
2 一般正味財産	63,401,021
(うち特定資産への充当額)	(59,780,000)
正味財産合計	101,401,021
負債及び正味財産合計	105,347,837

正味財産増減計算書
(一般会計)

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	640
受取利息	640
② 特定資産運用益	300
受取利息	300
③ 受取補助金等	39,634,000
県補助金	39,634,000
④ 雑収益	1,234,120
雑収入	1,234,120
経常収益計	40,869,060
(2) 経常費用	
① 事業費	20,252,601
情報提供・普及啓発事業費	4,000,000
子育て支援人材養成事業費	900,000
子育て支援人材活用事業費	2,800,000
多世代交流拠点運営事業費	12,552,601
② 管理費	21,590,484
一般管理費	20,422,000
減価償却費	1,168,484
経常費用計	41,843,085
当期経常増減額	△ 974,025
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 974,025
一般正味財産期首残高	64,375,046
一般正味財産期末残高	63,401,021
II 指定正味財産増減の部	
受取寄附金	1,000,000
当期指定正味財産増減額	1,000,000
指定正味財産期首残高	37,000,000
指定正味財産期末残高	38,000,000
III 正味財産期末残高	101,401,021

報告第二十四号 法人の経営状況の報告について(公益財団法人 いしかわ結婚・子育て支援財団)

貸借対照表

（いしかわ子ども交流センター会計） 令和4年3月31日現在

科	目	金額
		円
I	資産の部	
1	流動資産	
	(1) 現金預金	13,210,957
	① 現金	326,750
	② 預金	12,884,207
	(2) 未収金	4,418,270
	流動資産合計	17,629,227
2	固定資産	0
資 産 合 計		17,629,227
II	負債の部	
1	流動負債	
	(1) 未払金	12,920,792
	(2) 預り金	557,028
	流動負債合計	13,477,820
2	固定負債	0
	負債合計	13,477,820
III	正味財産の部	
1	指定正味財産	0
2	一般正味財産	4,151,407
	正味財産合計	4,151,407
負債及び正味財産合計		17,629,227

正味財産増減計算書

（いしかわ子ども交流センター会計） 自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科	目	金額
		円
I	一般正味財産増減の部	
1	経常増減の部	
	(1) 経常収益	
	① 事業収益	116,296,480
	受託事業収入	114,255,000
	県受託事業収入	114,255,000
	事業収入	2,041,480
	② 雑収益	810,702
	雑収入	810,702
	経常収益計	117,107,182
	(2) 経常費用	
	① 事業費	117,030,526

受託事業費	117,030,526
経常費用計	117,030,526
当期経常増減額	76,656
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	76,656
一般正味財産期首残高	4,074,751
一般正味財産期末残高	4,151,407
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	4,151,407

貸 借 対 照 表
(いしかわ子ども・子育て応援資金会計) 令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	円
1 流動資産	
(1) 現金預金	16,026,712
① 預金	16,026,712
(2) 未収金	10,230,000
流動資産合計	26,256,712
2 固定資産	
(1) 特定資産	2,000,000,000
① いしかわ子ども・子育て応援資金	2,000,000,000
県長期貸付金	2,000,000,000
(2) その他固定資産	105,417
① 什器備品	95,417
② 投資有価証券	10,000
固定資産合計	2,000,105,417
資 産 合 計	2,026,362,129
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	9,679,415
(2) 預り金	68,582
(3) 未払費用	281,424
流動負債合計	10,029,421
2 固定負債	
(1) 長期借入金	2,000,000,000
① 県借入金	2,000,000,000
固定負債合計	2,000,000,000
負債合計	2,010,029,421

Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	16,332,708
正味財産合計	16,332,708
負債及び正味財産合計	2,026,362,129

正味財産増減計算書
 (いしかわ子ども・子育て応援資金会計) 自 令和3年4月1日
 至 令和4年3月31日

科	目	金額
I 一般正味財産増減の部		円
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
① 特定資産運用益		10,000,000
受取利息		10,000,000
② 事業収益		40,230,000
受託事業収入		40,230,000
県受託事業収入		40,230,000
③ 雑収益		100
雑収入		100
経常収益計		50,230,100
(2) 経常費用		
① 事業費		46,812,371
いしかわ結婚支援推進事業費		38,114,300
若い世代の子育て不安解消事業費		4,616,956
地域の多様な子育て支援団体の活動支援事業費		4,081,115
② 管理費		2,079,279
一般管理費		39,600
支払利息		2,000,000
減価償却費		39,679
経常費用計		48,891,650
当期経常増減額		1,338,450
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額		1,338,450
一般正味財産期首残高		14,994,258
一般正味財産期末残高		16,332,708
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		0
指定正味財産期末残高		0
Ⅲ 正味財産期末残高		16,332,708

監 査 意 見

公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団定款第30条の規定により、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月27日

公益財団法人 いしかわ結婚・子育て支援財団

監 事 北 山 章

監 事 所 司 久 雄

2 令和4年度公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	金額
一般会計	情報提供・普及啓発事業	4,000 ^{千円}
	子育て支援人材養成事業	900
	子育て支援人材活用事業	2,800
	多世代交流拠点運営事業	14,172
いしかわ子ども交流センター会計	受託事業 いしかわ子ども交流センターの管理運営 管理面積 本館 3,739㎡、小松館 2,157㎡、七尾館 1,593㎡	108,797
	プラネタリウム活用推進事業の実施	11,895
いしかわ子ども子育て応援資金会計	いしかわ結婚支援推進事業 市町や結婚支援に取り組む企業への支援、独身男女を対象とした出会いの機会の提供、結婚に関する相談体制の整備、新婚夫婦等の経済的負担を軽減するパスポートの発行等	51,040
	若い世代の子育て不安解消事業 育児体験等を通じた子育て不安解消事業の実施、子育て支援に係る取組を学習する機会の提供等	6,500
	地域の多様な子育て支援団体の活動支援事業 地域の多様な子育て支援団体の活動支援、企業等による子育てを応援するイベントの開催等	4,950

収支予算書

(一般会計)

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	^{千円}
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	3
受取利息	3
② 受取補助金等	39,758
県補助金	39,758
③ 受取寄附金	1,000
寄附金	1,000
④ 雑収益	2,100
雑収入	2,100
⑤ 繰越金収入	300
前期繰越金	300
経常収益計	43,161

(2) 経常費用		
① 事業費		21,872
情報提供・普及啓発事業費		4,000
子育て支援人材養成事業費		900
子育て支援人材活用事業費		2,800
多世代交流拠点運営事業費		14,172
② 管理費		22,457
一般管理費		21,289
減価償却費		1,168
経常費用計		44,329
当期経常増減額	△	1,168
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	△	1,168
一般正味財産期首残高		3,425
一般正味財産期末残高		2,257
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		38,000
指定正味財産期末残高		38,000
III 正味財産期末残高		40,257

収 支 予 算 書

（いしかわ子ども交流センター会計）

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科	目	予 算 額
		千円
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
① 事業収益		119,811
受託事業収入		115,431
県受託事業収入		115,431
事業収入		4,380
② 雑収益		881
雑収入		881
	経常収益計	120,692
(2) 経常費用		
① 事業費		120,692
受託事業費		120,692
	経常費用計	120,692
当期経常増減額		0
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0

当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	4,074
一般正味財産期末残高	4,074
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	4,074

収 支 予 算 書
 （いしかわ子ども・子育て応援資金会計） 自 至 令和4年4月1日
 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
	千円
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 特定資産運用益	10,000
受取利息	10,000
② 事業収益	51,040
受託事業収入	51,040
県受託事業収入	51,040
③ 繰越金収入	3,450
前期繰越金	3,450
経常収益計	64,490
(2) 経常費用	
① 事業費	62,490
いしかわ結婚支援推進事業費	51,040
若い世代の子育て不安解消事業費	6,500
地域の多様な子育て支援団体の活動支援事業費	4,950
② 管理費	2,000
支払利息	2,000
経常費用計	64,490
当期経常増減額	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	14,849
一般正味財産期末残高	14,849
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	14,849

報告第25号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県産業創出支援機構の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県産業創出支援機構決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区分	事業内容	事業量	金額	
一般	新産業の創出支援事業	ベンチャー企業の創出・育成の総合的支援	スタートアップ資金の助成 9件	
		産学官の交流連携促進及び共同研究推進	国・県等の大型共同研究プロジェクトの実施等	
		知的財産の保護・活用支援	知的財産の保護・活用に関する指導・相談 1,810件	
	新市場の開拓推進事業	取引開拓の推進	取引情報の収集提供 あっせん成立件数 17件 あっせん成立金額 41,296千円 商談会等の開催 61回	52,538 ^{千円}
販路開拓の支援		展示会出展等への助成 321件 商談会等の開催 6件	143,180	
会計	経営基盤の強化促進事業	各種情報の収集提供	情報ライブラリーの運営 利用件数 1,215件 情報誌の発行 6,500部/隔月 産業創出デジタルネットワークの運営	1,115,589
		経営支援センターを拠点とする窓口相談、専門家派遣等のコンサルティング	窓口相談・訪問 11,972件 民間専門家派遣 2,012件 再生相談件数 62件 再生計画策定完了 40件	
	地域商業活性化の推進	商店街振興組合等が行う集客イベントやビジネスプランの事業化に対する助成 2件		
	産業人材の確保・育成支援	相談指導件数 137件		

一	般	産業大学講座の開催	経営支援セミナー等の開催 242回	
		デジタル化設備の導入等への支援	デジタル化設備の導入等への助成 120件	
		新型コロナウイルス感染症対策	新分野進出・事業転換への助成 109件 飲食・観光関連事業者の新商品・新サービスの開発・販路開拓への助成 243件 3密を回避するための設備導入への助成 6件 新たな需要を取り込む新技術・新製品の研究開発への助成 24件	
会	計	産業振興施設の管理運営事業	いしかわクリエイトラボ、石川ハイテク交流センターの管理・運営 クリエイトラボの運営 入居企業 39社 ハイテク交流センターの運営 利用延人数 5,500人	242,876
		サイエンスパーク内の交流連携と活性化促進	情報通信ネットワーク基盤の整備、管理、運営 相談会等の開催 7回	
		いしかわフロンティアラボの整備・運営	フロンティアラボの運営 入居企業 10社	
		地場産業振興センターの管理・運営	管理面積 本館 5,527m ² 新館 7,996m ² 接続棟 914m ² 施設提供 会議室、研修室、大ホール、コンベンションホール	
次世代産業創造推進基金会計	新産業の創出支援事業	新技術・新製品の事業化の可能性調査への支援	事業化のための可能性調査への助成 5件	199,154
		新技術・新製品の研究開発等への支援	新技術・新製品の研究開発等への助成 8件	
		デジタル技術・システム研究開発等への支援	デジタル技術を活用した新技術・新製品の研究開発等への助成 4件	
		次世代産業の創造への支援	炭素繊維分野の研究開発への助成 5件 エネルギー・脱炭素化分野の研究開発への助成 1件 ライフサイエンス分野の研究開発への助成 2件 航空機分野の研究開発への助成 2件	
		研究開発成果の事業化への支援	研究開発成果の評価・実証試験等への助成 2件	
		農林水産物の新製品開発等への支援	機能性成分等の評価・実証試験等への助成 1件	

次世代産業創造推進基金会計		産学官の交流連携の促進	航空機産業の参入・展開のための支援 企業と東大先端研との共同研究への助成 5件 炭素繊維複合材料の事業化に向けた研究会等の開催 医工連携による医療機器の開発・事業化に向けた企業情報収集等	
産業化資源活用推進基金会計	新産業の創出支援事業	新商品等開発・販路開拓への支援	新商品・新サービスの開発・販路開拓への助成 143件	195,112
		ものづくり企業による新製品開発・販路開拓への支援	新製品開発から販路開拓までの一貫した取組への助成 17件	
		企業間・異業種連携による新商品開発等への支援	企業間・異業種連携事業への助成 22件	
設備貸付事業会計	新市場の開拓推進事業	販路開拓の支援	新製品等の販路開拓 あっせん成立件数 166件 あっせん成立金額 117,127千円 展示会への出展支援 1回 商談会の開催 8回	27,695
		経営基盤の強化促進事業	中小企業等への設備の貸与 貸与件数 7件 貸与金額 158,310千円	53,737

貸 借 対 照 表

（一 般 会 計）

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	円
1 流動資産	
(1) 現金預金	342,269,927
① 現金	224,200
② 預金	342,045,727
(2) 未収金	404,864,903
(3) 立替金	211,058,526
(4) 前払金	1,927,572
流動資産合計	960,120,928
2 固定資産	
(1) 基本財産	177,220,000
① 定期預金	42,220,000
② 県長期貸付金	135,000,000
(2) 特定資産	4,174,550,025
① 創造的企業指導資金	1,550,000,000
県長期貸付金	1,550,000,000
② 地域商業活性化推進基金	2,000,000,000
県長期貸付金	2,000,000,000

③ 融資制度損失補償引当資産 預金	3,959,000 3,959,000
④ 退職給付引当資産 預金	224,349,148 224,349,148
⑤ 賃貸施設保証金積立資産 預金	19,458,459 19,458,459
⑥ 建物	376,482,960
⑦ 構築物	300,458
(3) その他固定資産	2,627,055,436
① 建物	2,375,871,263
② 附帯設備	196,010,469
③ 構築物	49,092,747
④ 什器備品	5,220,465
⑤ 車両運搬具	810,492
⑥ 出資金	50,000
固定資産合計	6,978,825,461
資 産 合 計	7,938,946,389
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 短期借入金	3,900,000,000
① 金融機関借入金	3,900,000,000
(2) 未払金	171,113,604
(3) 前受金	9,508,851
(4) 預り金	7,789,735
流動負債合計	4,088,412,190
2 固定負債	
(1) 長期借入金	687,351,750
① 金融機関借入金	687,351,750
(2) 退職給付引当金	224,349,148
(3) 融資制度損失補償引当金	3,959,000
(4) 賃貸施設保証金	19,458,459
固定負債合計	935,118,357
負債合計	5,023,530,547
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	554,003,418
(うち基本財産への充当額)	(177,220,000)
(うち特定資産への充当額)	(376,783,418)
2 一般正味財産	2,361,412,424
正味財産合計	2,915,415,842
負債及び正味財産合計	7,938,946,389

正味財産増減計算書
(一般会計)

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	675,844
受取利息	675,844
② 特定資産運用益	23,740,137
受取利息	23,740,137
③ 事業収益	629,483,635
使用料収入	116,556,881
受託事業収入	345,498,451
県受託事業収入	34,615,238
その他受託事業収入	310,883,213
賃貸料収入	166,878,487
展示事業収入	549,816
④ 受取補助金等	1,341,330,777
国補助金	14,414,952
県補助金	1,299,998,741
市町補助金	2,200,000
指定正味財産からの振替額	24,717,084
⑤ 受取負担金	46,453,254
⑥ 雑収益	10,929,947
受取利息	6,914
雑収入	10,923,033
⑦ 他会計繰入金	28,831,000
経常収益計	2,081,444,594
(2) 経常費用	
① 事業費	1,554,182,667
新産業の創出支援事業費	52,537,726
新市場の開拓推進事業費	143,179,657
経営基盤の強化促進事業費	1,115,589,007
産業振興施設の管理運営事業費	242,876,277
② 管理費	509,843,571
一般管理費	352,079,752
支払利息	5,732,161
減価償却費	152,031,658
経常費用計	2,064,026,238
当期経常増減額	17,418,356
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
① 引当金戻入	120,000
経常外収益計	120,000
(2) 経常外費用	0

報告第二十五号 法人の経営状況の報告について(公益財団法人 石川県産業創出支援機構)

当期経常外増減額		120,000
当期一般正味財産増減額		17,538,356
一般正味財産期首残高		2,343,874,068
一般正味財産期末残高		2,361,412,424
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
一般正味財産への振替額	△	24,717,084
当期指定正味財産増減額	△	24,717,084
指定正味財産期首残高		578,720,502
指定正味財産期末残高		554,003,418
Ⅲ 正味財産期末残高		2,915,415,842

貸 借 対 照 表

（次世代産業創造推進基金会計）

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	円
1 流動資産	
(1) 現金預金	308,724,981
① 預金	308,724,981
(2) 未収金	79,695,076
(3) 前払金	404,109
流動資産合計	388,824,166
2 固定資産	
(1) 特定資産	30,000,000,000
① 次世代産業創造推進基金	30,000,000,000
県長期貸付金	30,000,000,000
固定資産合計	30,000,000,000
資 産 合 計	30,388,824,166
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 短期借入金	10,000,000,000
① 金融機関借入金	10,000,000,000
(2) 未払金	167,844,848
(3) 預り金	13,785
流動負債合計	10,167,858,633
2 固定負債	
(1) 長期借入金	20,000,000,000
① 金融機関借入金	20,000,000,000
固定負債合計	20,000,000,000
負債合計	30,167,858,633
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	220,965,533
正味財産合計	220,965,533
負債及び正味財産合計	30,388,824,166

正味財産増減計算書

(次世代産業創造推進基金会計)

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科	目	金額
		円
I	一般正味財産増減の部	
1	経常増減の部	
(1)	経常収益	
①	特定資産運用益	235,026,573
	受取利息	235,026,573
②	受取補助金等	41,463,200
	県補助金	41,463,200
③	受取受託金	1,737,278
	国受託金	1,737,278
④	受取負担金	6,668
⑤	雑収益	2,395
	受取利息	1,363
	雑収入	1,032
	経常収益計	278,236,114
(2)	経常費用	
①	事業費	199,154,312
	新産業の創出支援事業費	199,154,312
	新技術・新製品事業化可能性調査事業費	5,878,210
	新技術・新製品研究開発支援事業費	57,035,000
	デジタル技術・システム研究開発加速支援事業費	40,000,000
	次世代産業創造支援事業費	71,365,000
	事業化促進支援事業費	10,222,000
	農林水産物機能性等評価・実証支援事業費	2,474,956
	航空機産業連携促進事業費	262,910
	東大連携促進事業費	9,110,000
	炭素繊維複合材料連携促進事業費	1,463,200
	医工連携イノベーション推進事業費	1,343,036
②	管理費	46,697,365
	一般管理費	6,697,372
	支払利息	39,999,993
	経常費用計	245,851,677
	当期経常増減額	32,384,437
2	経常外増減の部	
(1)	経常外収益	0
(2)	経常外費用	0
	当期経常外増減額	0
	当期一般正味財産増減額	32,384,437
	一般正味財産期首残高	188,581,096
	一般正味財産期末残高	220,965,533
II	指定正味財産増減の部	
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	0
	指定正味財産期末残高	0
III	正味財産期末残高	220,965,533

報告第二十五号 法人の経営状況の報告について (公益財団法人 石川県産業創出支援機構)

貸借対照表

(産業化資源活用推進基金会計)

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	円
1 流動資産	
(1) 現金預金	431,444,301
① 預金	431,444,301
(2) 未収金	64,519,026
(3) 前払金	198,014
流動資産合計	496,161,341
2 固定資産	
(1) 特定資産	40,127,641,872
① 中小企業チャレンジ支援基金	40,000,000,000
県長期貸付金	39,999,200,000
定期預金	800,000
② 中小企業チャレンジ支援事業積立資産	127,641,872
預金	127,641,872
固定資産合計	40,127,641,872
資 産 合 計	40,623,803,213
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 短期借入金	11,900,000,000
① 県借入金	5,000,000,000
② 金融機関借入金	6,900,000,000
(2) 未払金	134,076,796
(3) 預り金	84,597
流動負債合計	12,034,161,393
2 固定負債	
(1) 長期借入金	28,100,000,000
① 県借入金	10,100,000,000
② 金融機関借入金	18,000,000,000
固定負債合計	28,100,000,000
負債合計	40,134,161,393
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	127,641,872
(うち特定資産への充当額)	(127,641,872)
2 一般正味財産	361,999,948
正味財産合計	489,641,820
負債及び正味財産合計	40,623,803,213

正味財産増減計算書
(産業化資源活用推進基金会計)

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科	目	金	額
			円
I	一般正味財産増減の部		
1	経常増減の部		
	(1) 経常収益		
	① 特定資産運用益	318,519,497	
	受取利息	318,519,497	
	② 受取補助金等	46,446,611	
	指定正味財産からの振替額	46,446,611	
	③ 受取負担金	2,930,000	
	④ 雑収益	4,612	
	受取利息	3,165	
	雑収入	1,447	
	経常収益計	367,900,720	
	(2) 経常費用		
	① 事業費	222,807,259	
	新産業の創出支援事業費	195,112,398	
	新商品等開発・販路開拓支援事業費	130,677,469	
	ものづくり企業特別支援事業費	32,750,985	
	企業間・異業種連携支援事業費	31,683,944	
	新市場の開拓推進事業費	27,694,861	
	販路開拓支援事業費	27,694,861	
	② 管理費	44,855,537	
	一般管理費	8,800,750	
	支払利息	36,054,787	
	経常費用計	267,662,796	
	当期経常増減額	100,237,924	
2	経常外増減の部		
	(1) 経常外収益	0	
	(2) 経常外費用	0	
	当期経常外増減額	0	
	当期一般正味財産増減額	100,237,924	
	一般正味財産期首残高	261,762,024	
	一般正味財産期末残高	361,999,948	
II	指定正味財産増減の部		
	一般正味財産への振替額	△ 46,446,611	
	当期指定正味財産増減額	△ 46,446,611	
	指定正味財産期首残高	174,088,483	
	指定正味財産期末残高	127,641,872	
III	正味財産期末残高	489,641,820	

報告第二十五号 法人の経営状況の報告について (公益財団法人 石川県産業創出支援機構)

貸 借 対 照 表

(設備資金貸付・設備貸与事業会計) 令和4年3月31日現在

報告第二十五号 法人の経営状況の報告について(公益財団法人 石川県産業創出支援機構)

科 目	金 額
I 資産の部	円
1 流動資産	
(1) 現金預金	266,019,995
① 預金	266,019,995
(2) 未収金	252,572,621
(3) 前払金	73,143
(4) 貸与設備	926,769,000
(5) 貸倒引当金	△ 221,214,998
流動資産合計	1,224,219,761
2 固定資産	
(1) 特定資産	1,542,647,891
① 貸与制度経営基盤強化資金	1,000,000,000
県長期貸付金	1,000,000,000
② 償還準備積立資産	503,650,000
県長期貸付金	500,000,000
預金	3,650,000
③ リース設備引揚準備積立資産	748,845
預金	748,845
④ 貸倒引当準備資産	38,249,046
預金	38,249,046
(2) その他固定資産	6,391,181
① 建物	1,079,680
② 車両運搬具	1
③ 電話加入権	301,500
④ 出資金	10,000
⑤ 投資有価証券	5,000,000
固定資産合計	1,549,039,072
資 産 合 計	2,773,258,833
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 短期借入金	1,810,000,000
① 金融機関借入金	1,810,000,000
(2) 未払金	6,362,608
(3) 預り金	91,552
流動負債合計	1,816,454,160
2 固定負債	
(1) 長期借入金	18,708,000
① 県借入金	18,708,000
(2) 設備貸与保証金	110,252
(3) 機械類信用保険預り金	47,463,436

(4) リース信用保険預り金	2,751,756
固定負債合計	69,033,444
負債合計	1,885,487,604
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	887,771,229
(うち特定資産への充当額)	(748,845)
正味財産合計	887,771,229
負債及び正味財産合計	2,773,258,833

正味財産増減計算書

(設備資金貸付・設備貸与事業会計)

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 特定資産運用益	7,969,863
受取利息	7,969,863
② 事業収益	26,433,236
設備貸与損料	26,263,236
設備リース料	170,000
③ 受取補助金等	8,876,600
県補助金	8,876,600
④ 貸倒引当金戻入	10,693,249
⑤ 雑収益	12,553,311
受取利息	3,990,757
雑収入	8,562,554
⑥ 他会計繰入金	1,120,000
経常収益計	67,646,259
(2) 経常費用	
① 事業費	53,736,845
経営基盤の強化促進事業費	53,736,845
設備資金貸付事業費	6,594,118
設備貸与事業費（国制度）	16,240,376
設備貸与事業費（県制度）	30,902,351
② 管理費	86,359
減価償却費	86,359
③ 他会計繰出金	29,951,000
経常費用計	83,774,204
当期経常増減額	△ 16,127,945
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 16,127,945

一般正味財産期首残高	903,899,174
一般正味財産期末残高	887,771,229
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
Ⅲ 正味財産期末残高	887,771,229

監 査 意 見

公益財団法人石川県産業創出支援機構定款第28条の規定により、公益財団法人石川県産業創出支援機構の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年6月8日

公益財団法人 石川県産業創出支援機構

監 事 北 山 章

監 事 棗 左 登 志

2 令和4年度公益財団法人石川県産業創出支援機構事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

報告第二十五号 法人の経営状況の報告について（公益財団法人 石川県産業創出支援機構）

区 分		事業内容	事業量	金額
一 般 計	新産業の創出支援事業	ベンチャー企業の創出・育成の総合的支援	スタートアップ資金の助成等	82,552 ^{千円}
		産学官の交流連携促進及び共同研究推進	国・県等の大型共同研究プロジェクトの実施等	
		知的財産の保護・活用支援	知的財産の保護・活用に関する指導・相談等	
	新市場の開拓推進事業	取引開拓の推進	取引情報の収集提供 商談会等の開催	163,624
		販路開拓の支援	国内外での販路開拓に対する支援	
	経営基盤の強化促進事業	各種情報の収集提供	情報ライブラリーの運営 情報誌の発行 産業創出デジタルネットワークの運営	2,014,337
		経営支援センターを拠点とする窓口相談、専門家派遣等のコンサルティング	ベンチャー・中小企業への人材育成支援、個別経営相談、民間専門家派遣等	
		地域商業活性化の推進	商店街振興組合等が行う集客イベントやビジネスプランの事業化に対する支援	
		産業人材の確保・育成支援	企業と人材のマッチングの推進	
		産業大学講座の開催	経営支援セミナー等の開催	
		デジタル化設備の導入等への支援	デジタル化設備の導入等に対する支援	
		新型コロナウイルス感染症対策と原油・原材料価格の高騰対策	新分野進出・事業転換への支援 省エネルギー設備の導入に対する支援	
			商品・サービスの高付加価値化への支援	
	産業振興施設の管理運営事業	いしかわクリエイトラボ、石川ハイテク交流センターの管理・運営	クリエイトラボの運営 ハイテク交流センターの運営	286,838
		サイエンスパーク内の交流連携と活性化促進	情報ネットワーク基盤の整備、管理、運営 交流会・講演会等の開催	

一般会計		いしかわフロンティアラボの整備・運営	ベンチャー・研究開発型企業を対象とした賃貸施設の整備、運営	
		地場産業振興センターの管理・運営	各種研修会・展示会活動等の支援	
次世代産業創造推進基金会計	新産業の創出支援事業	新技術・新製品の事業化の可能性調査への支援	事業化のための可能性調査に対する支援	230,300
		新技術・新製品の研究開発等への支援	新技術・新製品の研究開発等に対する支援	
		デジタル技術・システム研究開発等への支援	デジタル技術を活用した新技術・新製品の研究開発等に対する支援	
		次世代産業の創造への支援	炭素繊維分野の研究開発に対する支援 エネルギー・脱炭素化分野の研究開発に対する支援 ライフサイエンス分野の研究開発に対する支援 航空機分野の研究開発に対する支援	
		研究開発成果の事業化への支援	研究開発成果の評価・実証試験等に対する支援	
		農林水産物の新製品開発等への支援	機能性成分等の評価・実証試験等に対する支援	
		産学官の交流連携の促進	航空機産業の参入・展開のための支援 企業と東大先端研との共同研究の推進 炭素繊維複合材料の事業化の促進 医工連携による医療機器の開発・事業化の促進	
産業化資源活用推進基金会計	新産業の創出支援事業	新商品等開発・販路開拓への支援	新商品・新サービスの開発・販路開拓に対する支援	333,440
		ものづくり企業による新製品開発・販路開拓への支援	新製品開発から販路開拓までの一貫した取組に対する支援	
		企業間・異業種連携による新商品開発等への支援	企業間・異業種連携事業の推進	
設備貸付事業会計	新市場の開拓推進事業	販路開拓の支援	首都圏における見本市等への参加	40,000
	経営基盤の強化促進事業	中小企業等への設備の貸与	貸与枠 18億円	65,797

収 支 予 算 書
(一 般 会 計)

自 至 令和4年4月1日
令和5年3月31日

科 目	予 算 額
	千円
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	686
受取利息	686
② 特定資産運用益	21,950
受取利息	21,950
③ 事業収益	684,689
使用料収入	121,658
受託事業収入	395,968
県受託事業収入	35,916
その他受託事業収入	360,052
賃貸料収入	167,063
④ 受取補助金等	2,224,126
国補助金	33,022
県補助金	2,161,677
市町補助金	4,710
指定正味財産からの振替額	24,717
⑤ 受取負担金	73,121
⑥ 雑収益	6,764
受取利息	5
雑収入	6,759
⑦ 他会計繰入金	31,228
経常収益計	3,042,564
(2) 経常費用	
① 事業費	2,547,351
新産業の創出支援事業費	82,552
新市場の開拓推進事業費	163,624
経営基盤の強化促進事業費	2,014,337
産業振興施設の管理運営事業費	286,838
② 管理費	522,616
一般管理費	365,066
支払利息	5,517
減価償却費	152,033
③ 他会計繰出金	11,322
経常費用計	3,081,289
当期経常増減額	△ 38,725
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 38,725

一般正味財産期首残高		2,361,412
一般正味財産期末残高		2,322,687
II 指定正味財産増減の部		
一般正味財産への振替額	△	24,717
当期指定正味財産増減額	△	24,717
指定正味財産期首残高		554,003
指定正味財産期末残高		529,286
III 正味財産期末残高		2,851,973

収 支 予 算 書

(次世代産業創造推進基金会計)

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
	千円
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 特定資産運用益	232,602
受取利息	232,602
② 事業収益	2,900
受託事業収入	2,900
その他受託事業収入	2,900
③ 受取補助金等	41,200
県補助金	41,200
④ 雑収益	20
受取利息	20
経常収益計	276,722
(2) 経常費用	
① 事業費	230,300
新産業の創出支援事業費	230,300
新技術・新製品事業化可能性調査事業費	8,000
新技術・新製品研究開発支援事業費	70,000
デジタル技術・システム研究開発加速支援事業費	40,000
次世代産業創造支援事業費	80,000
事業化促進支援事業費	10,000
農林水産物機能性等評価・実証支援事業費	5,000
航空機産業連携促進事業費	6,200
東大連携促進事業費	7,000
炭素繊維複合材料連携促進事業費	1,200
医工連携イノベーション推進事業費	2,900
② 管理費	47,922
一般管理費	7,922
支払利息	40,000
経常費用計	278,222
当期経常増減額	△ 1,500
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0

当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	△	1,500
一般正味財産期首残高		220,966
一般正味財産期末残高		219,466
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		0
指定正味財産期末残高		0
Ⅲ 正味財産期末残高		219,466

収 支 予 算 書

（産業化資源活用推進基金会計）

自 至 令和4年4月1日
令和5年3月31日

科 目	予 算 額
	千円
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 特定資産運用益	317,800
受取利息	317,800
② 受取補助金等	94,480
指定正味財産からの振替額	94,480
③ 受取負担金	3,180
④ 他会計繰入金	11,300
経常収益計	426,760
(2) 経常費用	
① 事業費	373,440
新産業の創出支援事業費	333,440
新商品等開発・販路開拓支援事業費	189,740
ものづくり企業特別支援事業費	79,500
企業間・異業種連携支援事業費	64,200
新市場の開拓推進事業費	40,000
販路開拓支援事業費	40,000
② 管理費	48,055
一般管理費	12,000
支払利息	36,055
経常費用計	421,495
当期経常増減額	5,265
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	5,265
一般正味財産期首残高	362,000
一般正味財産期末残高	367,265
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
一般正味財産への振替額	△ 94,480
当期指定正味財産増減額	△ 94,480

指定正味財産期首残高	127,642
指定正味財産期末残高	33,162
Ⅲ 正味財産期末残高	400,427

収 支 予 算 書

（設備資金貸付・設備貸与事業会計）

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
	千円
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 特定資産運用益	7,000
受取利息	7,000
② 事業収益	35,438
設備貸与損料	35,238
設備リース料	200
③ 受取補助金等	12,510
県補助金	12,510
④ 雑収益	4,029
受取利息	3,503
雑収入	526
経常収益計	58,977
(2) 経常費用	
① 事業費	65,797
経営基盤の強化促進事業費	65,797
設備資金貸付事業費	6,921
設備貸与事業費（国制度）	17,666
設備貸与事業費（県制度）	41,210
② 管理費	86
減価償却費	86
③ 貸倒引当金繰入	28,992
④ 他会計繰入金	31,206
経常費用計	126,081
当期経常増減額	△ 67,104
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 67,104
一般正味財産期首残高	887,771
一般正味財産期末残高	820,667
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	820,667

報告第26号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人石川県文化・産業振興基金の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度一般財団法人石川県文化・産業振興基金決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
文化・産業振興事業	文化・産業振興のための助成事業 展示会の開催等産業振興への助成 イベントの開催等文化振興への助成	29,503 ^{千円}

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	210,692
① 預金	210,692
流動資産合計	210,692
2 固定資産	
(1) 特定資産	157,072,000
① 文化・産業振興資金	157,072,000
普通預金	34,572,000
定期預金	122,500,000
固定資産合計	157,072,000
資 産 合 計	157,282,692
II 負債の部	
1 流動負債	0
2 固定負債	0
負債合計	0

Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産 (うち特定資産への充当額)	157,072,000 (157,072,000)
2 一般正味財産	210,692
正味財産合計	157,282,692
負債及び正味財産合計	157,282,692

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 特定資産運用益	57,179
受取利息	57,179
② 受取補助金等	29,503,000
指定正味財産からの振替額	29,503,000
経常収益計	29,560,179
(2) 経常費用	
① 事業費	29,503,000
文化・産業振興事業費	29,503,000
② 管理費	148,324
一般管理費	148,324
経常費用計	29,651,324
当期経常増減額	△ 91,145
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 91,145
一般正味財産期首残高	301,837
一般正味財産期末残高	210,692
II 指定正味財産増減の部	
一般正味財産への振替額	△ 29,503,000
当期指定正味財産増減額	△ 29,503,000
指定正味財産期首残高	186,575,000
指定正味財産期末残高	157,072,000
III 正味財産期末残高	157,282,692

監 査 意 見

一般財団法人石川県文化・産業振興基金定款第26条の規定により、一般財団法人石川県文化・産業振興基金の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月17日

一般財団法人 石川県文化・産業振興基金

監 事 小 川 甚 次 郎

監 事 瀬 澤 幸 利

2 令和4年度一般財団法人石川県文化・産業振興基金事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	金額
文化・産業振興事業	文化・産業振興のための助成事業 展示会の開催等産業振興への助成 イベントの開催等文化振興への助成	49,700 ^{千円}

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	千円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 特定資産運用益	40
受取利息	40
② 受取補助金等	49,700
指定正味財産からの振替額	49,700
経常収益計	49,740
(2) 経常費用	
① 事業費	49,700
文化・産業振興事業費	49,700
② 管理費	121
一般管理費	121
経常費用計	49,821
当期経常増減額	△ 81
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 81
一般正味財産期首残高	232
一般正味財産期末残高	151
II 指定正味財産増減の部	
一般正味財産への振替額	△ 49,700
当期指定正味財産増減額	△ 49,700
指定正味財産期首残高	157,072
指定正味財産期末残高	107,372
III 正味財産期末残高	107,523

報告第27号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県デザインセンターの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県デザインセンター決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
産業デザイン活性化事業	基幹産業を対象にした研究会の開催等 産学連携による新商品開発支援 デザインの普及や発展に貢献した者の顕彰	10,152 <small>千円</small>
クラフト産業育成事業	首都圏での展示会出展 デザイン性の高い商品の選定と販路開拓	3,358
情報収集・提供等事業	デザイン関連資料の収集及び情報発信 専門家派遣によるデザイン活用支援 団体や企業に対する個別相談指導	13,159
石川県デザイン展開催事業	石川県デザイン展の開催	3,789
国際ガラス展・漆展「特別展」開催事業	国際ガラス展・漆展「特別展」の開催	7,790
国際ガラス展・金沢開催準備事業	国際ガラス展・金沢2022の開催準備	2,303

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	7,417,218
① 預金	7,417,218
(2) 未収金	1,269,260
流動資産合計	8,686,478

2 固定資産		
(1) 基本財産		11,000,000
① 定期預金		11,000,000
(2) 特定資産		7,700,423
① 退職給付引当資産		2,100,423
定期預金		2,100,423
② 特定費用準備資金		5,600,000
預金		5,600,000
(3) その他固定資産		58,649,387
① 備品		58,649,387
美術品		58,649,387
	固定資産合計	77,349,810
資 産 合 計		86,036,288
II 負債の部		
1 流動負債		
(1) 未払金		1,356,697
(2) 預り金		792,166
	流動負債合計	2,148,863
2 固定負債		
(1) 退職給付引当金		2,100,423
	固定負債合計	2,100,423
	負債合計	4,249,286
III 正味財産の部		
1 指定正味財産		11,000,000
	(うち基本財産への充当額)	(11,000,000)
2 一般正味財産		70,787,002
	正味財産合計	81,787,002
負債及び正味財産合計		86,036,288

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科	目	金 額
I 一般正味財産増減の部		円
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
① 基本財産運用益		220
受取利息		220
② 受取会費		3,355,000
③ 事業収益		13,024,610
出品料等収入		3,625,610
受託事業収入		9,399,000
その他受託事業収入		9,399,000
④ 受取補助金等		56,619,000
県補助金		48,069,000

その他補助金		8,550,000
⑤ 雑収益		314
雑収入		314
	経常収益計	72,999,144
(2) 経常費用		
① 事業費		40,551,095
産業デザイン活性化事業費		10,151,919
クラフト産業育成事業費		3,357,595
情報収集・提供等事業費		13,159,322
石川県デザイン展開催事業費		3,788,763
国際ガラス展・漆展「特別展」開催事業費		7,790,030
国際ガラス展・金沢開催準備事業費		2,303,466
② 管理費		29,798,277
一般管理費		29,798,277
	経常費用計	70,349,372
当期経常増減額		2,649,772
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		
① ガラス作品等除却損		1,201,233
	経常外費用計	1,201,233
当期経常外増減額	△	1,201,233
当期一般正味財産増減額		1,448,539
一般正味財産期首残高		69,338,463
一般正味財産期末残高		70,787,002
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		11,000,000
指定正味財産期末残高		11,000,000
III 正味財産期末残高		81,787,002

監 査 意 見

公益財団法人石川県デザインセンター定款第34条の規定により、公益財団法人石川県デザインセンターの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月24日

公益財団法人 石川県デザインセンター
監 事 田 畠 夏 江

2 令和4年度公益財団法人石川県デザインセンター事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
産業デザイン活性化事業	基幹産業を対象にした研究会の開催等 産学連携による新商品開発支援 デザインの普及や発展に貢献した者の顕彰	10,353 ^{千円}
クラフト産業育成事業	首都圏での展示会出展 デザイン性の高い商品の選定と販路開拓	3,800
情報収集・提供等事業	デザイン関連資料の収集及び情報発信 専門家派遣によるデザイン活用支援 団体や企業に対する個別相談指導	12,685
石川県デザイン展開催事業	石川県デザイン展の開催	3,800
国際ガラス展・金沢開催事業	国際ガラス展・金沢2022の開催	31,400
国際漆展・石川開催準備事業	国際漆展・石川2023の開催準備	1,300

収 支 予 算 書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
I 一般正味財産増減の部	千円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	2
受取利息	2
② 受取会費	3,710
③ 事業収益	16,480
出品料等収入	7,980
受託事業収入	8,500
その他受託事業収入	8,500
④ 受取補助金等	65,956
県補助金	53,976
その他補助金	11,980
⑤ 雑収益	4
雑収入	4
経常収益計	86,152
(2) 経常費用	
① 事業費	63,338

	産業デザイン活性化事業費		10,353
	クラフト産業育成事業費		3,800
	情報収集・提供等事業費		12,685
	石川県デザイン展開催事業費		3,800
	国際ガラス展・金沢開催事業費		31,400
	国際漆展・石川開催準備事業費		1,300
	② 管理費		30,652
	一般管理費		30,652
		経常費用計	93,990
	当期経常増減額	△	7,838
2	経常外増減の部		
(1)	経常外収益		
	① 特定費用準備資金繰入		5,600
		経常外収益計	5,600
	(2) 経常外費用		0
	当期経常外増減額		5,600
	当期一般正味財産増減額	△	2,238
	一般正味財産期首残高		66,838
	一般正味財産期末残高		64,600
II	指定正味財産増減の部		
	当期指定正味財産増減額		0
	指定正味財産期首残高		11,000
	指定正味財産期末残高		11,000
III	正味財産期末残高		75,600

報告第28号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、七尾海陸運送株式会社
の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度七尾海陸運送株式会社決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事業内容	事業量	金額
港湾運送事業	輸移入	木材関連	79,726トン
		石炭	2,894,154トン
		その他	63,842トン
	輸移出 船舶代理店	石膏等	87,222トン
		外航船	128隻
		内航船	332隻
倉庫業	出庫量	18,027トン	売上高 61,050
	入庫量	16,404トン	
貨物自動車運送事業	区域輸送	取扱量	66,108トン
	損保代理店等		売上高 189,870 売上高 23,576

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	914,536,596
(1) 現金預金	623,129,448
(2) 受取手形	70,967,690
(3) 未収金	215,507,998
(4) その他流動資産	4,931,460
2 固定資産	932,000,471
(1) 有形固定資産	560,971,543

① 建物	302,513,464
② 建物附属設備	1,648,251
③ 構築物	32,705,590
④ 船舶	668,134
⑤ 車輛運搬具	19,255,076
⑥ 作業用機械機具備品	16,244,919
⑦ 事務用器具備品	275,868
⑧ リース資産	26,987,500
⑨ 土地	160,672,741
(2) 無形固定資産	527,640
① 施設利用権	527,640
(3) 投資その他の資産	370,501,288
① 有価証券	368,055,039
② 出資金	585,000
③ 差入保証金等	1,861,249
資 産 合 計	1,846,537,067
II 負債の部	
1 流動負債	289,903,431
(1) 支払手形	24,392,121
(2) 未払費用	117,376,160
(3) 1年以内返済長期借入金	12,928,000
(4) 預り金	9,754,919
(5) 未払消費税等	11,917,500
(6) 未払法人税等	46,035,700
(7) 賞与引当金	65,124,476
(8) その他流動負債	2,374,555
2 固定負債	216,112,803
(1) 長期借入金	10,066,000
(2) 長期リース債務	29,146,500
(3) 退職給付引当金	128,433,152
(4) 役員退職慰労引当金	48,467,151
負 債 合 計	506,016,234
III 純資産の部	
1 株主資本	1,340,520,833
(1) 資本金	80,000,000
(2) 資本剰余金	70,541,790
(3) 利益剰余金	1,189,979,043
純 資 産 合 計	1,340,520,833
負債及び純資産合計	1,846,537,067

損 益 計 算 書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 売上総利益	
1 売上高	1,248,328,831
(1) 港湾運送事業収入	973,832,742
(2) 倉庫業収入	61,050,185
(3) 貨物自動車運送事業等収入	213,445,904
2 作業費	854,216,980
(1) 作業人件費	527,156,044
(2) 作業経費	327,060,936
売上総利益	394,111,851
II 販売費及び一般管理費	235,887,650
営業利益	158,224,201
III 営業外損益	
1 営業外収益	68,987,831
(1) 受取利息	5,486
(2) 受取配当金	8,008,640
(3) 雑収入	60,973,705
2 営業外費用	5,451,748
(1) 支払利息	221,689
(2) 貸倒償却	343,500
(3) 諸損金	4,886,559
経常利益	221,760,284
IV 特別損益	
1 特別利益	9,221,555
(1) 賞与引当金戻入	8,671,558
(2) 固定資産処分益	549,997
2 特別損失	0
税引前当期純利益	230,981,839
法人税等	72,120,503
当期純利益	158,861,336

監 査 意 見

会社法（平成17年法律第86号）第436条第1項の規定により、七尾海陸運送株式会社の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月12日

七尾海陸運送株式会社

監査役 北 山 章
監査役 永 崎 陽
監査役 飛 要

報告第二十八号 法人の経営状況の報告について（七尾海陸運送株式会社）

2 令和4年度七尾海陸運送株式会社事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区 分	事業内容	事業量	金額
港湾運送事業	輸移入	木材関連 75,000トン	売上高 ^{千円} 821,000
		石炭 2,650,000トン	
	輸移出 船舶代理店	その他 30,000トン	売上高 80,000
		石膏等 70,000トン	
		外航船 125隻	
		内航船 265隻	
倉庫業		出庫量 20,000トン	売上高 56,000
		入庫量 20,000トン	
貨物自動車運送事業	区域輸送	取扱量 70,000トン	売上高 190,000
	損保代理店等		売上高 23,000

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
I 収益の部	
1 営業収益	1,170,000
2 営業外収益	16,505
収益合計	1,186,505
II 費用の部	
1 営業費用	1,110,000
2 営業外費用	4,900
費用合計	1,114,900

報告第29号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人山中漆器産業技術センターの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人山中漆器産業技術センター決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区分	事業内容	事業量	金額
センター管理運営事業	山中漆器産業技術センターの管理運営	管理面積 建物 2,261m ²	39,154 ^{千円}
ろくろ研修事業	挽物ろくろ技術習得 後継者の養成・育成	基礎コース1年 6名 基礎コース2年 2名 専門コース1年 3名 専門コース2年 2名	19,910
産業振興事業	人材育成 産地活性化支援	漆芸教室等 355名 施設等使用 104回 見学体験等 2,051名	3,293

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科目	金額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	2,319,312
① 預金	2,319,312
(2) 未収金	829,520
流動資産合計	3,148,832
2 固定資産	
(1) 基本財産	30,000,000
① 定期預金	30,000,000
(2) 特定資産	10,067,459
① 退職給付引当資産 預金	9,167,459 9,167,459

② 動向調査積立資産 預金	900,000 900,000
(3) その他固定資産	6,055,605
① 什器備品	6,055,605
固定資産合計	46,123,064
資 産 合 計	49,271,896
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	74,442
(2) 預り金	113,760
流動負債合計	188,202
2 固定負債	
(1) 退職給付引当金	9,167,459
固定負債合計	9,167,459
負債合計	9,355,661
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	30,000,000
(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)
2 一般正味財産	9,916,235
正味財産合計	39,916,235
負債及び正味財産合計	49,271,896

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	601
受取利息	601
② 事業収益	45,196,500
授業料収入	2,400,000
入学検定等手数料収入	108,400
施設等使用料収入	395,100
受託事業収入	42,293,000
県受託事業収入	42,293,000
③ 受取補助金等	541,200
国補助金	541,200
④ 受取負担金	17,153,000
⑤ 雑収益	843,673
雑収入	843,673
経常収益計	63,734,974
(2) 経常費用	
① 受託事業費	59,064,534

センター管理運営事業費	39,154,195
ろくろ研修事業費	19,910,339
② 産業振興事業費	3,293,091
経常費用計	62,357,625
当期経常増減額	1,377,349
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	1,377,349
一般正味財産期首残高	8,538,886
一般正味財産期末残高	9,916,235
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	30,000,000
指定正味財産期末残高	30,000,000
III 正味財産期末残高	39,916,235

監 査 意 見

公益財団法人山中漆器産業技術センター定款第23条の規定により、公益財団法人山中漆器産業技術センターの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月23日

公益財団法人 山中漆器産業技術センター

監 事 谷 野 あ づ さ

監 事 浅 井 廣 史

2 令和4年度公益財団法人山中漆器産業技術センター事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区 分	事業内容	事業量	金額
センター管理運営事業	山中漆器産業技術センターの管理運営	管理面積 建物 2,261m ²	40,199 ^{千円}
ろくろ研修事業	挽物ろくろ技術習得 後継者の養成・育成	基礎コース1年 6名 基礎コース2年 5名 専門コース1年 2名 専門コース2年 2名	18,518
産業振興事業	人材育成 産地活性化支援	漆芸教室等 施設等使用 見学体験等	5,985

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 事業収益	45,896
授業料収入	2,794
入学検定等手数料収入	142
施設等使用料収入	438
受託事業収入	42,522
県受託事業収入	42,522
② 受取補助金等	940
国補助金	940
③ 受取負担金	17,146
④ 雑収益	420
雑収入	420
⑤ 特定資産取崩	300
動向調査積立資産取崩	300
経常収益計	64,702
(2) 経常費用	
① 受託事業費	58,717
センター管理運営事業費	40,199
ろくろ研修事業費	18,518
② 産業振興事業費	5,985
経常費用計	64,702

当期経常増減額	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	9,916
一般正味財産期末残高	9,916
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	30,000
指定正味財産期末残高	30,000
III 正味財産期末残高	39,916

報告第30号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人石川県金沢勤労者プラザの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度一般財団法人石川県金沢勤労者プラザ決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事業内容	事業量	金額	
金沢勤労者プラザ管理運営事業	管理運営	管理面積	106,722 ^{千円}	
	開館時間	敷地		12,032m ²
	日曜日及び祝日	建物		8,135m ²
	自 9時 至 17時			
	その他の日			
	自 9時 至 21時			
	施設の提供	会議室等利用	140,954人	
		体育館等利用	22,071人	
	講座の開催	受講者	2,312人	

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	20,346,004
① 現金	974,850
② 預金	19,371,154
(2) 未収金	1,063,598
流動資産合計	21,409,602
2 固定資産	
(1) 基本財産	10,000,000
① 定期預金	10,000,000

(2) その他固定資産		2,731,608
① 工具器具備品		2,731,608
	固定資産合計	12,731,608
資 産 合 計		34,141,210
II 負債の部		
1 流動負債		
(1) 未払金		13,285,369
(2) 前受金		7,864,770
(3) 預り金		259,463
	流動負債合計	21,409,602
2 固定負債		
		0
	負債合計	21,409,602
III 正味財産の部		
1 指定正味財産		
	(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)
10,000,000		
2 一般正味財産		
		2,731,608
	正味財産合計	12,731,608
負債及び正味財産合計		34,141,210

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科	目	金 額
円		
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
① 基本財産運用益		132
受取利息		132
② 事業収益		76,362,611
利用料収入		54,916,040
施設利用料収入		39,757,660
駐車場利用料収入		12,171,550
器具機械等利用料収入		2,986,830
講座受講料収入		20,636,812
その他事業収入		809,759
③ 受取補助金等		58,166,254
県補助金		29,083,127
金沢市補助金		29,083,127
④ 雑収益		532,338
雑収入		532,338
	経常収益計	135,061,335
(2) 経常費用		
① 事業費		106,721,615
施設管理事業費		78,177,368
講座催物事業費		28,544,247

② 管理費	27,802,121
一般管理費	27,481,720
減価償却費	320,401
経常費用計	134,523,736
当期経常増減額	537,599
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	537,599
一般正味財産期首残高	2,194,009
一般正味財産期末残高	2,731,608
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	10,000,000
指定正味財産期末残高	10,000,000
III 正味財産期末残高	12,731,608

監 査 意 見

一般財団法人石川県金沢勤労者プラザ定款第25条の規定により、一般財団法人石川県金沢勤労者プラザの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月19日

一般財団法人 石川県金沢勤労者プラザ
 監 事 谷 野 あ づ さ
 監 事 松 本 明

2 令和4年度一般財団法人石川県金沢勤労者プラザ事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	事業量	金額
金沢勤労者プラザ管理運営事業	管理運営	管理面積	121,953 ^{千円}
	開館時間	敷地	
	日曜日及び祝日	建物	8,135m ²
	自 9時 至 17時		
	その他の日		
	自 9時 至 21時		
	施設の提供	会議室等利用	148,000人
	体育館等利用	23,000人	
講座の開催	受講者		
	定員	3,330人	

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	1
受取利息	1
② 事業収益	126,377
利用料収入	79,905
施設利用料収入	54,331
駐車場利用料収入	20,483
器具機械等利用料収入	5,091
講座受講料収入	44,016
その他事業収入	2,456
③ 受取補助金等	22,832
県補助金	11,416
金沢市補助金	11,416
④ 雑収益	825
雑収入	825
経常収益計	150,035
(2) 経常費用	
① 事業費	121,953
施設管理事業費	81,845
講座催物事業費	40,108

② 管理費		28,667
一般管理費		28,082
減価償却費		585
	経常費用計	150,620
当期経常増減額	△	585
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	△	585
一般正味財産期首残高		2,732
一般正味財産期末残高		2,147
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		10,000
指定正味財産期末残高		10,000
Ⅲ 正味財産期末残高		12,147

報告第31号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人石川県県民ふれあい公社の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度一般財団法人石川県県民ふれあい公社決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分		事業内容	事業量	金額
一 直 般 營 会 施 計 設	のとじま臨海公園事業	管理運営 開園時間 3月20日～11月30日 自 9時 至 17時 その他の期間 自 9時 至 16時30分	管理面積 227,187㎡ 水族館入館者数 232,581人 海づりセンター利用者数 9,304人 貸竿本数 1,413本	546,812 ^{千円}
	辰口丘陵公園事業	管理運営 開園時間 自 9時 至 21時	管理面積 394,645㎡ テニスコート利用者数 15,030人 プール利用者数 23,317人 ボート利用隻数 4,956隻 自転車利用台数 11,158台 サイクルトレイン利用者数 11,415人 ローリングサイクル利用者数 5,932人 F1バッテリーカー利用者数 5,258人	86,095
	能登勤労者プラザ事業	管理運営	管理面積 114,890㎡ 宿泊者数 2,220人 日帰り宴会等利用者数 2,024人 体育館利用者数 339人 RVパーク利用台数 68台	95,553

一 直 營 施 會 設 計 受 託 施 設	健民スポレクプラザ事業	管理運営 開館時間 自 8時30分 至 20時30分 開館時間 (アイスリンク) 4月1日～6月30日、 9月18日～3月31日 一般利用 自 10時 至 17時	管理面積 4,289㎡ コート利用者数 8,238人 多目的ホール利用者数 2,387人 アイスリンク利用者数 22,575人 アイススケート貸靴回数 6,331回	56,613
	兼六駐車場等事業	兼六駐車場 管理運営 入出庫時間 24時間 (バスは7時～22時)	管理面積 8,045㎡ 収容台数 497台 利用台数 月単位制(136件)5,972台 時間単位制 59,516台	53,971
		石引駐車場 管理運営 入出庫時間 24時間 (バスは8時～19時)	管理面積 13,145㎡ 収容台数 403台 利用台数 時間単位制 100,558台	
		広坂観光バス暫定駐車場 管理運営 入出庫時間 自 7時 至 21時	管理面積 2,665㎡ 収容台数 20台 利用台数 時間単位制 381台	
	本多の森会議室事業	管理運営 開館時間 自 9時 至 21時	管理面積 987㎡ 会議室数 3室 使用件数 249件	8,226
	定期借地権管理事業	賃貸宅地管理	管理物件 3団地 122区画	4,724
	のとじま臨海公園整備事業	施設整備	レストラン棟空調設備等改修工事等	33,385
	辰口丘陵公園整備事業	施設整備	空調機取替修繕等	1,663
			授乳室用備品	236
	能登勤労者プラザ整備事業	施設整備	客室空調設備改修工事等	12,023
	健民スポレクプラザ整備事業	施設整備	アイスリンク設備再リース	4,653
	西部緑地公園管理事業	管理	管理面積 286,275㎡	39,206
		産業展示館事業	管理運営 開館時間 自 9時 至 17時	管理面積 84,136㎡ 利用日数 365日
施設整備			産業展示館3号館屋根改修工事	3,630

一 般 託 會 施 計 設	受	県立野球場	管理運営 (利用料金制) 体育施設使用料徴収	管理面積 20,179m ² 利用日数 106日 利用者数 53,212人	36,437
		陸上競技場	管理運営 (利用料金制) 体育施設使用料徴収	管理面積 74,410m ² 利用者数 個人 17,186人 専用 51件	67,736
	託	のと海洋ふれあい センター事業	管理運営 (利用料金制) 開館時間 自 9時 至 17時 入場料徴収	管理面積 4,720m ² 入館者数 4,974人	25,470
		いしかわ動物園事 業	管理運営 (利用料金制) 開園時間 4月～10月 自 9時 至 17時 その他の月 自 9時 至 16時30分 入場料等使用料徴収	管理面積 224,581m ² 入園者数 212,041人	381,229
			トキ分散飼育事業	トキの飼育繁殖、普及啓発 等	41,666
			トキ里山館誘客推進事 業	トキリピーターキャンペー ン	1,115
	施	ライチョウ飼育繁殖事 業	ライチョウの飼育繁殖	12,895	
		ふれあい昆虫館事 業	管理運営 (利用料金制) 開館時間 4月～10月 自 9時30分 至 17時 その他の月 自 9時30分 至 16時30分 入場料徴収	管理面積 24,295m ² 入館者数 49,627人	123,381
			施設整備	加圧給水ポンプ改修工事	1,458
	設	湖南運動公園等事 業	管理運営 (利用料金制) 開園時間 自 5時 至 17時 施設使用料徴収	管理面積 62,064m ²	19,705
		鹿島少年自然の家 事業	管理運営 (利用料金制) 施設使用料等徴収	管理面積 48,166m ² 利用者数 4,768人 うち宿泊利用者数 869人	39,217

一般会計	受託施設 能登少年自然の家	管理運営 (利用料金制) 施設使用料等徴収	管理面積 23,672㎡ 利用者数 3,407人 うち宿泊利用者数 1,437人	41,545
特別会計 香林坊駐車場	香林坊地下駐車場 運営事業	管理運営 入出庫時間 自 7時30分 至 22時30分 (東急側は24時間)	管理面積 19,599㎡ 収容台数 813台 利用台数 月単位制(1,327件) 32,356台 時間単位制 568,501台	304,399

貸借対照表
(一般会計)

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
円	
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	445,005,427
① 現金	13,562,070
② 預金	431,443,357
(2) 未収金	219,461,158
(3) 未収収益	118,013
(4) 貯蔵品	22,217,416
(5) 商品	2,366,981
(6) 立替金	708,959
流動資産合計	689,877,954
2 固定資産	
(1) 基本財産	25,000,000
① 定期預金	25,000,000
(2) 特定資産	1,276,793,792
① 建物	377,155,758
② 建物附属設備	370,032,625
③ 構築物	498,759,579
④ 機械装置	1
⑤ 工具器具備品	3,010,217
⑥ 動物	5
⑦ リース資産	24,170,033
⑧ ソフトウェア	3,665,574
(3) その他固定資産	3,771,717,036
① 土地	1,847,543,000
② 建物	765,677,972
③ 建物附属設備	187,245,532
④ 構築物	73,564,844
⑤ 機械装置	194,553
⑥ 車両運搬具	274,721
⑦ 工具器具備品	17,539,714
⑧ 動物	25
⑨ 電話加入権	670,200
⑩ リース資産	11,986,475

① 投資有価証券	857,020,000
② 差入保証金	10,000,000
固定資産合計	5,073,510,828
資 産 合 計	5,763,388,782
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	290,354,232
(2) 未払費用	91,303
(3) 未払法人税等	3,162,500
(4) 未払消費税	47,653,600
(5) 預り金	5,440,337
① 預り金	3,450,073
② 受託徴収使用料	1,990,264
(6) 前受金	1,538,110
流動負債合計	348,240,082
2 固定負債	
(1) 長期借入金	2,617,498,000
① 県借入金	2,424,478,000
② 金融機関借入金	193,020,000
(2) 退職給付引当金	316,628,073
(3) 預り保証金	467,400,000
(4) 長期リース債務	36,156,508
固定負債合計	3,437,682,581
負債合計	3,785,922,663
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	1,097,581,997
(うち基本財産への充当額)	(25,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(1,072,581,997)
2 一般正味財産	879,884,122
(うち特定資産への充当額)	(180,041,762)
正味財産合計	1,977,466,119
負債及び正味財産合計	5,763,388,782

正味財産増減計算書
(一般会計)

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	424
受取利息	424
② 事業収益	2,100,398,706
のとじま臨海公園事業収入	442,143,814
辰口丘陵公園事業収入	49,291,479
能登勤労者プラザ事業収入	23,840,939

健民スポレクプラザ事業収入	25,283,456	
兼六駐車場等事業収入	102,156,460	
本多の森会議室事業収入	12,711,360	
定期借地権管理事業収入	33,724,949	
受託施設附帯事業収入	6,740,650	
受託施設利用料金収入	130,796,714	
県立野球場利用料金収入	2,613,055	
陸上競技場利用料金収入	5,681,620	
のと海洋ふれあいセンター入館料収入	447,760	
いしかわ動物園利用料金収入	102,387,839	
ふれあい昆虫館利用料金収入	10,552,540	
湖南運動公園利用料金収入	961,780	
鹿島少年自然の家利用料金収入	4,505,300	
能登少年自然の家利用料金収入	3,631,820	
トキ里山館誘客推進事業利用料金収入	15,000	
受託事業収入	1,273,708,885	
県受託事業収入	1,273,708,885	
③ 受取補助金等	82,934,527	
県補助金	6,496,052	
金沢市補助金	2,124,361	
能登町補助金	2,050,000	
指定正味財産からの振替額	72,264,114	
④ 雑収益	12,565,781	
受取利息	4,840,628	
広告収入	205,500	
賃貸収入	3,848,010	
雑収入	3,671,643	
⑤ 他会計繰入金収入	141,000	
	經常収益計	2,196,040,438
(2) 經常費用		
① 事業費	1,874,472,640	
のとじま臨海公園管理費	546,811,892	
辰口丘陵公園管理費	86,095,296	
能登勤労者プラザ管理費	95,553,142	
健民スポレクプラザ管理費	56,613,108	
兼六駐車場等管理費	53,970,703	
本多の森会議室管理費	8,225,911	
定期借地権管理費	4,723,681	
辰口丘陵公園整備費	1,662,870	
健民スポレクプラザ整備費	4,653,000	
受託施設管理費等	1,016,163,037	
② 管理費	347,730,370	
一般管理費	138,420,958	
支払利息	4,871,782	
退職給付費用	29,422,231	
減価償却費	174,590,482	
雑損失	424,917	
	經常費用計	2,222,203,010
当期經常増減額	△	26,162,572

2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		10,341,847
① 固定資産処分損		10,341,787
② 前期損益修正損		60
	経常外費用計	10,341,847
当期経常外増減額	△	10,341,847
当期一般正味財産増減額	△	36,504,419
一般正味財産期首残高		916,388,541
一般正味財産期末残高		879,884,122
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金等		45,188,068
県補助金		45,188,068
一般正味財産への振替額	△	72,264,114
当期指定正味財産増減額	△	27,076,046
指定正味財産期首残高		1,124,658,043
指定正味財産期末残高		1,097,581,997
III 正味財産期末残高		1,977,466,119

貸 借 対 照 表

（香林坊駐車場特別会計）

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	円
1 流動資産	
(1) 現金預金	11,111,696
① 預金	11,111,696
(2) 未収金	19,250,191
(3) 貯蔵品	836,550
流動資産合計	31,198,437
2 固定資産	
(1) 特定資産	20,846,591
① 預り保証金引当資産	20,846,591
定期預金	20,846,591
(2) その他固定資産	1,303,195,815
① 工具器具備品	84,921
② リース資産	18,110,894
③ 長期未収金	1,285,000,000
固定資産合計	1,324,042,406
資 産 合 計	1,355,240,843
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	14,640,177
流動負債合計	14,640,177
2 固定負債	
(1) 長期借入金	1,285,000,000
① 金融機関借入金	1,285,000,000

(2) 預り保証金	20,846,591
(3) 長期リース債務	18,110,894
固定負債合計	1,323,957,485
負債合計	1,338,597,662
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	16,643,181
正味財産合計	16,643,181
負債及び正味財産合計	1,355,240,843

正味財産増減計算書
(香林坊駐車場特別会計)

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
	円
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 特定資産運用益	353
受取利息	353
② 事業収益	303,552,645
香林坊地下駐車場利用料収入	303,552,645
③ 雑収益	3,460,385
広告収入	877,800
雑収入	2,582,585
経常収益計	307,013,383
(2) 経常費用	
① 事業費	304,398,977
香林坊地下駐車場管理費	304,398,977
② 管理費	23,896,340
支払利息	12,506,930
減価償却費	11,389,410
③ 他会計繰出金支出	141,000
経常費用計	328,436,317
当期経常増減額	△ 21,422,934
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	209
① 前期損益修正益	209
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	209
当期一般正味財産増減額	△ 21,422,725
一般正味財産期首残高	38,065,906
一般正味財産期末残高	16,643,181
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	16,643,181

監 査 意 見

一般財団法人石川県県民ふれあい公社定款第25条の規定により、一般財団法人石川県県民ふれあい公社の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月18日

一般財団法人 石川県県民ふれあい公社
監 事 東 谷 俊 也
監 事 朝 倉 豊

2 令和4年度一般財団法人石川県県民ふれあい公社事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分		事業内容	事業量	金額
一 般 会 計	直	のとじま臨海公園事業 管理運営 開園時間 3月20日～11月30日 自 9時 至 17時 その他の期間 自 9時 至 16時30分	管理面積 227,187㎡ 水族館入館者数 411,800人 ゴーカート利用台数 2,600台 バッテリーカー利用回数 32,600回 イルカとのふれあいビーチ利用者数 1,000人 イルカとのふれあいプール利用者数 8,500人 海づりセンター利用者数 16,300人 貸竿本数 3,000本	652,637 ^{千円}
	営	辰口丘陵公園事業 管理運営 開園時間 自 9時 至 21時	管理面積 394,645㎡ テニスコート利用者数 25,000人 プール利用者数 25,000人 ボート利用隻数 6,200隻 自転車利用台数 17,800台 サイクルトレイン利用者数 14,900人 ローリングサイクル利用者数 11,700人 F1バッテリーカー利用者数 7,000人	108,267
	施	能登勤労者プラザ事業 管理運営	管理面積 114,890㎡ 宿泊者数 12,400人 日帰り宴会等利用者数 4,700人 体育館利用者数 1,500人 RVパーク利用台数 70台	150,011
	設	健民スポレクプラザ事業 管理運営 開館時間 自 8時30分 至 20時30分 開館時間 (アイスリンク) 4月1日～6月30日、 9月17日～3月31日 一般利用 自 10時 至 17時	管理面積 4,289㎡ コート利用者数 8,400人 多目的ホール利用者数 5,600人 アイスリンク利用者数 32,000人 アイススケート貸靴回数 12,200回	57,292

一 般 施 設 會 計	直 營 施 設	兼六駐車場等事業		兼六駐車場 管理運営 入出庫時間 24時間 (バスは7時～22時)	管理面積 8,045m ² 収容台数 497台 利用台数 月単位制(350件) 10,500台 時間単位制 165,000台	68,700	
		石引駐車場		管理運営 入出庫時間 24時間 (バスは8時～19時)	管理面積 13,145m ² 収容台数 403台 利用台数 時間単位制 131,000台		
		広坂観光バス暫定駐車場		管理運営 入出庫時間 自 7時 至 21時	管理面積 2,665m ² 収容台数 20台 利用台数 時間単位制 9,200台		
	設	本多の森会議室事業		管理運営 開館時間 自 9時 至 21時	管理面積 987m ² 会議室数 3室 使用件数 350件	8,536	
		定期借地権管理事業		賃貸宅地管理	管理物件 3団地 122区画		4,915
		健民スポレクプラザ整備事業		施設整備	アイスリンク整備		
	受 託 施 設	西部緑地公園管理事業		管理	管理面積 286,275m ²	36,810	
		産業展示館事業		管理運営 開館時間 自 9時 至 17時	管理面積 84,136m ²		135,556
		體 育 施 設 管 理 事 業	県立野球場	管理運営 (利用料金制) 体育施設使用料徴収	管理面積 20,179m ²		
			陸上競技場	管理運営 (利用料金制) 体育施設使用料徴収	管理面積 74,410m ²		65,567
		のと海洋ふれあいセンター事業		管理運営 (利用料金制) 開館時間 自 9時 至 17時 入場料徴収	管理面積 4,720m ² 入館者数 15,000人		

一 受 託 施 設 計	いしかわ動物園事業	管理運営 (利用料金制) 開園時間 4月～10月 自 9時 至 17時 その他の月 自 9時 至 16時30分 入場料等使用料徴収	管理面積 224,581m ² 入園者数 336,000人	371,803	
		トキ分散飼育事業	トキの飼育繁殖、普及啓発等	38,815	
		トキ里山館誘客推進事業	トキ里山館を活用した誘客推進	1,394	
		ライチョウ飼育繁殖事業	ライチョウの飼育繁殖	12,102	
	ふれあい昆虫館事業	管理運営 (利用料金制) 開館時間 4月～10月 自 9時30分 至 17時 その他の月 自 9時30分 至 16時30分 入場料徴収	管理面積 24,295m ² 入館者数 103,000人	118,017	
		湖南運動公園等事業	管理運営 (利用料金制) 開園時間 自 5時 至 17時 施設使用料徴収	管理面積 62,064m ²	16,860
		鹿島少年自然の家事業	管理運営 (利用料金制) 施設使用料等徴収	管理面積 48,166m ² 利用者数 14,300人 うち宿泊利用者数 5,500人	49,401
	能登少年自然の家事業	管理運営 (利用料金制) 施設使用料等徴収	管理面積 23,672m ² 利用者数 22,600人 うち宿泊利用者数 13,400人	58,576	
	香林坊地下駐車場運営事業	管理運営 入出庫時間 自 7時30分 至 22時30分 (東急側は24時間)	管理面積 19,599m ² 収容台数 813台 利用台数 月単位制(1,300件) 32,600台 時間単位制 656,400台	356,935	

収 支 予 算 書
(一 般 会 計)

自 至 令和4年4月1日
令和5年3月31日

科 目	予 算 額
	千円
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	1
受取利息	1
② 事業収益	2,374,424
のとじま臨海公園事業収入	768,280
辰口丘陵公園事業収入	86,855
能登勤労者プラザ事業収入	132,345
健民スポレクプラザ事業収入	33,879
兼六駐車場等事業収入	235,999
本多の森会議室事業収入	13,740
定期借地権管理事業収入	33,025
受託施設附帯事業収入	16,822
受託施設利用料金収入	237,890
県立野球場利用料金収入	4,012
陸上競技場利用料金収入	7,781
のと海洋ふれあいセンター入館料収入	857
いしかわ動物園利用料金収入	161,462
ふれあい昆虫館利用料金収入	21,310
湖南運動公園利用料金収入	1,118
鹿島少年自然の家利用料金収入	15,300
能登少年自然の家利用料金収入	26,050
受託事業収入	815,589
県受託事業収入	815,589
③ 受取補助金等	78,766
県補助金	4,888
金沢市補助金	2,024
指定正味財産からの振替額	71,854
④ 雑収益	12,846
受取利息	4,463
広告収入	460
賃貸収入	4,623
雑収入	3,300
⑤ 他会計繰入金収入	141
経常収益計	2,466,178
(2) 経常費用	
① 事業費	2,018,617
のとじま臨海公園管理費	652,637
辰口丘陵公園管理費	108,267
能登勤労者プラザ管理費	150,011
健民スポレクプラザ管理費	57,292

兼六駐車場等管理費		68,700
本多の森会議室管理費		8,536
定期借地権管理費		4,915
健民スポレクプラザ整備費		4,653
受託施設管理費等		963,606
② 管理費		421,495
一般管理費		226,660
支払利息		4,407
退職給付費用		19,681
減価償却費		170,747
	経常費用計	2,440,112
当期経常増減額		26,066
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額		26,066
一般正味財産期首残高		879,884
一般正味財産期末残高		905,950
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金等		42,214
県補助金		42,214
一般正味財産への振替額	△	71,854
当期指定正味財産増減額	△	29,640
指定正味財産期首残高		1,097,582
指定正味財産期末残高		1,067,942
III 正味財産期末残高		1,973,892

収 支 予 算 書

（香林坊駐車場特別会計）

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
	千円
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 事業収益	357,228
香林坊地下駐車場利用料収入	357,228
② 雑収益	23,460
広告収入	877
雑収入	2,643
負担金	19,940
	経常収益計
	380,688
(2) 経常費用	
① 事業費	356,935
香林坊地下駐車場管理費	356,935

② 管理費	22,377
支払利息	11,352
減価償却費	11,025
③ 他会計繰出金支出	141
経常費用計	379,453
当期経常増減額	1,235
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	1,235
一般正味財産期首残高	16,643
一般正味財産期末残高	17,878
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	17,878

報告第32号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人金沢コンベンションビューローの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人金沢コンベンションビューロー決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
コンベンション推進事業	コンベンションの誘致・支援、石川県の広報宣伝及びコンベンションに関する調査・企画	18,900 <small>千円</small>
戦略的コンベンション誘致事業	コンベンション見本市や商談会への出展、インターネット等による情報発信及び人的ネットワークの構築によるコンベンション誘致基盤の強化	20,023
金沢フィルムコミッション事業	映画・テレビドラマ等の誘致及びロケ支援	9,662

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	9,638,660
① 現金	8,900
② 預金	9,629,760
(2) 前払金	3,000
(3) 前払費用	295,710
(4) 短期貸付金	1,720,000
流動資産合計	11,657,370
2 固定資産	
(1) 基本財産	15,000,000
① 定期預金	15,000,000
(2) 特定資産	1,786,000
① 退職給付引当資産 預金	1,786,000

(3) その他固定資産	4,265,727
① 什器備品	319,901
② リース資産	1,410,285
③ 電話加入権	149,968
④ ソフトウェア	1,655,547
⑤ ホームページ	730,026
固定資産合計	21,051,727
資 産 合 計	32,709,097
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払費用	4,110,805
(2) 預り金	568,986
(3) リース債務	611,964
流動負債合計	5,291,755
2 固定負債	
(1) 長期リース債務	786,225
(2) 退職給付引当金	1,786,000
固定負債合計	2,572,225
負債合計	7,863,980
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	15,000,000
(うち基本財産への充当額)	(15,000,000)
2 一般正味財産	9,845,117
正味財産合計	24,845,117
負債及び正味財産合計	32,709,097

正 味 財 産 増 減 計 算 書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	300
受取利息	300
② 受取会費	5,175,000
賛助会費収入	5,175,000
③ 受取補助金等	58,535,579
県補助金	26,015,287
金沢市補助金	21,790,292
その他補助金	10,730,000
④ 受取負担金	397,000
⑤ 雑収益	680,003
広告収入	680,000

雑収入		3
	経常収益計	64,787,882
(2) 経常費用		
① 事業費		48,584,337
コンベンション推進事業費		18,899,717
戦略的コンベンション誘致事業費		20,022,801
金沢フィルムコミッション事業費		9,661,819
② 管理費		16,020,488
一般管理費		16,020,488
	経常費用計	64,604,825
当期経常増減額		183,057
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額		183,057
一般正味財産期首残高		9,662,060
一般正味財産期末残高		9,845,117
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		15,000,000
指定正味財産期末残高		15,000,000
III 正味財産期末残高		24,845,117

監 査 意 見

公益財団法人金沢コンベンションビューロー定款第28条の規定により、公益財団法人金沢コンベンションビューローの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月27日

公益財団法人 金沢コンベンションビューロー

監 事 谷 野 あ づ さ

監 事 松 本 明

2 令和4年度公益財団法人金沢コンベンションビューロー事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
コンベンション推進事業	コンベンションの誘致・支援、石川県の広報宣伝及びコンベンションに関する調査・企画	23,702 ^{千円}
戦略的コンベンション誘致事業	コンベンション見本市や商談会への出展、インターネット等による情報発信及び人的ネットワークの構築によるコンベンション誘致基盤の強化	20,008
金沢フィルムコミッション事業	映画・テレビドラマ等の誘致及びロケ支援	9,418

収 支 予 算 書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	5
受取利息	5
② 受取会費	6,025
賛助会費収入	6,025
③ 受取補助金等	58,920
県補助金	26,300
金沢市補助金	21,890
その他補助金	10,730
④ 受取負担金	405
⑤ 雑収益	680
広告収入	680
経常収益計	66,035
(2) 経常費用	
① 事業費	53,128
コンベンション推進事業費	23,702
戦略的コンベンション誘致事業費	20,008
金沢フィルムコミッション事業費	9,418
② 管理費	19,457
一般管理費	19,457
経常費用計	72,585
当期経常増減額	△ 6,550
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0

	当期一般正味財産増減額	△	6,550
	一般正味財産期首残高		9,845
	一般正味財産期末残高		3,295
Ⅱ	指定正味財産増減の部		
	当期指定正味財産増減額		0
	指定正味財産期首残高		15,000
	指定正味財産期末残高		15,000
Ⅲ	正味財産期末残高		18,295

報告第33号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県国際交流協会の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県国際交流協会決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区分	事業内容	金額
一般 会 計	国際交流事業	417 <small>千円</small>
	国際交流活性化推進事業 国際交流ボランティアの活用促進 民間国際交流活動支援	
	国際交流・国際協力事業 多文化が共生する県民フェスタの開催 外国人と県民との交流機会の提供 いしかわ同窓会運営事業	3,990
	国際理解事業 国際理解教室の開催	27
	広報出版事業	1,756
	情報提供・相談事業	2,037
	文化交流事業 国際文化交流施設運営事業	9,311
	文化研修事業 日本文化講座の開催	3,446
	パスポート券売機管理事業	431
	受託事業	
災害時外国人支援事業	800	
外国人に対する相談対応・情報発信強化事業	2,000	
海外県人会青少年育成交流事業	2,200	
石川県国際交流センター管理事業 管理面積 建物 4,836㎡	42,259	

語学研修特別会計	国際交流事業	日本語・日本文化研修センター事業 石川ジャパニーズ・スタディーズ・プログラムの開催 日本語教師等充実講座の開催 国際交流基金との連携による日本語教育充実事業 地域日本語教育推進事業 日本語教室の開催 外国語講座の開催等	32,133
学生会館特別会計	管理運営事業	留学生交流会館の管理運営	41,687

貸借対照表
(一般会計)

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
	円
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	1,199,477
① 預金	1,199,477
(2) 未収金	8,146,559
(3) 未収収益	71,021
流動資産合計	9,417,057
2 固定資産	
(1) 基本財産	406,000,000
① 県長期貸付金	396,000,000
② 定期預金	10,000,000
(2) 特定資産	5,000,000
① 事業積立金	5,000,000
定期預金	5,000,000
(3) その他固定資産	299,939
① 什器備品	3
② 電話加入権	299,936
固定資産合計	411,299,939
資 産 合 計	420,716,996
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	6,002,392
(2) 預り金	228,329
流動負債合計	6,230,721
2 固定負債	0
負債合計	6,230,721
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	411,000,000
(うち基本財産への充当額)	(406,000,000)

	(うち特定資産への充当額)	(5,000,000)
2 一般正味財産		3,486,275
	正味財産合計	414,486,275
負債及び正味財産合計		420,716,996

正味財産増減計算書

(一般会計)

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	2,385,180
受取利息	2,385,180
② 事業収益	46,509,000
受託事業収入	46,509,000
県受託事業収入	46,509,000
③ 受取補助金等	26,883,000
県補助金	26,883,000
④ 受取負担金	368,691
⑤ 受取寄附金	15,000,000
指定正味財産からの振替額	15,000,000
⑥ 雑収益	63,186
受取利息	318
雑収入	62,868
経常収益計	91,209,057
(2) 経常費用	
① 事業費	68,674,058
国際交流活性化推進事業費	416,290
国際交流・国際協力事業費	3,990,217
国際理解事業費	26,519
広報出版事業費	1,755,655
情報提供・相談事業費	2,037,130
文化交流事業費	9,311,103
文化研修事業費	3,446,212
パスポート券売機管理事業費	431,539
受託事業費	47,259,393
② 管理費	19,755,177
一般管理費	19,755,177
③ 他会計繰出金	2,400,000
経常費用計	90,829,235
当期経常増減額	379,822
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0

当期一般正味財産増減額		379,822
一般正味財産期首残高		3,106,453
一般正味財産期末残高		3,486,275
II 指定正味財産増減の部		
一般正味財産への振替額	△	15,000,000
当期指定正味財産増減額	△	15,000,000
指定正味財産期首残高		426,000,000
指定正味財産期末残高		411,000,000
III 正味財産期末残高		414,486,275

貸 借 対 照 表

（語学研修特別会計）

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	円
1 流動資産	
(1) 現金預金	2,885,289
① 預金	2,885,289
(2) 未収金	5,707,500
流動資産合計	8,592,789
2 固定資産	0
資 産 合 計	8,592,789
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	5,279,885
(2) 預り金	98,669
流動負債合計	5,378,554
2 固定負債	0
負債合計	5,378,554
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	3,214,235
正味財産合計	3,214,235
負債及び正味財産合計	8,592,789

正味財産増減計算書
(語学研修特別会計)

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科	目	金額
円		
I	一般正味財産増減の部	
1	経常増減の部	
	(1) 経常収益	
	① 事業収益	4,394,010
	受講料収入	4,394,010
	② 受取補助金等	26,430,000
	県補助金	26,430,000
	③ 受取負担金	2,327,760
	④ 雑収益	10,000
	雑収入	10,000
	⑤ 他会計繰入金	2,400,000
	経常収益計	35,561,770
	(2) 経常費用	
	① 事業費	32,132,869
	国際交流事業費	32,132,869
	② 管理費	2,835,788
	一般管理費	2,835,788
	経常費用計	34,968,657
	当期経常増減額	593,113
2	経常外増減の部	
	(1) 経常外収益	0
	(2) 経常外費用	0
	当期経常外増減額	0
	当期一般正味財産増減額	593,113
	一般正味財産期首残高	2,621,122
	一般正味財産期末残高	3,214,235
II	指定正味財産増減の部	
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	0
	指定正味財産期末残高	0
III	正味財産期末残高	3,214,235

貸借対照表
(留学生交流会館特別会計)

令和4年3月31日現在

科	目	金額
円		
I	資産の部	
1	流動資産	
	(1) 現金預金	1,730,315
	① 預金	1,730,315

(2) 未収金		1,716,600
(3) 前払金		100,000
	流動資産合計	3,546,915
2 固定資産		0
資 産 合 計		3,546,915
II 負債の部		
1 流動負債		
(1) 未払金		1,219,813
(2) 預り金		53,958
	流動負債合計	1,273,771
2 固定負債		0
	負債合計	1,273,771
III 正味財産の部		
1 指定正味財産		
		0
2 一般正味財産		
	正味財産合計	2,273,144
負債及び正味財産合計		3,546,915

正味財産増減計算書

（留学生交流会館特別会計）

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
円	
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 事業収益	38,816,769
入館費等収入	38,816,769
	経常収益計
	38,816,769
(2) 経常費用	
① 事業費	41,687,292
管理費	41,687,292
	経常費用計
	41,687,292
当期経常増減額	△ 2,870,523
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,870,523
一般正味財産期首残高	5,143,667
一般正味財産期末残高	2,273,144
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	2,273,144

監 査 意 見

公益財団法人石川県国際交流協会定款第31条の規定により、公益財団法人石川県国際交流協会の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月16日

公益財団法人 石川県国際交流協会

監 事 角 地 裕 司

監 事 北 山 章

2 令和4年度公益財団法人石川県国際交流協会事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区 分		事 業 内 容	金 額	
一 般 会	国際交流事業	国際交流活性化推進事業 国際交流ボランティアの活用促進 民間国際交流活動支援	820 ^{千円}	
		国際交流・国際協力事業 多文化が共生する県民フェスタの開催 外国人と県民との交流機会の提供 いしかわ同窓会運営事業	5,245	
		国際理解事業 国際理解教室の開催	64	
		広報出版事業	1,829	
		情報提供・相談事業	2,182	
		文化交流事業 国際文化交流施設運営事業	8,981	
		文化研修事業 日本文化講座の開催	3,475	
		パスポート券売機管理事業	545	
		計	受託事業	災害時外国人支援事業
	外国人に対する相談対応・情報発信強化事業			2,000
海外県人会青少年育成交流事業	2,200			
石川県国際交流センター管理事業 管理面積 建物 4,836m ²	41,509			
語学 研修 特別 会計	国際交流事業	日本語・日本文化研修センター事業 石川ジャパニーズ・スタディーズ・プログラムの開催 I J S P日本文化体験コンテンツの制作 日本語教師等充実講座の開催 国際交流基金との連携による日本語教育充実事業 地域日本語教育推進事業 日本語教室の開催 外国語講座の開催等	38,653	
留 学 生 交 流 計	管理運営事業	留学生交流会館の管理運営	38,557	

収 支 予 算 書
(一 般 会 計)

自 至 令和4年4月1日
令和5年3月31日

科 目	予 算 額
I 一般正味財産増減の部	千円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	2,376
受取利息	2,376
② 事業収益	46,509
受託事業収入	46,509
県受託事業収入	46,509
③ 受取補助金等	27,210
県補助金	27,210
④ 受取負担金	500
⑤ 受取寄附金	10,000
指定正味財産からの振替額	10,000
⑥ 雑収益	46
雑収入	46
経常収益計	86,641
(2) 経常費用	
① 事業費	69,650
国際交流活性化推進事業費	820
国際交流・国際協力事業費	5,245
国際理解事業費	64
広報出版事業費	1,829
情報提供・相談事業費	2,182
文化交流事業費	8,981
文化研修事業費	3,475
パスポート券売機管理事業費	545
受託事業費	46,509
② 管理費	17,290
一般管理費	17,290
③ 他会計繰出金	1,000
経常費用計	87,940
当期経常増減額	△ 1,299
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,299
一般正味財産期首残高	3,486
一般正味財産期末残高	2,187
II 指定正味財産増減の部	
一般正味財産への振替額	△ 10,000
当期指定正味財産増減額	△ 10,000

指定正味財産期首残高	411,000
指定正味財産期末残高	401,000
Ⅲ 正味財産期末残高	403,187

収 支 予 算 書
(語学研修特別会計)

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
	千円
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 事業収益	4,720
受講料収入	4,720
② 受取補助金等	32,545
県補助金	32,545
③ 受取負担金	2,350
④ 他会計繰入金	1,000
経常収益計	40,615
(2) 経常費用	
① 事業費	38,653
国際交流事業費	38,653
② 管理費	2,887
一般管理費	2,887
経常費用計	41,540
当期経常増減額	△ 925
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 925
一般正味財産期首残高	3,214
一般正味財産期末残高	2,289
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	2,289

収 支 予 算 書
(留学生交流会館特別会計)

自 至 令和4年4月1日
令和5年3月31日

科 目	予 算 額
	千円
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 事業収益	38,905
入館費等収入	38,905
② 受取補助金等	200
その他補助金	200
経常収益計	39,105
(2) 経常費用	
① 事業費	38,557
管理費	38,557
経常費用計	38,557
当期経常増減額	548
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	548
一般正味財産期首残高	2,273
一般正味財産期末残高	2,821
II 指定正味財産増減の部	
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	2,821

報告第三十三号 法人の経営状況の報告について (公益財団法人 石川県国際交流協会)

報告第34号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般社団法人石川県農業開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度一般社団法人石川県農業開発公社決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事業内容	事業量	金額
保有農地の貸付事業	能登開発地貸付	33.9ha	貸付料 726 <small>千円</small>
	河北潟干拓農地貸付	243.6ha	〃 23,469
	河北潟ふれあい農園設置事業	1.8ha	〃 591
畜産振興事業	受託放牧	受託頭数 1,179頭	受託放牧収入 81,694
	機械整備	農業用機械 1台	経費 80,909 7,414

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	99,891,365
① 預金	99,891,365
(2) 未収金	2,649,268,898
(3) 未収収益	166
(4) 農用地等	3,607,832,955
① 農用地	3,131,272,550
② 河北潟干拓酪農施設用地	476,560,405
(5) 貸倒引当金	△ 1,437,393,770
流動資産合計	4,919,599,614

2 固定資産		
(1) 基本財産		18,100,000
① 定期預金		13,100,000
② 出資金		5,000,000
(2) 特定資産		102,452,829
① 退職給付引当資産		102,452,829
(3) その他固定資産		183,637,867
① 長期事業資産		139,500,000
河北潟農地保全円滑化事業貸付金		139,500,000
② 建物		5,668,707
③ 構築物		6,116,670
④ 機械装置		13,296,477
⑤ 車両運搬具		17,125,996
⑥ 工具器具備品		605,225
⑦ 電話加入権		474,792
⑧ 出資金		850,000
	固定資産合計	304,190,696
資 産 合 計		5,223,790,310
II 負債の部		
1 流動負債		
(1) 短期借入金		4,216,859,124
① 県借入金		4,216,859,124
(2) 未払金		29,836,303
(3) 預り金		401,777
(4) 前受収益		5,079,620
	流動負債合計	4,252,176,824
2 固定負債		
(1) 長期借入金		524,990,000
① 県借入金		499,664,302
② 金融機関借入金		25,325,698
(2) 干拓地内整備事業留保金		207,732,770
(3) 預り保証金		8,524,608
(4) 退職給付引当金		102,452,829
	固定負債合計	843,700,207
	負債合計	5,095,877,031
III 正味財産の部		
1 指定正味財産		18,100,000
	(うち基本財産への充当額)	(18,100,000)
2 一般正味財産		109,813,279
	正味財産合計	127,913,279
負債及び正味財産合計		5,223,790,310

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	166
受取利息	166
② 特定資産運用益	1,242
受取利息	1,242
③ 事業収益	138,432,726
農用地等貸付収入	24,787,746
受託放牧収入	81,694,796
受託事業収入	31,950,184
県受託事業収入	31,950,184
④ 受取補助金等	156,999,279
県補助金	156,999,279
⑤ 貸倒引当金戻入額	315,160
⑥ 雑収益	14,135,042
受取利息	570
預金利息	570
雑収入	14,134,472
経常収益計	309,883,615
(2) 経常費用	
① 事業費	141,944,494
農用地等貸付費	18,655,808
河北潟ふれあい農園設置事業費	591,500
放牧事業費	80,909,000
内浦駐在所管理運営費	31,950,184
河北潟干拓酪農施設用地等管理費	3,528,844
減価償却費	6,309,158
② 管理費	168,052,049
一般管理費	167,935,398
支払利息	116,651
経常費用計	309,996,543
当期経常増減額	△ 112,928
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 112,928
一般正味財産期首残高	109,926,207
一般正味財産期末残高	109,813,279
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0

報告第三十四号 法人の経営状況の報告について（一般社団法人 石川県農業開発公社）

指定正味財産期首残高	18,100,000
指定正味財産期末残高	18,100,000
Ⅲ 正味財産期末残高	127,913,279

監 査 意 見

一般社団法人石川県農業開発公社定款第25条の規定により、一般社団法人石川県農業開発公社の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月20日

一般社団法人 石川県農業開発公社

監 事 田 村 政 博

監 事 山 田 孝 一

2 令和4年度一般社団法人石川県農業開発公社事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	事業量	金額
保有農地の売却及び貸付事業	農用地売却	2.9ha	売却収入 15,832
	能登開発地貸付	33.9ha	貸付料 726
	河北潟干拓農地貸付	243.6ha	〃 23,660
	河北潟ふれあい農園設置事業	1.8ha	〃 591
畜産振興事業	受託放牧	受託頭数 1,228頭	受託放牧収入 95,425 経費 86,837
	機械整備	農業用機械 1台	3,927
	施設整備	農業用設備 2件	4,268

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	3
受取利息	3
② 特定資産運用益	10
受取利息	10
③ 事業収益	168,192
土地売却収入	15,832
農用地売却収入	15,832
農用地等貸付収入	24,977
受託放牧収入	95,425
受託事業収入	31,958
県受託事業収入	31,958
④ 受取補助金等	162,799
県補助金	162,799
⑤ 雑収益	19,608
受取利息	1
預金利息	1
諸引当金取崩額等	13,395
雑収入	6,212
経常収益計	350,612

(2) 経常費用		
① 事業費		165,574
土地売却原価		15,832
農用地売却原価		15,832
農用地等貸付費		20,877
河北潟ふれあい農園設置事業費		591
放牧事業費		86,837
内浦駐在所管理運営費		31,270
畜産施設整備事業費		6,529
河北潟干拓酪農施設用地等管理費		3,638
② 管理費		185,038
一般管理費		182,087
退職給付費用		2,427
支払利息		524
	経常費用計	350,612
当期経常増減額		0
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額		0
一般正味財産期首残高		109,813
一般正味財産期末残高		109,813
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		18,100
指定正味財産期末残高		18,100
III 正味財産期末残高		127,913

報告第35号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人いしかわ農業総合支援機構の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人いしかわ農業総合支援機構決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
農村資源相談・情報提供事業	農業に関する幅広い相談、農地・住居・農業機械の農村・農業資源に関する情報提供の実施	9,247 <small>千円</small>
農業人材育成・確保事業	プロ農業者から農業のサポーターまでの幅広い人材の育成・確保、企業等の農業参入など多様な担い手の確保	161,595
農業経営発展・安定化支援事業	認定農業者等の農業経営の発展・安定化に向けた経営相談・経営診断・法人化支援、コマツ・トヨタなど他産業のノウハウを活用した収益向上モデルの確立、県内企業等と連携した生産機械の改良・新技術開発支援	73,768
農産物生産流通・加工支援事業	農産物の販路拡大に向けたイベントへの参画支援、農商工連携・6次産業化の取り組みのフルサポート、百貨店と連携した県産食材の魅力発信、海外販路開拓の支援	46,219
農村資源保全活用・農地集積支援事業	耕作放棄地解消に向けたマッチングの実施、農地集積バンクを活用した担い手への農地集積の促進、石川型スローツーリズムの推進	167,738

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	33,946,875
① 預金	33,946,875
(2) 未収金	58,094,573
(3) 前払金	1,000,000
流動資産合計	93,041,448

2 固定資産		
(1) 基本財産		501,039,000
① 定期預金		101,039,000
② 県長期貸付金		400,000,000
(2) 特定資産		38,856,099,715
① 収入減少影響緩和対策積立金 預金		538,381,506 538,381,506
② いしかわ農業参入支援ファンド 県長期貸付金		20,000,000,000 20,000,000,000
③ いしかわ里山振興ファンド 県長期貸付金		18,000,000,000 18,000,000,000
④ 農林水産業基幹技術開発トライアル基金 預金		10,418,872 10,418,872
⑤ いしかわ農業参入支援ファンド基金 預金		303,817,036 303,817,036
⑥ 就農支援資金引当預金 預金		3,482,301 3,482,301
(3) その他固定資産		116,731,489
① 出資金		50,000
② 長期貸付金		47,585,820
③ 構築物		5,823,681
④ 機械装置		53,653,364
⑤ 器具備品		9,588,624
⑥ 保証金		30,000
	固定資産合計	39,473,870,204
資 産 合 計		39,566,911,652
II 負債の部		
1 流動負債		
(1) 未払金		61,450,035
(2) 預り金		278,952
(3) 短期借入金		10,730,000,000
① 金融機関借入金		10,730,000,000
	流動負債合計	10,791,728,987
2 固定負債		
(1) 収入減少影響緩和対策準備金		538,381,506
(2) 長期借入金		27,305,223,000
① 県借入金		5,223,000
② 金融機関借入金		27,300,000,000
	固定負債合計	27,843,604,506
	負債合計	38,635,333,493
III 正味財産の部		
1 指定正味財産		501,039,000
	(うち基本財産への充当額)	(501,039,000)
2 一般正味財産		430,539,159
	(うち特定財産への充当額)	(317,718,209)
	正味財産合計	931,578,159
負債及び正味財産合計		39,566,911,652

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	2,398,732
受取利息	2,398,732
② 特定資産運用益	248,964,383
受取利息	248,964,383
③ 事業収益	7,508,680
受託事業収入	7,508,680
県受託事業収入	7,190,000
その他受託事業収入	318,680
④ 受取補助金等	213,948,190
県補助金	211,748,190
その他補助金	2,200,000
⑤ 受取負担金	5,719,248
⑥ 雑収益	1,375,113
雑収入	1,257,291
受贈益	117,822
経常収益計	479,914,346
(2) 経常費用	
① 事業費	458,567,247
農村資源相談・情報提供事業費	9,246,962
農業人材育成・確保事業費	161,595,401
農業経営発展・安定化支援事業費	73,767,645
農産物生産流通・加工支援事業費	46,219,391
農村資源保全活用・農地集積支援事業費	167,737,848
② 管理費	24,012,693
一般管理費	24,012,693
経常費用計	482,579,940
当期経常増減額	△ 2,665,594
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
① 固定資産受贈益	802,415
経常外収益計	802,415
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	802,415
当期一般正味財産増減額	△ 1,863,179
一般正味財産期首残高	432,402,338
一般正味財産期末残高	430,539,159
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	501,039,000
指定正味財産期末残高	501,039,000
III 正味財産期末残高	931,578,159

報告第三十五号 法人の経営状況の報告について（公益財団法人 いしかわ農業総合支援機構）

監 査 意 見

公益財団法人いしかわ農業総合支援機構定款第29条の規定により、公益財団法人いしかわ農業総合支援機構の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年6月1日

公益財団法人 いしかわ農業総合支援機構

監 事 北 山 章

監 事 田 村 政 博

2 令和4年度公益財団法人いしかわ農業総合支援機構事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	金額
農村資源相談・情報提供事業	農業に関する幅広い相談、農地・住居・農業機械の農村・農業資源に関する情報提供の実施	11,111 ^{千円}
農業人材育成・確保事業	プロ農業者から農業のサポーターまでの幅広い人材の育成・確保、企業等の農業参入など多様な担い手の確保	162,077
農業経営発展・安定化支援事業	認定農業者等の農業経営の発展・安定化に向けた経営相談・経営診断・法人化支援、コマツ・トヨタなど他産業のノウハウを活用した収益向上モデルの確立、県内企業等と連携した生産機械の改良・新技術開発支援	42,051
農産物生産流通・加工支援事業	農産物の販路拡大に向けたイベントへの参画支援、農商工連携・6次産業化の取り組みのフルサポート、百貨店と連携した県産食材の魅力発信、海外販路開拓の支援	53,325
農村資源保全活用・農地集積支援事業	耕作放棄地解消に向けたマッチングの実施、農地集積バンクを活用した担い手への農地集積の促進、石川型スローツーリズムの推進	142,434

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	2,402
受取利息	2,402
② 特定資産運用益	235,000
受取利息	235,000
③ 事業収益	25,774
受託事業収入	25,774
県受託事業収入	25,524
その他受託事業収入	250
④ 受取補助金等	226,760
県補助金	224,560
その他補助金	2,200
経常収益計	489,936
(2) 経常費用	
① 事業費	410,998
農村資源相談・情報提供事業費	11,111
農業人材育成・確保事業費	162,077

報告第三十五号 法人の経営状況の報告について(公益財団法人いしかわ農業総合支援機構)

農業経営発展・安定化支援事業費	42,051
農産物生産流通・加工支援事業費	53,325
農村資源保全活用・農地集積支援事業費	142,434
② 管理費	78,938
一般管理費	78,938
経常費用計	489,936
当期経常増減額	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	432,402
一般正味財産期末残高	432,402
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	501,039
指定正味財産期末残高	501,039
III 正味財産期末残高	933,441

報告第36号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益社団法人石川県青果物価格安定資金協会の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益社団法人石川県青果物価格安定資金協会決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
青果物価格安定資金の造成	一般業務	
	補償準備金の造成	1,487
	補償準備金の返戻	744
	特定業務	
	交付準備金の造成	6,545
	交付準備金の返戻	21,438
青果物価格補填金の交付	一般業務	
	補償交付金の交付	1,035
	特定業務	
	価格差補給交付金の交付	6,722

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	147,131
① 預金	147,131
(2) 未収金	24,136
流動資産合計	171,267
2 固定資産	
(1) 基本財産	110,210,000
① 定期預金	110,210,000
(2) 特定資産	242,485,840

① 補償準備金	50,322,557
定期預金	49,732,290
預金	590,267
② 交付準備金	176,812,610
定期預金	174,738,658
預金	2,073,952
③ 特別業務資金	15,350,673
定期預金	15,350,673
固定資産合計	352,695,840
資 産 合 計	352,867,107
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 補償準備金	50,322,557
(2) 交付準備金	176,812,610
(3) 特別業務資金	15,350,673
(4) 未払金	122,665
流動負債合計	242,608,505
2 固定負債	
(1) 長期預り金	43,190,000
固定負債合計	43,190,000
負債合計	285,798,505
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	67,020,000
(うち基本財産への充当額)	(67,020,000)
2 一般正味財産	48,602
正味財産合計	67,068,602
負債及び正味財産合計	352,867,107

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	2,204
受取利息	2,204
② 特定資産運用益	5,093
受取利息	5,093
③ 事業収益	261,003,925
準備金戻入	249,791,044
補償準備金戻入	50,772,255
交付準備金戻入	199,018,789

特別業務資金取崩	873,702
補償準備金取崩	299,541
交付準備金取崩	574,161
負担金	7,159,192
一般業務	1,187,784
特定業務	5,971,408
助成金	3,179,987
特定業務助成金	3,179,987
④ 受取補助金等	241,353
その他補助金	241,353
⑤ 賦課金収入	9,100,000
⑥ 雑収益	80
受取利息	80
経常収益計	270,352,655
(2) 経常費用	
① 事業費	261,003,925
準備金返戻金	22,181,703
補償準備金返戻金	744,113
交付準備金返戻金	21,437,590
特別業務資金繰入	3,929,787
補償準備金繰入	157,717
交付準備金繰入	3,772,070
交付金	7,757,268
補償交付金	1,035,193
価格差補給交付金	6,722,075
準備金繰入	227,135,167
補償準備金繰入	50,322,557
交付準備金繰入	176,812,610
② 管理費	9,330,539
人件費負担金	8,920,000
一般管理費	410,539
経常費用計	270,334,464
当期経常増減額	18,191
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	18,191
一般正味財産期首残高	30,411
一般正味財産期末残高	48,602
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	67,020,000
指定正味財産期末残高	67,020,000
III 正味財産期末残高	67,068,602

監 査 意 見

公益社団法人石川県青果物価格安定資金協会定款第23条の規定により、公益社団法人石川県青果物価格安定資金協会の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月20日

公益社団法人 石川県青果物価格安定資金協会

監 事 田 村 政 博

監 事 澤 田 英 三 郎

2 令和4年度公益社団法人石川県青果物価格安定資金協会事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
青果物価格安定資金の造成	一般業務	
	補償準備金の造成	2,052
	補償準備金の返戻	5,177
	特定業務	
	交付準備金の造成	15,283
	交付準備金の返戻	23,763
青果物価格補填金の交付	一般業務	
	補償交付金の交付	46,245
	特定業務	
	価格差補給交付金の交付	284,270

収 支 予 算 書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	2
受取利息	2
② 特定資産運用益	5
受取利息	5
③ 事業収益	363,008
準備金戻入	227,135
補償準備金戻入	50,322
交付準備金戻入	176,813
特別業務資金取崩	1,382
補償準備金取崩	385
交付準備金取崩	997
負担金	15,953
一般業務	1,667
特定業務	14,286
助成金	118,538
特定業務助成金	118,538
④ 受取補助金等	300
その他補助金	300
⑤ 賦課金収入	9,100
経常収益計	372,415

(2) 経常費用		
① 事業費		363,008
準備金返戻金		28,940
補償準備金返戻金		5,177
交付準備金返戻金		23,763
特別業務資金繰入		3,553
補償準備金繰入		952
交付準備金繰入		2,601
交付金		330,515
補償交付金		46,245
価格差補給交付金		284,270
② 管理費		9,456
人件費負担金		8,920
一般管理費		536
	経常費用計	372,464
当期経常増減額	△	49
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	△	49
一般正味財産期首残高		49
一般正味財産期末残高		0
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		67,020
指定正味財産期末残高		67,020
III 正味財産期末残高		67,020

報告第37号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般社団法人石川県金沢食肉公社の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度一般社団法人石川県金沢食肉公社決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事業内容	事業量	金額
食肉流通センター運営事業	家畜のと殺解体及び食肉、副産物の冷蔵保管	と殺頭数 牛 5,774頭 豚 35,871頭	381,246 ^{千円}

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	486,126
① 預金	486,126
(2) 未収金	18,036,972
流動資産合計	18,523,098
2 固定資産	
(1) 基本財産	60,000,000
① 定期預金	60,000,000
(2) その他固定資産	1,713,148
① 構築物	1,542,001
② 車両運搬具	2
③ 什器備品	12
④ 機械設備	62,732
⑤ 機械装置	1
⑥ 電話加入権	100,000
⑦ 投資有価証券	8,400
固定資産合計	61,713,148
資 産 合 計	80,236,246

II 負債の部		
1 流動負債		
(1) 未払金		115,482,151
(2) 預り金		486,126
(3) 短期借入金		26,236,769
① 金融機関借入金		26,236,769
	流動負債合計	142,205,046
2 固定負債		
(1) 長期借入金		41,000,000
① 県借入金		14,000,000
② 金沢市借入金		14,000,000
③ 金融機関借入金		13,000,000
(2) 退職給付引当金		5,101,020
	固定負債合計	46,101,020
	負債合計	188,306,066
III 正味財産の部		
1 指定正味財産		0
2 一般正味財産	△	108,069,820
	正味財産合計	△ 108,069,820
	負債及び正味財産合計	80,236,246

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
	円
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	1,018
受取利息	1,018
② 事業収益	412,365,807
受託事業収入	264,439,644
金沢市受託事業収入	261,152,447
その他受託事業収入	3,287,197
部分肉処理施設使用料収入	29,106,864
と畜関連手数料収入	118,819,299
③ 受取補助金等	34,297,716
金沢市補助金	34,297,716
④ 受取負担金	17,523,786
⑤ 雑収益	5,769,000
雑収入	5,769,000
	経常収益計
	469,957,327
(2) 経常費用	
① 事業費	381,246,255
食肉流通センター運営事業費	381,246,255

② 管理費		88,169,964
一般管理費		87,917,382
減価償却費		252,582
	経常費用計	469,416,219
当期経常増減額		541,108
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		3,110,220
① 貸倒損失		3,110,220
当期経常外増減額	△	3,110,220
当期一般正味財産増減額	△	2,569,112
一般正味財産期首残高	△	105,500,708
一般正味財産期末残高	△	108,069,820
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		0
指定正味財産期末残高		0
III 正味財産期末残高	△	108,069,820

監 査 意 見

一般社団法人石川県金沢食肉公社定款第24条の規定により、一般社団法人石川県金沢食肉公社の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月26日

一般社団法人 石川県金沢食肉公社

監 事 堂 村 毅

監 事 板 倉 久

2 令和4年度一般社団法人石川県金沢食肉公社事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	事業量	金額
食肉流通センター運営事業	家畜のと殺解体及び食肉、副産物の冷蔵保管	と殺頭数 牛 6,400頭 豚 35,000頭	415,172 ^{千円}

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	5
受取利息	5
② 事業収益	423,567
受託事業収入	271,194
金沢市受託事業収入	267,860
その他受託事業収入	3,334
部分肉処理施設使用料収入	29,107
と畜関連手数料収入	123,266
③ 受取補助金等	2,500
金沢市補助金	2,500
④ 受取負担金	19,707
⑤ 雑収益	5,961
雑収入	5,961
経常収益計	451,740
(2) 経常費用	
① 事業費	415,172
食肉流通センター運営事業費	415,172
② 管理費	70,247
一般管理費	70,000
減価償却費	247
経常費用計	485,419
当期経常増減額	△ 33,679
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 33,679
一般正味財産期首残高	△ 108,070
一般正味財産期末残高	△ 141,749

Ⅱ 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		0
指定正味財産期末残高		0
Ⅲ 正味財産期末残高	△	141,749

報告第38号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県林業公社の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県林業公社決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分		事業内容	事業量	金額
一般 会 計	分収造林事業	保育(間伐、森林作業道 開設等) 分収比率の見直しの推 進	管理面積 13,704.2ha 契約変更進捗率 94.2%	247,416 ^{千円}
	公所有林管理事業	保育(間伐)	管理面積 475.6ha	4,860
	県営林管理受託事業	保育(間伐、森林作業道 開設等)	管理面積 7,553.7ha	85,522
	森林バンク運営支援受 託事業	手入れ不足人工林整備 の支援	アドバイザー 6名	20,000
白 山 有 料 林 道 事 業 特 別 会 計	管理事業	林道の維持管理	道路維持管理 延長 18.6km 幅員 6.5m	49,242
		林道通行料金の徴収 徴収期間 自 令和3年6月19日 至 令和3年11月10日	通行台数 42,194台	
	ふるさと林道整備受託 事業	法面・施設応急対策	法面保護工等 134.7m ²	117,650
	利活用促進事業	魅力創出・誘客に向けたP R	イベント開催等	6,000
分 収 育 林 事 業 特 別 会 計	分収育林事業	分収育林地の管理 保育(間伐)	管理面積 6.9ha	34

貸 借 対 照 表
(一 般 会 計)

令和4年3月31日現在

報告第三十八号 法人の経営状況の報告について(公益財団法人 石川県林業公社)

科 目	金 額
I 資産の部	円
1 流動資産	
(1) 現金預金	72,156,960
① 預金	72,156,960
(2) 未収金	169,203,578
(3) 未収収益	210
流動資産合計	241,360,748
2 固定資産	
(1) 基本財産	5,000,000
① 定期預金	5,000,000
(2) 特定資産	154,937,960
① 損害てん補積立資産	154,937,960
定期預金	76,000,000
預金	68,937,960
投資有価証券	10,000,000
(3) その他固定資産	69,688,196,737
① 山林	2,763,570,099
② 分収森林資産	66,368,396,532
③ 土地	555,493,603
④ 車両運搬具	69,500
⑤ 工具器具備品	616,103
⑥ 電話加入権	50,900
固定資産合計	69,848,134,697
資 産 合 計	70,089,495,445
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	128,035,600
(2) 未払費用	206,803,134
(3) 預り金	161,940
(4) 仮受金	16,477,396
流動負債合計	351,478,070
2 固定負債	
(1) 長期借入金	52,468,099,945
① 県借入金	32,192,491,000
② 日本政策金融公庫借入金	20,275,608,945
(2) 退職給付引当金	18,985,000
固定負債合計	52,487,084,945
負債合計	52,838,563,015
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	5,000,000
(うち基本財産への充当額)	(5,000,000)

2 一般正味財産	17,245,932,430
(うち特定資産への充当額)	(154,937,960)
正味財産合計	17,250,932,430
負債及び正味財産合計	70,089,495,445

正味財産増減計算書
(一般会計)

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	100
受取利息	100
② 事業収益	152,477,458
立木売却収入	41,055,358
受託事業収入	111,422,100
県受託事業収入	105,522,100
その他受託事業収入	5,900,000
③ 受取補助金等	256,518,054
県補助金	256,518,054
④ 雑収益	12,206,677
受取利息	46,428
雑収入	12,160,249
⑤ 分収森林資産勘定振替	295,133,301
経常収益計	716,335,590
(2) 経常費用	
① 事業費	363,697,400
分収造林事業費	247,415,500
公社有林管理事業費	4,859,800
県営林管理受託事業費	85,522,100
森林バンク運営支接受託事業費	20,000,000
美しい森林推進受託事業費	5,900,000
② 管理費	352,622,655
一般管理費	94,624,952
支払利息	253,435,724
分収森林資産取崩額	4,561,979
経常費用計	716,320,055
当期経常増減額	15,535
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
① 損害てん補補償積立金	44,974
経常外収益計	44,974
(2) 経常外費用	
① 分収森林資産減損損失	88,751,222
経常外費用計	88,751,222

当期経常外増減額	△	88,706,248
当期一般正味財産増減額	△	88,690,713
一般正味財産期首残高		17,334,623,143
一般正味財産期末残高		17,245,932,430
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		5,000,000
指定正味財産期末残高		5,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高		17,250,932,430

貸 借 対 照 表

（白山有料林道事業特別会計）

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	円
1 流動資産	
(1) 現金預金	42,692,451
① 預金	42,692,451
(2) 未収金	8,850,000
流動資産合計	51,542,451
2 固定資産	
(1) その他固定資産	792,614,563
① 建物	50,823,490
② 構築物	740,402,774
③ 車両運搬具	297,000
④ 工具器具備品	639,499
⑤ 電話加入権	451,800
固定資産合計	792,614,563
資 産 合 計	844,157,014
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	15,152,065
(2) 預り金	16,124
流動負債合計	15,168,189
2 固定負債	
(1) 長期借入金	1,459,831,000
① 県借入金	1,459,831,000
固定負債合計	1,459,831,000
負債合計	1,474,999,189
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	△ 630,842,175
正味財産合計	△ 630,842,175
負債及び正味財産合計	844,157,014

正味財産増減計算書
(白山有料林道事業特別会計)

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科	目	金	額
			円
I	一般正味財産増減の部		
1	経常増減の部		
(1)	経常収益		
①	事業収益	156,247,841	
	通行料収入	38,597,841	
	受託事業収入	117,650,000	
	県受託事業収入	117,650,000	
②	受取補助金等	6,000,000	
	県補助金	6,000,000	
③	雑収益	24,653	
	受取利息	599	
	雑収入	24,054	
	経常収益計	162,272,494	
(2)	経常費用		
①	事業費	172,891,650	
	白山林道維持補修事業費	49,241,650	
	ふるさと林道整備受託事業費	117,650,000	
	利活用推進事業費	6,000,000	
②	管理費	72,844,464	
	一般管理費	36,239,431	
	減価償却費	36,605,033	
	経常費用計	245,736,114	
	当期経常増減額	△	83,463,620
2	経常外増減の部		
(1)	経常外収益		0
(2)	経常外費用		0
	当期経常外増減額		0
	当期一般正味財産増減額	△	83,463,620
	一般正味財産期首残高	△	547,378,555
	一般正味財産期末残高	△	630,842,175
II	指定正味財産増減の部		
	当期指定正味財産増減額		0
	指定正味財産期首残高		0
	指定正味財産期末残高		0
III	正味財産期末残高	△	630,842,175

貸 借 対 照 表

（分収育林事業特別会計）

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
円	
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	10,166,891
① 預金	10,166,891
(2) 前払費用	91,800
流動資産合計	10,258,691
2 固定資産	
(1) その他固定資産	22,757,000
① 分収育林資産	22,757,000
固定資産合計	22,757,000
資 産 合 計	33,015,691
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 仮受金	146,244
流動負債合計	146,244
2 固定負債	
(1) 分収育林前受金	10,112,447
固定負債合計	10,112,447
負債合計	10,258,691
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	22,757,000
2 一般正味財産	0
正味財産合計	22,757,000
負債及び正味財産合計	33,015,691

正 味 財 産 増 減 計 算 書

（分収育林事業特別会計）

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
円	
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 事業収益	33,896
分収育林前受金収入	33,896
② 雑収益	98
受取利息	98
経常収益計	33,994

(2) 経常費用		
① 事業費		33,994
分収育林事業費		33,994
	経常費用計	33,994
当期経常増減額		0
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額		0
一般正味財産期首残高		0
一般正味財産期末残高		0
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		22,757,000
指定正味財産期末残高		22,757,000
III 正味財産期末残高		22,757,000

監 査 意 見

公益財団法人石川県林業公社定款第32条の規定により、公益財団法人石川県林業公社の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月19日

公益財団法人 石川県林業公社

監 事 北 山 章
監 事 山 田 孝 一

2 令和4年度公益財団法人石川県林業公社事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区 分		事業内容	事業量		金額
一 般 会 計	分収造林事業	保育(間伐、森林作業道開設等) 分収比率の見直しの推進	管理面積	13,704.2ha	267,183 ^{千円}
	公社有林管理事業	保育(間伐、森林作業道開設等)	管理面積	475.6ha	17,305
	県営林管理受託事業	保育(間伐、森林作業道開設等)	管理面積	7,553.7ha	51,572
	森林バンク運営支援受託事業	手入れ不足人工林整備の支援	アドバイザー	6名	20,000
白 山 有 料 林 道 事 業 特 別 会 計	管理事業	林道の維持管理	道路維持管理 延長	18.6km	42,050
			幅員	6.5m	
	林道通行料金の徴収 徴収期間 自 令和4年6月10日 至 令和4年11月10日	通行台数	86,328台		
ふるさと林道整備受託事業	林道施設整備	ロックシェッド工等	189.5m	454,650	
利活用促進事業	魅力の創出・誘客に向けたPR	プレミアムパスポート割引等誘客イベントの実施		6,000	
分 特 収 育 林 事 業 計	分収育林事業	分収育林地の管理 保育(間伐)、主伐	管理面積	6.9ha	9,084

収 支 予 算 書

(一般会計)

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	1
受取利息	1
② 事業収益	104,032
立木売却収入	24,560
受託事業収入	79,472

県受託事業収入	71,572
その他受託事業収入	7,900
③ 受取補助金等	219,813
県補助金	219,813
④ 雑収益	7,671
受取利息	46
雑収入	7,625
⑤ 分収森林資産勘定振替	373,158
経常収益計	704,675
(2) 経常費用	
① 事業費	363,960
分収造林事業費	267,183
公社有林管理事業費	17,305
県営林管理受託事業費	51,572
森林バンク運営支援受託事業費	20,000
美しい森林推進受託事業費	7,900
② 管理費	340,715
一般管理費	91,451
支払利息	249,264
経常費用計	704,675
当期経常増減額	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	17,245,932
一般正味財産期末残高	17,245,932
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	5,000
指定正味財産期末残高	5,000
III 正味財産期末残高	17,250,932

収 支 予 算 書

（白山有料林道事業特別会計）

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
	千円
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 事業収益	543,564
通行料収入	88,914
受託事業収入	454,650
県受託事業収入	454,650
② 受取補助金等	6,000
県補助金	6,000

③ 雑収益	50
雑収入	50
經常収益計	549,614
(2) 經常費用	
① 事業費	502,700
白山林道維持補修事業費	42,050
ふるさと林道整備受託事業費	454,650
利活用促進事業費	6,000
② 管理費	83,048
一般管理費	43,851
減価償却費	39,197
經常費用計	585,748
当期經常増減額	△ 36,134
2 經常外増減の部	
(1) 經常外収益	0
(2) 經常外費用	0
当期經常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 36,134
一般正味財産期首残高	△ 630,842
一般正味財産期末残高	△ 666,976
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	△ 666,976

収 支 予 算 書

(分収育林事業特別会計)

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
千円	
I 一般正味財産増減の部	
1 經常増減の部	
(1) 經常収益	
① 事業収益	1,027
分収育林前受金収入	1,027
② 受取補助金等	8,055
受取造林補助金	8,055
③ 雑収益	2
受取利息	2
經常収益計	9,084
(2) 經常費用	
① 事業費	9,084
分収育林事業費	9,084
經常費用計	9,084
当期經常増減額	0
2 經常外増減の部	
(1) 經常外収益	0
(2) 經常外費用	0

当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	0
一般正味財産期末残高	0
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	22,757
指定正味財産期末残高	22,757
Ⅲ 正味財産期末残高	22,757

報告第39号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県林業労働対策基金の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県林業労働対策基金決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
就労条件改善整備事業	林業労働者の林業退職金共済の事業主負担分の掛金に対する助成	1,672 <small>千円</small>
	林業労働者の災害共済の事業主負担分の掛金に対する助成	714
	林業労働者の厚生年金の事業主負担分の掛金に対する助成	340
	新規就業者の採用、定着促進に対する助成	3,300
安全管理促進事業	林業労働者の蜂刺され検診等に対する助成	61
緑の雇用対策事業	森林組合等の林業事業体に新規に採用された者を対象とした担い手育成研修等の実施	14,501
就業者確保対策事業	林業事業体に就業を希望する者の掘り起こしや新規就業者の定着を図るための就業者確保対策事業の実施	19,000

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	33,412,984
① 預金	33,412,984
(2) 未収収益	316,859
(3) 未収金	7,600,000
流動資産合計	41,329,843

2 固定資産		
(1) 基本財産		1,800,001,000
① 定期預金		1,000
② 長期貸付金		1,800,000,000
県長期貸付金		1,800,000,000
	固定資産合計	1,800,001,000
資 産 合 計		1,841,330,843
II 負債の部		
1 流動負債		
(1) 未払金		21,244,541
	流動負債合計	21,244,541
2 固定負債		0
	負債合計	21,244,541
III 正味財産の部		
1 指定正味財産		1,800,001,000
	(うち基本財産への充当額)	(1,800,001,000)
2 一般正味財産		20,085,302
	正味財産合計	1,820,086,302
負債及び正味財産合計		1,841,330,843

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	10,526,444
受取利息	10,526,444
② 事業収益	33,501,141
受託事業収入	33,501,141
県受託事業収入	19,000,000
その他受託事業収入	14,501,141
	経常収益計
	44,027,585
(2) 経常費用	
① 事業費	39,588,797
就労条件改善整備事業費	6,026,434
安全管理促進事業費	61,222
緑の雇用対策事業費	14,501,141
就業者確保対策事業費	19,000,000
② 管理費	1,432,098
一般管理費	1,432,098
	経常費用計
	41,020,895
当期経常増減額	3,006,690

2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	3,006,690
一般正味財産期首残高	17,078,612
一般正味財産期末残高	20,085,302
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	1,800,001,000
指定正味財産期末残高	1,800,001,000
III 正味財産期末残高	1,820,086,302

監 査 意 見

公益財団法人石川県林業労働対策基金定款第34条の規定により、公益財団法人石川県林業労働対策基金の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月23日

公益財団法人 石川県林業労働対策基金

監 事 柚 森 直 弘
 監 事 桑 島 伸 司
 監 事 水 上 正 敏

2 令和4年度公益財団法人石川県林業労働対策基金事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	金額
就労条件改善整備事業	林業労働者の林業退職金共済の事業主負担分の掛金に対する助成	1,800 ^{千円}
	林業労働者の災害共済の事業主負担分の掛金に対する助成	615
	林業労働者の厚生年金の事業主負担分の掛金に対する助成	500
	新規就業者の採用、定着促進に対する助成	6,000
安全管理促進事業	林業労働者の蜂刺され検診等に対する助成	100
緑の雇用対策事業	森林組合等の林業事業体に新規に採用された者を対象とした担い手育成研修等の実施	14,500
就業者確保対策事業	林業事業体に就業を希望する者の掘り起こしや新規就業者の定着を図るための就業者確保対策事業の実施	19,000

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	10,514
受取利息	10,514
② 事業収益	33,500
受託事業収入	33,500
県受託事業収入	19,000
その他受託事業収入	14,500
③ 雑収益	1
受取利息	1
経常収益計	44,015
(2) 経常費用	
① 事業費	42,515
就労条件改善整備事業費	8,915
安全管理促進事業費	100
緑の雇用対策事業費	14,500
就業者確保対策事業費	19,000
② 管理費	1,500
一般管理費	1,500
経常費用計	44,015

当期経常増減額	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	17,929
一般正味財産期末残高	17,929
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	1,800,001
指定正味財産期末残高	1,800,001
III 正味財産期末残高	1,817,930

報告第40号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県緑化推進委員会の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県緑化推進委員会決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
緑の助成等事業	森林の整備等の活動を行うボランティア団体、学校に対する助成	15,958 ^{千円}
県受託事業	森林・林業及び緑化に対する県民の理解を深めるための普及啓発、ボランティアの養成等	9,254
森林づくり・森林環境教育事業	国民参加の森づくり運動を推進するための普及啓発、森林ボランティアによる活動基盤の整備等	4,141

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	1,551,999
① 預金	1,551,999
(2) 未収金	3,440,668
流動資産合計	4,992,667
2 固定資産	
(1) 基本財産	30,500,000
① 定期預金等	30,500,000
(2) 特定資産	3,107,600
① 退職給付引当資産	3,107,600
定期預金	3,107,600
固定資産合計	33,607,600
資 産 合 計	38,600,267

II 負債の部		
1 流動負債		
(1) 未払金		596,697
(2) 前受金		46,049
(3) 預り金		24,220
(4) 仮受金		1,500,000
	流動負債合計	2,166,966
2 固定負債		
(1) 退職給付引当金		3,290,400
	固定負債合計	3,290,400
	負債合計	5,457,366
III 正味財産の部		
1 指定正味財産		31,326,978
	(うち基本財産への充当額)	(30,500,000)
2 一般正味財産		1,815,923
	正味財産合計	33,142,901
	負債及び正味財産合計	38,600,267

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科	目	金 額
I 一般正味財産増減の部		円
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
① 基本財産運用益		15,410
受取利息		15,410
② 事業収益		9,304,000
受託事業収入		9,304,000
県受託事業収入		9,254,000
国土緑化推進機構受託事業収入		50,000
③ 受取補助金等		3,170,000
県補助事業収入		1,000,000
その他補助金		2,170,000
④ 受取寄附金		14,690,017
緑の募金収入		14,590,017
指定正味財産からの振替額		100,000
⑤ 雑収益		24,163
受取利息		48
雑収入		24,115
	経常収益計	27,203,590
(2) 経常費用		
① 事業費		29,353,072
緑の助成等事業費		15,958,338
県受託事業費		9,254,000
森林づくり・森林環境教育事業費		4,140,734

② 管理費		1,120,586
一般管理費		1,120,586
	経常費用計	30,473,658
当期経常増減額	△	3,270,068
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	△	3,270,068
一般正味財産期首残高		5,085,991
一般正味財産期末残高		1,815,923
II 指定正味財産増減の部		
受取寄附金		8
一般正味財産への振替額	△	100,000
当期指定正味財産増減額	△	99,992
指定正味財産期首残高		31,426,970
指定正味財産期末残高		31,326,978
III 正味財産期末残高		33,142,901

監 査 意 見

公益財団法人石川県緑化推進委員会定款第27条の規定により、公益財団法人石川県緑化推進委員会の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月25日

公益財団法人 石川県緑化推進委員会
 監 事 通 善 一 洋
 監 事 柚 森 直 弘

2 令和4年度公益財団法人石川県緑化推進委員会事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	金額
緑の助成等事業	森林の整備等の活動を行うボランティア団体、学校に対する助成	15,190 ^{千円}
県受託事業	森林・林業及び緑化に対する県民の理解を深めるための普及啓発、ボランティアの養成等	9,027
森林づくり・森林環境教育事業	国民参加の森づくり運動を推進するための普及啓発、森林ボランティアによる活動基盤の整備等	2,680

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	10
受取利息	10
② 事業収益	9,027
受託事業収入	9,027
県受託事業収入	9,027
③ 受取補助金等	3,160
県補助事業収入	1,000
その他補助金	2,160
④ 受取寄附金	15,300
緑の募金収入	15,100
指定正味財産からの振替額	200
⑤ 雑収益	10
雑収入	10
経常収益計	27,507
(2) 経常費用	
① 事業費	26,897
緑の助成等事業費	15,190
県受託事業費	9,027
森林づくり・森林環境教育事業費	2,680
② 管理費	1,120
一般管理費	1,120
経常費用計	28,017
当期経常増減額	△ 510
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0

(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	△	510
一般正味財産期首残高		1,816
一般正味財産期末残高		1,306
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
一般正味財産への振替額	△	200
当期指定正味財産増減額	△	200
指定正味財産期首残高		31,027
指定正味財産期末残高		30,827
Ⅲ 正味財産期末残高		32,133

報告第41号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社マリnpark内灘の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度株式会社マリnpark内灘決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事業内容	事業量	金額
マリーナ施設管理事業	舟艇保管等	保管船隻数	65隻
		モーターボート	46隻
		水上バイク	18隻
		クルーザーヨット	1隻
			15,414 ^{千円}

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	38,870,397
(1) 現金預金	36,929,492
(2) 未収金	1,940,905
2 固定資産	27,220,905
(1) 有形固定資産	27,029,504
① 建物	14,373,713
② 構築物	283,006
③ 機械装置	12,372,784
④ 工具器具備品	1
(2) 無形固定資産	191,401
① ソフトウェア	191,401
資 産 合 計	66,091,302
II 負債の部	
1 流動負債	2,588,625
(1) 未払金	2,588,625

報告第四十一号 法人の経営状況の報告について (株式会社マリnpark内灘)

2 固定負債	0
負債合計	2,588,625
Ⅲ 純資産の部	
1 株主資本	63,502,677
(1) 資本金	78,000,000
(2) 利益剰余金	△ 14,497,323
純資産合計	63,502,677
負債及び純資産合計	66,091,302

損 益 計 算 書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
	円
I 営業損益	
1 営業収益	15,420,413
(1) 利用料収入	13,648,453
(2) 入会金	187,000
(3) 賃貸料収入	1,429,992
(4) 光熱費収入	154,968
2 営業費用	14,593,613
(1) マリーナ施設管理事業費	12,928,530
(2) 減価償却費	1,665,083
営 業 利 益	826,800
Ⅱ 営業外損益	
1 営業外収益	236,493
(1) 受取利息	628
(2) 雑収入	235,865
2 営業外費用	637,653
(1) 貸倒損失	637,653
経 常 利 益	425,640
Ⅲ 特別損益	
1 特別利益	0
2 特別損失	0
税引前当期純利益	425,640
法 人 税 等	182,500
当 期 純 利 益	243,140

監 査 意 見

会社法（平成17年法律第86号）第436条第1項の規定により、株式会社マリパーク内灘の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年6月24日

株式会社マリパーク内灘

監査役 北 山 章 一

監査役 福 島 誠 一

報告第四十一号 法人の経営状況の報告について（株式会社マリパーク内灘）

2 令和4年度株式会社マリパーク内灘事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区 分	事業内容	事業量	金額
マリーナ施設管理事業	舟艇保管等	保管船隻数	63隻
		モーターボート	44隻
		水上バイク	18隻
		クルーザーヨット	1隻
			15,178 ^{千円}

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
I 収益の部	
1 営業収益	15,176
2 営業外収益	2
収益合計	15,178
II 費用の部	
1 営業費用	15,178
2 営業外費用	0
費用合計	15,178

報告第42号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人いしかわまちづくり技術センターの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人いしかわまちづくり技術センター決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
支援・受託事業	まちづくり・公共事業執行に関する支援	146,341 ^{千円}
施設管理事業	所有地の管理	1,728

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	114,678,061
① 預金	114,678,061
(2) 未収金	27,232,480
流動資産合計	141,910,541
2 固定資産	
(1) 基本財産	35,140,000
① 定期預金	1,140,000
② 投資有価証券	34,000,000
(2) 特定資産	150,048,935
① いしかわまちづくり基金	3,048,935
定期預金	3,048,935
② 法人管理基金	147,000,000
定期預金	147,000,000
(3) その他固定資産	140,133,545
① 構築物	2

報告第四十二号 法人の経営状況の報告について（公益財団法人 いしかわまちづくり技術センター）

② 工具器具備品	52,218,277
③ 土地	87,704,366
④ 電話加入権	210,900
固定資産合計	325,322,480
資 産 合 計	467,233,021
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	16,078,975
(2) 前受金	389,500
(3) 預り金	356,538
流動負債合計	16,825,013
2 固定負債	0
負債合計	16,825,013
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	38,188,935
(うち基本財産への充当額)	(35,140,000)
(うち特定資産への充当額)	(3,048,935)
2 一般正味財産	412,219,073
(うち特定資産への充当額)	(147,000,000)
正味財産合計	450,408,008
負債及び正味財産合計	467,233,021

正 味 財 産 増 減 計 算 書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	57,822
受取利息	57,822
② 特定資産運用益	3,204
受取利息	3,204
③ 事業収益	158,885,790
支援・受託事業収入	154,012,790
基準書販売等事業収入	23,887,740
調査・計画事業収入	5,352,050
設計・積算等事業収入	124,773,000
土地貸付等収入	4,873,000
④ 受取負担金	2,263,406
⑤ 雑収益	51,417
受取利息	1,073
雑収入	50,344
経常収益計	161,261,639

(2) 経常費用		
① 事業費		149,115,839
支援・受託事業費		146,341,482
施設管理事業費		1,728,056
減価償却費		1,046,301
② 管理費		1,139,395
一般管理費		1,128,826
減価償却費		10,569
経常費用計		150,255,234
当期経常増減額		11,006,405
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		
① 指定正味財産への振替額		304
経常外費用計		304
当期経常外増減額	△	304
当期一般正味財産増減額		11,006,101
一般正味財産期首残高		401,212,972
一般正味財産期末残高		412,219,073
II 指定正味財産増減の部		
一般正味財産からの振替額		304
当期指定正味財産増減額		304
指定正味財産期首残高		38,188,631
指定正味財産期末残高		38,188,935
III 正味財産期末残高		450,408,008

監 査 意 見

公益財団法人いしかわまちづくり技術センター定款第12条の規定により、公益財団法人いしかわまちづくり技術センターの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月18日

公益財団法人 いしかわまちづくり技術センター

監 事 中 嶋 満

監 事 北 山 章

2 令和4年度公益財団法人いしかわまちづくり技術センター事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	金額
支援・受託事業	まちづくり・公共事業執行に関する支援	149,789 ^{千円}
施設管理事業	所有地の管理	2,832

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	千円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	57
受取利息	57
② 特定資産運用益	3
受取利息	3
③ 事業収益	152,497
支援・受託事業収入	147,718
基準書販売等事業収入	23,887
調査・計画事業収入	3,831
設計・積算等事業収入	120,000
土地貸付等収入	4,779
④ 受取負担金	2,440
⑤ 雑収益	3
受取利息	1
雑収入	2
経常収益計	155,000
(2) 経常費用	
① 事業費	153,713
支援・受託事業費	149,789
施設管理事業費	2,832
減価償却費	1,092
② 管理費	1,160
一般管理費	1,149
減価償却費	11
経常費用計	154,873
当期経常増減額	127
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0

(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	127
一般正味財産期首残高	405,065
一般正味財産期末残高	405,192
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	38,188
指定正味財産期末残高	38,188
Ⅲ 正味財産期末残高	443,380

報告第43号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人木場潟公園協会の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人木場潟公園協会決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
公園管理事業	木場潟公園の管理運営、県民参加型の交流イベントの実施	64,189 ^{千円}
バイオパーク事業	水質浄化施設を利用した水質浄化に関する啓発	1,365
ドッグラン事業	ドッグラン施設の運営	898

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	3,634,336
① 現金	60,000
② 預金	3,574,336
(2) 未収金	2,203,466
流動資産合計	5,837,802
2 固定資産	
(1) 基本財産	10,000,000
① 定期預金	10,000,000
(2) その他固定資産	3,153,236
① 構築物	1,359,760
② 器具及び備品	618,715
③ 車両運搬具	2
④ 機械及び装置	52,209
⑤ ソフトウェア	1,122,550
固定資産合計	13,153,236

資 産 合 計	18,991,038
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	7,782,802
(2) 預り金	35,439
流動負債合計	7,818,241
2 固定負債	0
負債合計	7,818,241
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	10,000,000
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)
2 一般正味財産	1,172,797
正味財産合計	11,172,797
負債及び正味財産合計	18,991,038

正 味 財 産 増 減 計 算 書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	200
受取利息	200
② 事業収益	63,495,610
受託事業収入	54,705,000
県受託事業収入	52,944,000
小松市受託事業収入	1,761,000
ドッグラン事業収入	1,077,200
自動販売機設置手数料収入	6,100,250
貸自転車等事業収入	627,760
パークゴルフ場使用料収入	985,400
③ 受取補助金等	5,000,000
小松市補助金	5,000,000
④ 雑収益	288,663
雑収入	288,663
経常収益計	68,784,473
(2) 経常費用	
① 事業費	66,452,038
公園管理事業費	64,188,822
ビオパーク事業費	1,365,000
ドッグラン事業費	898,216
② 管理費	2,249,826
一般管理費	2,249,826
経常費用計	68,701,864

当期経常増減額	82,609
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	82,609
一般正味財産期首残高	1,090,188
一般正味財産期末残高	1,172,797
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	10,000,000
指定正味財産期末残高	10,000,000
III 正味財産期末残高	11,172,797

監 査 意 見

公益財団法人木場潟公園協会定款第25条の規定により、公益財団法人木場潟公園協会の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月12日

公益財団法人 木場潟公園協会

監 事 南 出 修 宏
監 事 蓮 井 幸 史

2 令和4年度公益財団法人木場潟公園協会事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
公園管理事業	木場潟公園の管理運営、県民参加型の交流イベントの実施	66,039 ^{千円}
バイオパーク事業	水質浄化施設を利用した水質浄化に関する啓発	1,452
ドッグラン事業	ドッグラン施設の運営	745

収 支 予 算 書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 事業収益	65,045
受託事業収入	54,704
県受託事業収入	52,943
小松市受託事業収入	1,761
ドッグラン事業収入	1,198
自動販売機設置手数料収入	6,923
貸自転車等事業収入	1,040
パークゴルフ場使用料収入	1,180
② 受取補助金等	5,000
小松市補助金	5,000
③ 雑収益	405
雑収入	405
経常収益計	70,450
(2) 経常費用	
① 事業費	68,236
公園管理事業費	66,039
バイオパーク事業費	1,452
ドッグラン事業費	745
② 管理費	2,214
一般管理費	2,214
経常費用計	70,450
当期経常増減額	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0

当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	1,140
一般正味財産期末残高	1,140
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	10,000
指定正味財産期末残高	10,000
Ⅲ 正味財産期末残高	11,140

報告第44号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人いしかわ緑のまち基金の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人いしかわ緑のまち基金決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
普及啓発事業	都市緑化への普及啓発活動 緑と花のまちづくり推進員養成講座 緑と花のまちづくり推進員が行う講習会、愛護活動への支援 県営公園内の緑化や緑に関する調査・研究・技術開発等都市緑化の取組への支援	3,216 ^{千円}

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	2,973,336
① 預金	2,973,336
(2) 未収金	245,431
流動資産合計	3,218,767
2 固定資産	
(1) 基本財産	94,735,000
① 県長期貸付金	94,000,000
② 定期預金	735,000
(2) 特定資産	4,500,000
① 緑化推進活動資金	4,500,000
定期預金	4,500,000
固定資産合計	99,235,000
資 産 合 計	102,453,767

報告第四十四号 法人の経営状況の報告について（公益財団法人 いしかわ緑のまち基金）

II 負債の部		
1 流動負債		
(1) 未払金		412,118
	流動負債合計	412,118
2 固定負債		0
	負債合計	412,118
III 正味財産の部		
1 指定正味財産		94,735,000
(うち基本財産への充当額)		(94,735,000)
2 一般正味財産		7,306,649
(うち特定資産への充当額)		(4,500,000)
	正味財産合計	102,041,649
	負債及び正味財産合計	102,453,767

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科	目	金額
I 一般正味財産増減の部		円
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
① 基本財産運用益		681,728
受取利息		681,728
② 特定資産運用益		121
受取利息		121
③ 事業収益		2,666,398
自動販売機販売手数料収入		2,666,398
	経常収益計	3,348,247
(2) 経常費用		
① 事業費		3,215,679
普及啓発事業費		3,215,679
② 管理費		347,417
一般管理費		347,417
	経常費用計	3,563,096
	当期経常増減額	△ 214,849
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
	当期経常外増減額	0
	当期一般正味財産増減額	△ 214,849
	一般正味財産期首残高	7,521,498
	一般正味財産期末残高	7,306,649
II 指定正味財産増減の部		
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	94,735,000
	指定正味財産期末残高	94,735,000
III 正味財産期末残高		102,041,649

監 査 意 見

公益財団法人いしかわ緑のまち基金定款第29条の規定により、公益財団法人いしかわ緑のまち基金の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月2日

公益財団法人 いしかわ緑のまち基金

監 事 北 総 一 朗

監 事 普 赤 清 幸

2 令和4年度公益財団法人いしかわ緑のまち基金事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
普及啓発事業	都市緑化への普及啓発活動 緑と花のまちづくり推進員養成講座 緑と花のまちづくり推進員が行う講習会、愛護活動への支援 県営公園内の緑化や緑に関する調査・研究・技術開発等都市緑化の取組への支援	5,962 ^{千円}

収 支 予 算 書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
I 一般正味財産増減の部	^{千円}
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	690
受取利息	690
② 特定資産運用益	2
受取利息	2
③ 事業収益	5,720
自動販売機販売手数料収入	5,720
経常収益計	6,412
(2) 経常費用	
① 事業費	5,962
普及啓発事業費	5,962
② 管理費	450
一般管理費	450
経常費用計	6,412
当期経常増減額	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	7,307
一般正味財産期末残高	7,307
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	94,735
指定正味財産期末残高	94,735
III 正味財産期末残高	102,042

報告第45号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県暴力追放運動推進センターの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事業内容	事業量	金額
暴力団追放広報啓発活動	広報宣伝活動 小冊子、ポスター等の作成配布 テレビ、ラジオ、機関誌等による広報 各暴力団追放対策部会及び分科会の開催 賛助会員制度の推進	開催回数 3回 会員数 715者	7,220 ^{千円}
暴力団に対する調査・監視活動	監視員による暴力団の情報収集 暴力団の市民生活への影響調査	暴力追放監視員 59人 アンケート調査	1,589
暴力団に関する相談活動	暴力団問題についての相談、調査活動	相談件数 275件	4,048
暴力団の影響力排除及び被害者の保護救済、訴訟等に対する援助活動	暴力団離脱者の社会復帰支援活動	連絡会開催 1回	1,822
暴力団排除組織への助成活動	各地域、職域の暴力団排除組織に対する助成活動	交付先 8団体	1,618
暴力団排除のための受託事業活動	事業所責任者に対する講習	講習回数 20回	2,208

報告第四十五号 法人の経営状況の報告について（公益財団法人 石川県暴力追放運動推進センター）

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	4,075,905
① 現金	2,995
② 預金	4,072,910
(2) 前払金	23,220
流動資産合計	4,099,125
2 固定資産	
(1) 基本財産	768,265,489
① 定期預金	71,820
② 投資有価証券	768,193,669
(2) 特定資産	23,340,902
① 退職給付引当資産	2,002,000
定期預金	2,002,000
② 減価償却引当資産	2,898,902
定期預金	2,898,902
③ 被害者救済積立金	6,200,000
定期預金	6,200,000
④ 差止請求準備金	4,000,000
定期預金	4,000,000
⑤ 事業推進安定化基金	3,240,000
定期預金	3,240,000
⑥ 事業救済準備資金	5,000,000
定期預金	5,000,000
(3) その他固定資産	1,404,272
① 車両運搬具	598,146
② 什器備品	758,606
③ ソフトウェア	47,520
固定資産合計	793,010,663
資 産 合 計	797,109,788
II 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	12,145
(2) 預り金	192,784
流動負債合計	204,929
2 固定負債	
(1) 退職給付引当金	2,002,000
固定負債合計	2,002,000
負債合計	2,206,929
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	778,465,489
(うち基本財産への充当額)	(768,265,489)

	(うち特定資産への充当額)	(10,200,000)
2 一般正味財産		16,437,370
	(うち特定資産への充当額)	(11,138,902)
	正味財産合計	794,902,859
負債及び正味財産合計		797,109,788

正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科	目	金 額
円		
I	一般正味財産増減の部	
1	経常増減の部	
(1)	経常収益	
①	基本財産運用益	14,335,528
	受取利息	14,335,528
②	特定資産運用益	880
	受取利息	880
③	事業収益	2,208,000
	受託事業収入	2,208,000
	県受託事業収入	2,208,000
④	受取補助金等	270,000
	金沢市補助金	270,000
⑤	受取賛助金・寄附金	7,844,120
	賛助金	7,304,120
	寄附金	540,000
⑥	雑収益	68
	受取利息	68
	経常収益計	24,658,596
(2)	経常費用	
①	事業費	18,506,792
	暴力団追放広報啓発活動費	7,220,370
	暴力団調査・監視活動費	1,589,353
	暴力団相談活動費	4,048,329
	保護救済等活動費	1,822,334
	組織支援活動費	1,618,406
	受託活動費	2,208,000
②	管理費	3,474,316
	一般管理費	3,396,129
	減価償却費	78,187
	経常費用計	21,981,108
	当期経常増減額	2,677,488
2	経常外増減の部	
(1)	経常外収益	0
(2)	経常外費用	
①	固定資産除却損	3
	経常外費用計	3

当期経常外増減額	△	3
当期一般正味財産増減額		2,677,485
一般正味財産期首残高		13,759,885
一般正味財産期末残高		16,437,370
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
基本財産受取利息		388,681
当期指定正味財産増減額		388,681
指定正味財産期首残高		778,076,808
指定正味財産期末残高		778,465,489
Ⅲ 正味財産期末残高		794,902,859

監 査 意 見

公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター定款第33条の規定により、公益財団法人石川県暴力追放運動推進センターの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年4月22日

公益財団法人 石川県暴力追放運動推進センター

監 事 松 木 浩 一

監 事 松 井 高 志

2 令和4年度公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	事業量	金額
暴力団追放広報啓発活動	県民大会の開催 広報宣伝活動 小冊子、ポスター等の作成配布 テレビ、ラジオ、機関誌等による広報 各暴力団追放対策部会及び分科会の開催 賛助会員制度の推進	開催回数 1回	8,874 ^{千円}
暴力団に対する調査・監視活動	監視員による暴力団の情報収集 暴力団の市民生活への影響調査	暴力追放監視員 59人 アンケート調査	1,932
暴力団に関する相談活動	暴力団問題についての相談、調査活動 暴力団関係事件に関する弁護士による相談 企業訪問相談活動	暴力追放相談委員 (うち弁護士 8人) 13人	4,170
暴力団の影響力排除及び被害者の保護救済、訴訟等に対する援助活動	少年に対する暴力団の影響力排除活動 暴力団離脱者の社会復帰支援活動 訴訟費用等に対する無利子貸付 暴力団事務所使用差止請求活動 被害見舞金の支給	研修会開催 1回 連絡会開催 1回	1,941
暴力団排除組織への助成活動	各地域、職域の暴力団排除組織に対する助成活動	交付先 8団体	1,702
暴力団排除のための受託事業活動	事業所責任者に対する講習	講習回数 20回	2,208

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	14,330
受取利息	14,330

報告第四十五号 法人の経営状況の報告について(公益財団法人 石川県暴力追放運動推進センター)

② 特定資産運用益	2
受取利息	2
③ 事業収益	2,208
受託事業収入	2,208
県受託事業収入	2,208
④ 受取補助金等	270
金沢市補助金	270
⑤ 受取賛助金・寄附金	7,540
賛助金	7,000
寄附金	540
経常収益計	24,350
(2) 経常費用	
① 事業費	20,827
暴力団追放広報啓発活動費	8,874
暴力団調査・監視活動費	1,932
暴力団相談活動費	4,170
保護救済等活動費	1,941
組織支援活動費	1,702
受託活動費	2,208
② 管理費	4,023
一般管理費	3,938
減価償却費	85
経常費用計	24,850
当期経常増減額	△ 500
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 500
一般正味財産期首残高	16,443
一般正味財産期末残高	15,943
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
基本財産受取利息	389
当期指定正味財産増減額	389
指定正味財産期首残高	778,465
指定正味財産期末残高	778,854
Ⅲ 正味財産期末残高	794,797

報告第46号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県文教会館の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県文教会館決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区 分	事業内容	事業量	金額
施設貸与事業	ホール、会議室等の貸与	利用件数 2,079件	72,030 ^{千円}
教育資料収集整理事業	教育に関する資料の収集整理展示	収集点数 561点 展示回数 15回	139
国際理解講座事業	異文化理解講座の開催	受講者数 137人	6,683
陶芸展開催事業	いしかわ県民陶芸展の開催	出品作品数 219点	457
広報事業	会館事業の広報	広報誌発行 機関誌 年2回 催事案内 年6回	5,812
喫茶運営事業	飲料及び軽食の提供	席数 53席	2,157

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	6,574,101
① 現金	50,000
② 預金	6,524,101
(2) 未収金	2,177,720
流動資産合計	8,751,821
2 固定資産	
(1) 基本財産	24,010,000

① 定期預金		24,010,000
固定資産合計		24,010,000
資 産 合 計		32,761,821
II 負債の部		
1 流動負債		
(1) 未払金		5,511,804
(2) 預り金		465,034
(3) 前受金		2,735,410
流動負債合計		8,712,248
2 固定負債		0
負債合計		8,712,248
III 正味財産の部		
1 指定正味財産		24,010,000
(うち基本財産への充当額)		(24,010,000)
2 一般正味財産		39,573
正味財産合計		24,049,573
負債及び正味財産合計		32,761,821

正 味 財 産 増 減 計 算 書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	4,061
受取利息	4,061
② 事業収益	95,196,680
受託事業収入	73,643,000
県受託事業収入	73,643,000
施設貸与事業収入	15,453,450
国際理解講座事業収入	4,453,400
陶芸展出品料収入	144,000
喫茶運営事業収入	1,502,830
③ 雑収益	1,184,133
雑収入	1,184,133
経常収益計	96,384,874
(2) 経常費用	
① 事業費	87,277,527
施設貸与事業費	72,029,897
教育資料収集整理事業費	138,667
国際理解講座事業費	6,682,540
陶芸展開催事業費	457,194
広報事業費	5,812,410
喫茶運営事業費	2,156,819

2 令和4年度公益財団法人石川県文教会館事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	事業量	金額
施設貸与事業	ホール、会議室等の貸与	利用件数 3,000件	73,235 ^{千円}
教育資料収集整理事業	教育に関する資料の収集整理展示	展示回数 21回	272
国際理解講座事業	異文化理解講座の開催	受講者数 150人	7,394
陶芸展開催事業	いしかわ県民陶芸展の開催		536
広報事業	会館事業の広報	広報誌発行 機関誌 年2回 催事案内 年6回	5,993
喫茶運営事業	飲料及び軽食の提供	席数 53席	2,107

収支予算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	6
受取利息	6
② 事業収益	96,347
受託事業収入	67,638
県受託事業収入	67,638
施設貸与事業収入	21,389
国際理解講座事業収入	5,316
陶芸展出品料収入	144
喫茶運営事業収入	1,860
③ 雑収益	1,134
雑収入	1,134
経常収益計	97,487
(2) 経常費用	
① 事業費	89,537
施設貸与事業費	73,235
教育資料収集整理事業費	272
国際理解講座事業費	7,394
陶芸展開催事業費	536
広報事業費	5,993
喫茶運営事業費	2,107

報告第47号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県埋蔵文化財センターの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県埋蔵文化財センター決算状況

事業実績

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区分	事業内容	事業量	金額
一般会計	発掘調査受託事業	発掘調査	5件 14,550㎡ 441,650 <small>千円</small>
		出土遺物の整理	29件 410,061
	施設管理受託事業	埋蔵文化財センターの管理運営	管理面積 42,102㎡ 39,862
	普及啓発受託事業	教室・講座の開催等	開催回数 59回 参加延人数 7,402人 4,568
調査研究事業 <small>環日本海文化交流特別会計</small>	環日本海交流史研究会の開催	開催回数 1回 参加人数 80人 40	

貸借対照表

(一般会計)

令和4年3月31日現在

科目	金額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	38,967,037
① 預金	38,967,037
(2) 未収金	209,517,090
流動資産合計	248,484,127
2 固定資産	
(1) 基本財産	30,000,000
① 定期預金	30,000,000

	固定資産合計	30,000,000
	資 産 合 計	278,484,127
II	負債の部	
1	流動負債	
	(1) 未払金	242,181,797
	(2) 預り金	2,856,754
	流動負債合計	245,038,551
2	固定負債	0
	負債合計	245,038,551
III	正味財産の部	
1	指定正味財産	30,000,000
	(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)
2	一般正味財産	3,445,576
	正味財産合計	33,445,576
	負債及び正味財産合計	278,484,127

正味財産増減計算書
(一般会計)

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	600
受取利息	600
② 事業収益	981,304,000
受託事業収入	981,304,000
県受託事業収入	981,304,000
発掘調査収入	485,815,000
遺物整理収入	451,059,000
施設管理収入	39,862,000
普及啓発収入	4,568,000
③ 雑収益	43,685
雑収入	43,685
	経常収益計
	981,348,285
(2) 経常費用	
① 事業費	896,140,900
受託事業費	896,140,900
発掘調査費	441,650,000
遺物整理費	410,060,900
施設管理費	39,862,000
普及啓発費	4,568,000
② 管理費	85,231,798
受託事業費	85,231,798
発掘調査・遺物整理管理費	85,231,798

	経常費用計	981,372,698
	当期経常増減額	△ 24,413
2	経常外増減の部	
(1)	経常外収益	0
(2)	経常外費用	0
	当期経常外増減額	0
	当期一般正味財産増減額	△ 24,413
	一般正味財産期首残高	3,469,989
	一般正味財産期末残高	3,445,576
II	指定正味財産増減の部	
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	30,000,000
	指定正味財産期末残高	30,000,000
III	正味財産期末残高	33,445,576

貸 借 対 照 表

(環日本海文化交流調査研究事業特別会計) 令和4年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	1,460,043
① 預金	1,460,043
流動資産合計	1,460,043
2 固定資産	
(1) その他固定資産	1,306,930
① 工具器具備品	702,130
② 電話加入権	604,800
固定資産合計	1,306,930
資 産 合 計	2,766,973
II 負債の部	
1 流動負債	0
2 固定負債	0
負債合計	0
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	2,766,973
正味財産合計	2,766,973
負債及び正味財産合計	2,766,973

正味財産増減計算書

(環日本海文化交流調査研究事業特別会計)

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

科	目	金	額
I	一般正味財産増減の部		円
1	経常増減の部		
	(1) 経常収益		0
	(2) 経常費用		
	① 事業費		39,652
	調査研究費		39,652
	経常費用計		39,652
	当期経常増減額	△	39,652
2	経常外増減の部		
	(1) 経常外収益		0
	(2) 経常外費用		0
	当期経常外増減額		0
	当期一般正味財産増減額	△	39,652
	一般正味財産期首残高		2,806,625
	一般正味財産期末残高		2,766,973
II	指定正味財産増減の部		
	当期指定正味財産増減額		0
	指定正味財産期首残高		0
	指定正味財産期末残高		0
III	正味財産期末残高		2,766,973

監 査 意 見

公益財団法人石川県埋蔵文化財センター定款第26条の規定により、公益財団法人石川県埋蔵文化財センターの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月10日

公益財団法人 石川県埋蔵文化財センター

監 事 北 山 章

監 事 平 木 外 二

2 令和4年度公益財団法人石川県埋蔵文化財センター事業予定

事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

区分	事業内容	事業量	金額
一般会計	発掘調査受託事業	発掘調査	6件 12,930㎡ 410,367 ^{千円}
		出土遺物の整理	27件 408,902
	施設管理受託事業	埋蔵文化財センターの管理運営	管理面積 42,102㎡ 51,005
	普及啓発受託事業	教室・講座の開催等	開催回数 61回 4,580
調査研究事業	環日本海交流史研究会の開催	開催回数 1回 600	

調査研究事業特別会計
環日本海文化交流計

収支予算書

(一般会計)

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	1
受取利息	1
② 事業収益	956,762
受託事業収入	956,762
県受託事業収入	956,762
発掘調査収入	451,400
遺物整理収入	449,777
施設管理収入	51,005
普及啓発収入	4,580
③ 雑収益	36
雑収入	36
経常収益計	956,799
(2) 経常費用	
① 事業費	874,854
受託事業費	874,854
発掘調査費	410,367
遺物整理費	408,902
施設管理費	51,005
普及啓発費	4,580

報告第四十七号 法人の経営状況の報告について(公益財団法人 石川県埋蔵文化財センター)

② 管理費	81,908
受託事業費	81,908
発掘調査・遺物整理管理費	81,908
③ 雑費	37
経営調整準備金	37
経常費用計	956,799
当期経常増減額	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	3,470
一般正味財産期末残高	3,470
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	30,000
指定正味財産期末残高	30,000
III 正味財産期末残高	33,470

収 支 予 算 書
 （環日本海文化交流調査研究事業特別会計） 自 令和4年4月1日
 至 令和5年3月31日

科 目	予 算 額
	千円
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	0
(2) 経常費用	
① 事業費	600
調査研究費	600
経常費用計	600
当期経常増減額	△ 600
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 600
一般正味財産期首残高	2,767
一般正味財産期末残高	2,167
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	2,167